

目 次

○第1号（12月7日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
町長あいさつ.....	4
開会・開議.....	4
諸般の報告.....	4
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第 2 会期の決定.....	5
日程第 3 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	5
日程第 4 報告第 9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	7
日程第 5 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて.....	11
日程第 6 承認第 5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認 を求めることについて.....	13
日程第 7 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動 公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定につ いて.....	17
日程第 8 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定に ついて.....	31
日程第 9 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定につ いて.....	36
日程第10 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例.....	44
日程第11 議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正	

	する条例.....	4 5
日程第 1 2	議案第 6 4 号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例.....	4 7
日程第 1 3	議案第 6 5 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例.....	4 8
日程第 1 4	議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正す る条例.....	5 0
日程第 1 5	議案第 6 7 号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を 改正する条例.....	5 1
日程第 1 6	議案第 6 8 号 平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）.....	5 2
日程第 1 7	議案第 6 9 号 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 3 号）.....	6 2
日程第 1 8	議案第 7 0 号 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）.....	6 4
日程第 1 9	議案第 7 1 号 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）.....	6 5
日程第 2 0	議案第 7 2 号 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 2 号）.....	6 8
日程第 2 1	議案第 7 3 号 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）.....	7 1
日程第 2 2	議案第 7 4 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）.....	7 3
日程第 2 3	議長報告.....	7 4
散 会.....		7 5

○第 2 号（1 2 月 1 3 日）

議事日程 第 2 号.....	7 7
本日の会議に付した事件.....	7 7
出席議員.....	7 8
欠席議員.....	7 8
説明のため出席した者.....	7 8
事務局職員出席者.....	7 8
開 議.....	7 9
日程第 1 一般質問.....	7 9
馬場周二君.....	7 9

平形 薫君.....	9 3
神宮 隆君.....	1 0 4
岩崎信幸君.....	1 1 9
石倉 實君.....	1 2 4
金谷重男君.....	1 3 2
小池春雄君.....	1 5 0
散 会.....	1 6 7

○第3号（12月14日）

議事日程 第3号.....	1 6 9
本日の会議に付した事件.....	1 7 1
出席議員.....	1 7 2
欠席議員.....	1 7 2
説明のため出席した者.....	1 7 2
事務局職員出席者.....	1 7 2
開 議.....	1 7 3
日程第 1 一般質問.....	1 7 3
小林一喜君.....	1 7 3
日程第 2 委員会議案審査報告.....	1 8 7
日程第 3 承認第 5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認 を求めることについて.....	1 9 7
日程第 4 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動 公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定につ いて.....	1 9 8
日程第 5 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定に ついて.....	2 0 2
日程第 6 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定につ いて.....	2 0 3
日程第 7 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例.....	2 0 5
日程第 8 議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例.....	2 0 6

日程第 9	議案第 6 4 号	吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例.....	2 0 6
日程第 1 0	議案第 6 5 号	吉岡町税条例等の一部を改正する条例.....	2 0 7
日程第 1 1	議案第 6 6 号	吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正す る条例.....	2 0 7
日程第 1 2	議案第 6 7 号	吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を 改正する条例.....	2 0 8
日程第 1 3	議案第 6 8 号	平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）.....	2 0 8
日程第 1 4	議案第 6 9 号	平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 3 号）.....	2 0 8
日程第 1 5	議案第 7 0 号	平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）.....	2 0 9
日程第 1 6	議案第 7 1 号	平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）.....	2 0 9
日程第 1 7	議案第 7 2 号	平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 2 号）.....	2 1 0
日程第 1 8	議案第 7 3 号	平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）.....	2 1 0
日程第 1 9	議案第 7 4 号	平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）.....	2 1 1
日程第 2 0	請願・陳情審査報告.....		2 1 1
日程第 2 1	請願第 4 号	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保 育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書.....	2 1 2
日程第 2 2	請願第 5 号	年金受給資格期間の 1 0 年への短縮を求める請願.....	2 1 2
日程第 2 3	請願第 6 号	0 . 4 % の年金引き下げをもとに戻すことを求める 請願.....	2 1 3
日程第 2 4	陳情第 3 号	大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求 める陳情書.....	2 1 3
日程第 2 5	発議第 9 号	子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に 反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書.....	2 1 4
日程第 2 6	発議第 1 0 号	大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求 める意見書.....	2 1 6
日程第 2 7	議会議員の派遣について.....		2 1 7
日程第 2 8	総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....		2 1 8

日程第 2 9	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 1 8
日程第 3 0	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 1 8
日程第 3 1	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	2 1 8
日程第 3 2	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について.....	2 1 9
町長あいさつ.....		2 1 9
閉 会.....		2 1 9

平成23年第4回

吉岡町議会定例会会議録

第1号

12月7日(水)

平成23年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成23年12月7日（水曜日）

議事日程 第1号

平成23年12月7日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 6 承認第 5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)
に係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑)

- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 4 号)
(提案・質疑)
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案・質疑)
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 1 9 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 3 議長報告 請願・陳情の委員会付託について
- 請願第 4 号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求め
る意見書提出を求める請願書
- 請願第 5 号 年金受給資格期間の 1 0 年への短縮を求める請願
- 請願第 6 号 0 . 4 % の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願
- 陳情第 3 号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第4回吉岡町議会定例会が始まるわけですが、開会に先立ち、石関町長から発言の申し入れがございましたので、これを許可します。

石関町長。

町長あいさつ

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

平成23年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

12月に入り、何かと気ぜわしい季節となりましたが、本日、12月定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

議員の方々には、9月定例会閉会以降、吉岡ふるさと祭り、北海道大樹町友好都市締結、町政20周年記念式典などを初め、また議員研修等、大変多忙の折、各種行事に出席をくださいまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会では、議案16件、報告3件、承認1件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり可決及び承認くださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は大変お世話になります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成23年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（近藤 保君） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

1. 請願・陳情文書表、2. 例月出納検査結果報告、3. 一部事務組合（渋川広域組合議会）4. 委員会研修報告（総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業建設常任委員会・議会運営委員会・議会広報特別委員会）、5. 議員研修報告、以上、お手元に配付したと

おり、諸般の報告といたします。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において11番岸 祐次議員、12番小林一喜議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

南雲議員。

〔議会運営委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

議会運営委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

去る12月2日午前9時から議会運営委員会を開催し、平成23年度第4回定例会の会期日程について協議を行いました。その結果を報告いたします。

会期は、本日12月7日午前9時開会、13日午前9時再開、一般質問を行い、14日午前9時から一般質問を行い、続いて議案審議を行う最終日と決定をいたしました。会期は8日間であります。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日までの8日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの8日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第3、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項は、議会の指定した事項は町長が専決処分できると規定しています。吉岡町議会の専決事項の指定について、第2項で、1件100万円以下の金額で法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定並びに訴訟物の訴えの提起、和解及び調停にかかわるものを指定をしています。

平成23年6月14日に発生した吉岡町道路管理に起因する事故の損害賠償の額が決定し和解をしたので、専決処分を行いましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、財務課長をして説明をさせます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、町長の補足説明を申し上げます。

専決処分書を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

平成23年6月14日午後5時ごろ、吉岡町小倉地内、町道三国線203号において渋川方面から進行してきた自転車がグレイチング通過時に、パンクをいたしました。

原因につきましては、グレイチングの表と裏が逆になっていたため起きた事故でございます。

当事者（甲、北群馬郡吉岡町下野田560番地 吉岡町長 石関 昭、乙、渋川市石原126番地1 201 福原太陽）間において、甲が乙に損害賠償金1万9,000円を支払い、甲乙間において何ら債権、債務のないことを相互に確認する。

平成23年6月17日。

吉岡町長 石関 昭。

専決理由といたしまして、損害賠償条件について被害者から承諾が得られたためござ

います。

損害賠償金額、1万9,000円は町が加入している全国市町村総合賠償保険の保険金で全額支払いとなりました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） まず、1点でありますけれども、このグレイチングが裏表が逆さになっていたということなのですけれども、これはどうしてそういうことがあったのかということが一つです。

それからもう1点は、パンクをしてそのパンクの修理で1万9,000円というのは、これは高いような気もするのですけれども、これはパンクだけだったのですか。どういうことなのですか。

議長（近藤 保君） 財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） グレイチングの表と裏が逆ということでございますが、推測でございますが、側溝等が詰まったりなんかで、近くの方が移動をした中で、表と裏が逆になってしまったのだと思われま。

それと、パンクということでございますが、タイヤの自転車のホイールというか、これも破損していましたので、その合計金額となります。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第4、報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項は、議会の指定した事項は町長から専決処分できると規定しています。吉岡町議会の専決事項の指定について、第2項で、1件100万円以下の金額で法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定並びに訴訟物の訴えの提起、和解及び調停にかかわるものと指定をしています。

平成23年9月21日に発生した吉岡町道路管理に起因する事故の損害賠償の額が決定し和解したので、専決処分を行いましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

詳細につきましては、財務課長をして説明をさせます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、町長の補足説明を申し上げます。

専決処分書を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

平成23年9月21日午前7時30分ごろ、吉岡町上野田1329番地242、町道北野・念仏塚線(1084号)において西方面から進行してきた自動車が側溝上を通過時に、側溝のふたが破損したことにより落下しパンク及びホイール、バンパーが破損した。

原因については、側溝のふたの劣化により起きた事故であります。

当事者（甲、北群馬郡吉岡町下野田560番地 吉岡町長 石関 昭、乙、渋川市金井2730番地12 伊藤正志）間において、甲が乙に損害賠償金額25万2,114円を支払い、甲乙間において何ら債権、債務のないことを相互に確認する。

平成23年10月14日。

吉岡町長 石関 昭。

専決理由といたしまして、損害賠償条件について被害者から承諾が得られたためでございます。

損害賠償金額、25万2,114円は町が加入している全国市町村総合賠償保険の保険金で全額支払いいたしました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

- 10番（小池春雄君） 自動車がその溝ぶたの上を通過したぐらいで破損するような溝ぶたなのですか。これはそんな重い車だったのですか。それとも軽い車なのですか。車がちょっと通過したぐらいで溝ぶたが破損したということなのですけれども、通常ではなかなか考えにくい事故のような気がするのですけれども、溝ぶたの上というのは、走っていれば、ゆっくり走っていればそういうことがあるのかもしれませんが、通常走っていて車が欠けちゃうような溝ぶたなんていうのは、そんなにあるのですか。あるとすれば、こういうことからすると、通常あるのだということになれば、相当な数でその溝ぶたを変えなきゃならないということですよ。これは常識的に見て、常識的にうんとあり得る事故なのですか。ちょっと中身の詳細がわからないのですけれども、その辺はどういうものだったのか、もう少し私たちにわかるように説明してください。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） この事故に関しましては、普通車であります。道路等が狭いということで、対向車ということでよけて、側溝のふたの上に乗って、側溝のふたが老朽化というか、そうなっておりまして、割れて破損したということで、車輪が落ちて今回の事故ということでございます。

道路の幅だとか、通常は側溝の上等を走る場合もないと思いますが、道路の幅等によりましてその側溝上を通ったりということもございます。そういう中において、老朽化してきて破損したと思われまして。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

- 10番（小池春雄君） そういう溝ぶたというのはまた何カ所かいっぱいあるのですか。あるのだとすれば、同じようなことがあれば同じことがいっぱい起きてくるわけですから、これはちょうど車がパンクとか破損だけで済まずに大きな事故にもつながるケースですよ。それが管理者の責任であるということであれば、その老朽化したためにそうなったのだということですから、そうであれば、その老朽化したところはみんな直さなければまた大きな事故につながりますよね。その辺の考えというのはどうなのですか。その実態の町の調査とか、そういうものはしているのですか。どうなのでしょう。またこういうことが想定される箇所というのは、まだどのぐらいあるのですか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 道路の管理につきましては、日常管理をする中で、危険な箇所については応急に修理等を施しているわけなのですが、こういった溝ぶたとか、危険な箇所につきましては、主に住民からの情報、あるいは道路通行者からの情報等によって、それを現地確認する中で、順次修繕しているところではありますが、なかなか目の届かないところもございまして、またはこういった事故も起こると考えております。

これからはこういった管理の面を十分に注意してやってまいりたいと思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） そうというのは、だからどのくらいあるのですか。それをだから把握しているのだから、把握していないのだから。というのは、だからそうではないとすると、またこういうことがまだまだ、車が通過したくらいで落ちるような溝ぶたがあれば、まだいっぱいあるのだということになれば、早急にその対策をとらなくちゃならないわけでしょう。これは今回、その車だけの事故で、破損でしたけれども、町の責任によって重大な事故につながるというようなことがあれば、それはもうこれだけで済む問題じゃありませんから、それは通報があったらどう対処をするじゃなくて、町がだからそういうところをどの程度把握をしているのか。把握をしていて、それじゃ計画的にどのくらいでそれを直していくかというものが無いと困るわけでしょう。その辺はどうなのですか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） そういった危険箇所がどのくらいあるかということでございますが、それにつきましては、完全に把握し切れているわけではございませんが、日常管理をする中で気づいたところは、先ほど修繕していると、そういった答弁をさせていただきましたが、間に合わないところ、これにつきましては、ここは大型車の通行ができないとか、そういった指導、そういう看板をかけて管理しているような状況でございます。

そしてまた、ふたの老朽化の関係なのですが、今の設計荷重と昔の設計荷重は違いますので、大型化してきた今日の車社会におきましては、大型車が通りますと、どうしても耐えられない側溝、あるいはふた等もございまして、そういったところについては順次改修しているわけなのでございますが、じゃあどの程度か、どの程度それが吉岡町の町道にあるのかということ、ちょっと完全には把握しておらないのが現状でございます。

議長（近藤 保君） ほかにございますか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番(神宮 隆君) 1点、道路管理者、管理上の可否ということで損害賠償になるわけなのですけれども、今回この事件については25万円ばかり払っているということなのですが、この損害賠償の支払いについては予算上の措置で支払うのか、それとも行政上の保険会社の方で、そういう事前契約しておいて、そういう損害については支払っているのか。

その点ともう1個、自動車の保険がかかっておりますけれども、車両保険。これとの支払いとの関係ですね。当然証明は町役場からもらえば、車両保険の方は破損部分については、一般の車両保険から支払われると思うのですけれども、そういう場合の方で損害賠償と車両保険と二重払いということになるかと思っておりますけれども、その2点についてお伺いします。一般の保険に行政上の管理下にでも加入しているのか、その加入で払うのか。予算措置して払うのか、あとは一般の車両保険との兼ね合いは、支払いはどうなっているのか、その点をお願いします。

議長(近藤 保君) 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長(竹内 智君) 保険につきましては、町村会総合賠償保険という保険に加入をしています。

今回、その保険の支払いを受けて町で採用して町の予算化した中から支払っております。金額につきましては、その保険に対応していますので、保険会社の方から町の方に歳入を通して入れまして、町の予算の中から一たんそれを町の予算に入れまして、それで支払いをしております。

それで、車両保険との関係でございますが、町の瑕疵ということで100%今回支払いがなされております。それで、町と当事者の責任割合ということになりますと、損害賠償保険で対応できない部分については、ご本人さんが加入している保険で対応するということとなります。(「了解しました」の声あり)

議長(近藤 保君) ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長(近藤 保君) 日程第5、報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項は、議会の指定した事項は町長が専決処分できると規定しています。吉岡町議会の専決事項の指定について、第2項で、1件100万円以下の金額で法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定並びに訴訟物の訴えの提起、和解及び調停にかかわるものと指定をしています。

平成23年2月23日に発生した吉岡町学校給食センターに起因する食中毒事件の損害賠償の額が決定した方14人と和解したので、専決処分を行いましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明をさせます。

議 長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

報告の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成23年2月23日に発生した吉岡町学校給食センターに起因する食中毒事故の損害賠償の額が決定した方14人と和解をしたため、専決処分を行ったことから、議会に報告するものでございます。

それでは、専決処分書の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、明治小学校分ですが、罹患児童は4人で、保護者である損害賠償請求者も4人、損害賠償金額は合計で2万8,780円でした。

続いて2ページに、駒寄小学校分を載せてあります。罹患児童4人、保護者である損害賠償請求者4人、損害賠償金額は合計で1万4,240円でした。

続いて3ページに、吉岡中学校分と3校の合計を載せてあります。

吉岡中学校分は、罹患生徒6人、保護者である損害賠償請求者も6人、損害賠償金額は14万385円でした。

3校合計では、罹患児童生徒14人、損害賠償請求者14人、損害賠償金額は18万3,405円で、1人平均では1万3,100円でした。

なお、参考資料として最終ページに、承諾書の写しを添付させていただきました。

今回のこの和解によりまして、対象となっていた方々への食中毒事故の損害賠償が終了いたしました。前回9月議会で報告いたしました分を合わせますと、前回の児童生徒41

1人分、448万627円と、今回の14人分、18万3,405円の合計で、425人の児童生徒の該当者に損害賠償金額総額466万4,032円をお支払いいたしました。

以上、雑駁ですが町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今回のこの食中毒事件で、いわゆるセンター方式をとっているということで、分散したと。分散しないで広がったということなのですけれども、考え方として、いわゆるこのセンター方式というのはそういうリスクがあるのですけれども、そういう中で今後においてはこのリスクを分散させるという中で、センター方式じゃなくて自校方式の方が私はいいと思うのですけれども、その辺についてのリスクの分散という形の考えというのは、今後はいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 確かにただいま小池議員のご指摘のとおり、こういった事故があった場合には、センター方式よりも自校方式の方がリスクが分散されるというのは確かでございます。しかしながら、今回こういった事故があったのですが、今後このような事故は二度とないようにしていきたいと考えております。そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第6、承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分を報告し、承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このことにつきましては、住宅新築資金等の滞納金額を公売での配当から得るため、不動産差し押さえ手続の保証金を緊急を要する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分をしたものであります。同条第3項によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容、詳細につきましては、町民生活課長をして説明させますので、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分を報告し、承認を求めることにつきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

このことにつきましては、先ほど町長から提案理由がありましたように、住宅新築資金等の滞納金額を公売での配当から得るため、不動産仮差し押さえ手続の保証金を至急に納付する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）をもって説明をさせていただきます。

では、ごらんになっていただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ542万5,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の款項目は、それぞれ諸収入、雑入、雑入とのことで、節は還付金にて70万円の増額をするため補正をさせていただいたものでございます。

また、一方で、歳出の款項目は、それぞれ総務費、総務管理費、総務管理費とのことで、節は補償補填及び賠償金として70万円を増額するために補正をさせていただいたものでございます。

以上、雑駁な説明ではありますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） これもどういう中身なのだから、もう少し端的に、わかりやすいちょっと説明してくれますか。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） では、小池議員さんの質問に対してお答えをさせていただきます。

これにつきましては、うちの方で議員さん方々ご存じのように、吉岡町住宅新築資金等貸付事業ということで貸し付けを行ってまいりました。そこで、その貸し付けを行ってまいりました今回の該当者で債務者が一応平成60年度に新築資金として620万円を借り受けをしております。（「平成60年」の声あり）すみません、昭和60年です。間違いました。それと、改修分といたしまして、平成元年に350万円の貸し付けを行ってまいりまして、総額970万円というような形になっております。

それで、支払いの状況については、新築分について償還分が34%程度、それから、改修分につきましては9%程度の償還をしていただいて、残りは滞納ということで滞っていたということで、それに対しまして一応公売ということで、それから住宅新築資金等の関係から仮押さえ手続をさせていただきます、その分を得るために今回専決処分をさせていただきますものでございます。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） そうすると、これは実施すると、その貸し付けた分のどの程度がこれに入ってくる見込みなのですか。貸し付けた分がそっくり、実際、だから公売手続して、これは実際どうなるのかということはまだ全く見えていないのですけれども、町ではこれで大体このぐらいになるだろうというのがあると思うのですけれども、そのことによって、結果、結果ですよ、その貸し付けがそっくり皆戻ってくるのだから、それでも損失がこのぐらい出るのだとか、というのがありますよね。そのところをどういうふうに見込んでこの実施なのかという、ぴったりとは言いませんけれども、大体このぐらいになるんじゃないかという予測はあると思うのですけれども、そうするとその数字はどういうふうになっていますか。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、小池議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今のところ、額の方が確定になっていないものですから、はっきりということは申し上げられないのですが、一応こちらの方で想定をしている額としましては、400万円前後というような形で想定をしています。ただし、これは先ほども触れさせていただきましたように、確定になっておりませんので、あくまでも想定ということでご理解をいただきたいと思います。

それで、一応先ほどの説明の中で、新築で650万円、改修で350万円ということがありますので、先ほど想定の金額を申し上げさせていただきましたが、すべて回収ができるという内容ではございませんが、できる限り住宅新築資金の貸し付けをした以上は、その分のなるべく多くの償還に充てるということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） そうすると、これはその元金で1,000万円ですよ。それに滞納だったわけですから、それに利息を乗せてくると、それでは幾らになるのか。元利で、これは元金の話だから。元利で言えばそれは幾らになっていて、その売却しようとしていますその400万円というのは、それは恐らくその400万円ぐらいで売れるのではないかという考えなのですか。それとも、差額がその400万円ぐらいで済むという話なのですか。その400万円というその数字がわからないんですよ。だから、その1,000万円、元金で1,000万円、それでこれまでの、昭和60年からですから、どれだけ返済されたか知りませんが、その元利で幾らあるのか。それで、どの程度で売却できるから、そうすると差し引きで、これは売ってもそんなに金にならないということになると、結果的にはだから、その案件はそこで本人が破産でもすればそこで帳消しになるかもしれないけれども、どうもその先まで見えていないんですよ。今後それはどうなっていくのか。その当事者が破産をするのだから、しないのだから。それでその前はどうもこれはもう返せなくて破産すれば、そこでもう全部損害ですから、解決をすれば全部それは赤字になれば、その案件については不納欠損かなんかしなきゃならないですよ。このことだから、どうなるのかと。どれだけあってこれが、そこは腰だめでもいいですよ、競売してみなくちゃわかりませんから、どのぐらいを予定して、結果的にどのぐらいの損害になるかと。これは元利で答えてください。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、小池議員さんの質問にお答えいたします。

債権の現在額につきましては、元利合わせて1,033万1,894円になっております。それで、先ほど400万円前後というようなお話は、そのものに対して400万円程度入ってくるのではなからうかということでありますので、その差し引きが要するに回収ができないというような状況でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第5号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、総務常任委員会に付託します。

日程第7 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）の管理及び運営については、吉岡町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續に関する条例に基づいた第2期の指定期間が来年3月末期をもって終了いたします。両施設の設置目的を有効に達成し、両施設の適正な運営管理を行わせるため、4月から第3期の指定管理者と同上で第5条の規定により、現在の指定管理者であります株式会社吉岡町振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決い

ただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第59号 よしおか温泉リゾートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について、町長の補足説明をさせていただきます。

よしおか温泉リゾートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、1といたしまして、公の施設の名称は、よしおか温泉リゾートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）でございます。

2といたしまして、公の施設の所在地は、よしおか温泉リゾートピア吉岡が、北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地。吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）が、北群馬郡吉岡町大字漆原2106番地でございます。

3といたしまして、指定管理者の名称は、株式会社吉岡町振興公社でございます。

4といたしまして、指定管理者の主たる事務所の所在地は、北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地でございます。

5といたしまして、指定管理者の代表者の氏名は、小松原茂男氏でございます。

6といたしまして、指定の期間についてですが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

株式会社吉岡町振興公社は、よしおか温泉リゾートピア吉岡を平成14年から町の委託を受け運営管理し、平成18年から指定管理者として、本年で9年目となります。平成24年3月31日で3期目の指定期間の満了となります。9年間と長期にわたりよしおか温泉リゾートピア吉岡の運営管理を安定的・効率的に行ってきた中で、大きな問題もなく、累積していた赤字についても平成22年度に解消いたしました。引き続きよしおか温泉リゾートピア吉岡の安定した運営管理を行うため、株式会社吉岡町振興公社を指定管理者の候補として決めさせていただいたものでございます。

参考といたしまして、指定申請者のうち、事業計画書及び収支予算書の抜粋を添付をいたしました。参考資料の8ページをごらんください。

平成24年度収支予算書をごらんいただきたいと思います。

収入1億8,660万円。支出1億8,488万4,000円で、171万6,000円の黒字の予算でございます。平成23年度の指定管理料2,242万円、税込みでございますが、平成24年度から1,890万円、これは税抜きで1,800万円と書いてあ

りますが、税込みですと1,890万円となります。差し引き352万円減額ということ
でございます。指定管理期間中、従前の指定管理でございましたが、町が20万円以上の
修繕工事を行うこととなっておりましたが、30万円に引き上げを行う等の修繕費の増額
ということで予算計上をしております。

13ページをごらんください。

一番下の方で、税引き前当期利益につきましては、25年度は175万円、26年度は
137万円、27年度は120万円、28年度は110万円、それぞれ黒字の予算でござ
います。ことしの10月の株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告につきましては、23
年度の予算、予定の決算でございますが、平成22年度と今のところ同程度の黒字となる
ことを推定、予定をしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） これはリバートピア、そして次に出てきます道の駅よしおか温泉、これが
同じなのですけれども、その間に挟まっております老人福祉センターの指定管理者は、こ
ちらは3年ですよ。こちらが5年、同じ指定管理だけれども、年数が違うと。これはど
ういうことでこういうふうになっているのでしょうか。長いのがいいのだから、短いのがいい
のだから、それはわかりませんが、同じ指定管理とすると、やはりその辺はその統一
基準みたいなものがあると思うのですけれども、これはこちらが5年で、次に出て
きます65の老人福祉センターが3年、同じ指定管理でありながら、こういうふうが違う
というのは、どこがどういうふうが違うからその考え方がこういうふうが違うのだとい
うものが何かあるかと思えますけれども、その部分についてお示しを願いたいと思いま
す。

議 長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 指定期間でございますが、よしおか温泉リバートピア吉岡につきましては、
18年から3年、また3年ということで、今回3期目ということでございます。3年とい
うことで当初指定をしておりましたが、今までの状況等を考えた中で、安定的・効率的に
運営をしてきていただいているということもございまして、ある程度福祉の面もあります
が、収益につきましても、多少町の投入等を少なくするというで考えていることから、
営業等を見た場合、中長期的視野に立った中での計画ということもございまして、また、公

社の方につきましても、できるだけ長くというか、指定していただきたい等の要望等もございました中で、今回につきましては、5年ということでリポートピア吉岡及び緑地運動公園（河川敷公園）につきましては、そういうことで5年とさせていただきました。

また、これにつきましても、温泉等の懇談会等、また説明をした中で、報告書ということで、そういう長期的な計画も立てられるということで利点もあるのではないかとというような報告も受けてございます。

議長（近藤 保君） ほかにございますか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） どうも3年が5年にその期間が延びたというのも、合理的な説明にはなっていないんですね。というふうには私思うのです。それはなぜかということ、これまでの経過、そしてまた、先を見越してと言いますけれども、5年先はなかなか見越せるものじゃないですよ。だから、その指定管理を本当にやはりこれはその権利が向こうに、相手方に来るわけですから、相手方にですね。そうすると、やはり私はその5年というのは長いと思うのは、今はこれでいいんじゃないかなというふうに思って、今のその会社の中で、今の町長、副町長がこれが代表取締役の中に入っていますよね。でも、政治体制が5年後というのは、今のこの体制は恐らく変わっていると思うんですよ。できれば私はそこというのはやはり責任を持てるというのは、今のこの政治体制であるということがやはり大きな前提にもあると思うんですよ。会社に委託したわけですからね。そういうふうになると、問題もあるのではないかな。今までがよかったかもしれないけれども、だからといってこれからその先もいいのだというふうには思えないのですけれども、指定管理といって、そんなに指定管理の長いのはやはり問題もあるかと思うんですよ。その辺、だから十分どういうことで論議がされて、3年よりその5年がいいのだという経過になった、私たちを説得させるものがないんですね。そこの部分はいかがでしょうか。どうして、だから一長一短ありますよ。メリットもあればデメリットもある。そこのところをどう考えたか、というのが大きな分かれ道になると思うのですけれども、私はどうも5年間というのは長いような気がするんですよ。よければ、またその3年で同じことを相手に契約をすればいいわけですから。そこら辺をもう一度考えをお伺いします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 5年が長いということでございますが、指定管理者等、先ほど申したことで営業的な面もあって長期的な計画、または投資というか、公社の方でも3年ということだと回収し切れない等の面もあるのだとかということで、5年は長いということでござい

ますが、振興公社から9年という長く管理もしていただいております。その中において、私も担当とかしていた中で、経費等の削減もこれ以上できないような削減を行って、また、赤字等のときにはボーナス等も従業員も出ないという時期もございました。ここに来てリニューアル等、そういうリニューアル、道の駅、17号バイパスとか来た中で、相乗効果で業績等も先ほども申しましたとおり、22年度につきましては、当初から累積の赤字等も解消しております。そういった中で、福祉施設だけということであれば、3年と見た中でもいいと思いますが、そういう営業等も考えて中長期的な経営を考えた場合に、一応5年ということ判断をいたしました。

これはまた、指定管理者とは直接は関係ないわけですが、振興公社は町の出資している会社でございます。また、その公社といたしましては、指定管理者でリポートピア吉岡及び道の駅、緑地公園等を管理しているわけですが、指定管理等なくなった場合には、ほかの道も考えるということもありますし、3年等でございますと、職員等も3年で終わりになってしまうとかという、そういう雇用的な不安等あることも多少、直接は関係ないわけですが、そういうことも含めた中で5年と判断をいたしました。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） どうも私は説明がまだ不十分に思えるのですけれども、要するにその5年というのは、先ほど言いましたけれども、これまでよかったのかもしれないけれども、5年という、今その構成されているその指定管理者の代表であったり、いわゆるその取締役も変わるわけですよね。同じこともあるのかもしれない。また町長が次に出てまたそこについているかもしれない。でも変わっていることもありますよね。そうすると、そこにやはり私はちょっと問題が出てくるのかなというふうに思うのですけれども、だってよければまたそれは再指定すればいいわけですから。それはだから、その5年というのは余りにも長いのではないかと。今度ちょっと変えようと思ってもそれは変えられなくなりますよね。5年という期間がありますから。そこに入るメンバーは恐らく変わってきますと。でも、メンバーが同じで、メンバーが変わるのだということを前提にしておくと、その考え方というのは私は変えた方がいいというふうに思うのですけれども、ここですぐに結論は出ないと思いますので、ぜひこの件については付託されました常任委員会で十分なご審議をいただきたいです。とりあえず回答は結構です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

1 4 番（齋木輝彦君） 小池議員の3年か5年だかということもあるのですが、ほかの観点から。いずれにしても、一般的には収益性が見込めない事業は指定管理者には不向きだと言われております。これは収益性がある温泉事業ですから、指定管理者でいいかと思うのですが、3年か5年かというのは、今回5年ということで提案されているわけですが、この後はその福祉センターは3年、そしてまた、学童保育等も指定管理者にされているわけですが、それでも少し小池議員の言うとおりの心配な点もあります。

ほかの観点から伺います。この予算書の中で、売り上げは24年度は1億8,660万円。そして、利益が171万6,000円。それで、28年度は2億200万円の売り上げで110万円の利益。売り上げが上がるのだけれども、利益が下がっているという反比例の状態。それがまず1点。

それと、レジオネラ菌対策について伺います。ことし水上で死亡事故が起きました。レジオネラ菌によって。2008年にも前橋の公衆浴場で民事訴訟で3,500万円となっている。そこはとうとう閉鎖をしてしまいました。後遺症障害が起きたということで問題になって、閉鎖をしてしまった。また、昨年度も高崎で入浴施設で従業員が感染をして入院をしていると。よしおか温泉は利用させていただいているのですが、これについて安心ですよという1枚の掲示板もないので、お客様は利用しながら大丈夫なのか、大丈夫なのかという声を多く聞きます。その点をレジオネラ菌対策に、菌対策について、いかにお客様に不安を招かないような掲示方法、それと、さっきの売り上げについて、収益が少なくなるのはどういうことなのかお願いしたいと。2点についてお聞きをします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） まず、1点の売り上げが増加しているのに利益が減ってくるということでございますが、売り上げにつきましては、厳しい経済状況という中で、積極的な営業を仕掛けていくということで増額等となっているわけでございます。それで、経費に、これで売り上げが増になれば利益もふえてくるということでございますが、利益等が伸びていないということでございます。これにつきましては、人件費の増及び先ほども申しましたが、町が20万円以上の修繕ということで、それを30万円に引き上げて5年ということになれば、多少のそういう投資もしていくということで、修繕等、そういったものを挙げてございます。そういったことで、税引き後の利益につきましては伸びていないということでございます。

それと、もう1点のレジオネラ菌の関係でございますが、新聞等で亡くなられたということで載っておりましたが、よしおか温泉リバートピア吉岡につきましては、そういった検査もしておりますし、消毒というか、次亜塩素酸ソーダを入れた中で、そういったレジ

オネラ菌が発生しないような対策等もとってございます。その掲示につきましては、振興公社の方に話をして、どういう掲示にしたらいいかということで検討をしてもらいたいと考えております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 今課長の答弁ですと、厳しい状況なのだということなのですが、上がった収益をじゃあ人件費に、給料に全部くれてしまうのか。いずれにしても修理費は20万円は町から全部出して、20万円以上については出しているわけですが、売り上げが上がっているのを、じゃそれで今の判断ですと、人件費に全部、利益が少なくなるなら人件費に配分してしまうのだと、こういうことでよろしいのですか。

それと、そのレジオネラ菌にもやはりお客様が安心できるような掲示方法が必要だと言っているんですよ。要するに調査はもちろん当然あれだけの施設だから、しなければ入れないだろうから、お客様が安心できるような、安心ですよという、大きく見出しをつけるなり、看板をつけるなり、こういうもので毎日入れかえをしていますよというものが、安心して利用できるような、そういう不安の声を抱かないような方法が必要だと言っているのですけれども、その辺もう1回お願いします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 収益を人件費の方に、みんな人件費の増ということではないかということでございますが、そういったことではなく、経費等もこれで言いますと、売り上げが8.3%、24年から28年までとなっております。それに伴いまして、いろんな経費等も含まれておりますが、入館者等の増によりまして、人員等も増員するとか、そういうこともありますので、人件費等もふえているということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、レジオネラ菌の表示につきましては、確かに検査等を行っておりますが、来るお客さん等も新聞等を見て不安ということもございますので、そういった掲示につきましては、公社でやっていることでございますが、こうしろということじゃございませんが、掲示については指導していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 町は11月もこの指定管理者ということで、公募によらないで指定管理者

の候補者を選定することとしたので告示するという事で、町のホームページにも掲載されているわけなのですが、しかしながらこれは基本的に指定期間が満了した場合には、一般原則から言えば、これは公募するのが通例だというふうに、この制度を理解していると。私は理解しています。これを公募しないとするのも、条例があります。必要があると認めていることなんですね。そうすると、相当の理由が必要になってくるということじゃないかなというふうに思うのです。私はやはり丁寧なやり方というんですかね、町民への説明責任、この案件は法令上、そのパブリックコメントの適用除外ということになっていますから、そういうことだと言われればそうなのかもしれないのですけれども、やはり公の目的である公正の確保、透明性の向上という意味からすると、あのホームページをぱっとあけて、町民がどうしてなのかなというふうに思うのが、私はかなり普通の考え方じゃないのかなというふうに思います。そのときに、やはりある程度の理由をつけて、この必要があると認めるという、その理由をつけて告示をすべきではないかなと、ホームページにですけれども。そういうふうに考えるんですよ。今繰り返すずっと言っていますけれども、町民に対して、この公募によらない指定管理者の候補者を選定して、選定したのが振興公社、いわゆる指定期間は3年から5年にすると。こういう流れの中でとんとんと出てきたわけですね。ある意味、ある程度の説明をいただかないと、わけがわからない、町民はですよ、なっちゃうと思うので、もう1度聞きたいのですけれども、必要があると認める理由を簡潔にお答え願えますか。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 指定管理者の公募によらないという理由でございますが、7月26日に、議員さんの方には全員協議会でいろんな公社の経緯だとか、指定管理者制度についてご説明をさせていただきました。その中で幾つか、7項目ぐらいあるわけでございますが、住民福祉の増進、地域の振興及び交流を図る目的で民間企業の利益追求だけでは住民福祉が損なわれるだとか、一体的にプロポーザルで管理をしていくということで従前から管理している振興公社が望ましいだとか、何点か資料に載せていただきました。そういうことで、公募によらないということで告示をさせていただきました。議員さんが言うように、一般町民の方には、ただ公募によらない告示ということで、その文面しか載ってございませんので、内容的にはわからないということでございます。議員指摘のように、その辺の理由をつけ加えておけば、ある程度のこういう説明したような内容をつけ加えておけばよかつたなとは思っております。確かにその辺はちょっと反省すべき点があると思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

平形議員。

〔４番 平形 薫君発言〕

- 4 番（平形 薫君） 確かにおっしゃるとおり、7月26日の全員協議会で、資料に基づいて私たち議員は説明を受けております。その後に、この本議案の参考資料、事業計画書が出てきたと。これがもし町民がぱっと見たときに、最後の13ページの、先ほどの質問がありましたけれども、利益が、売上げが右肩上がりです上がっています。上がった売上高に対して、人件費も同じ比率で上がっているんですね。純売上高は8.3%、4年間で上昇しております。この人件費が8.7%、24年から28年で上がっているわけです。ところが、この緑地受託料収入、これは23年までは二千数百万円を町が投資といいますか、支払ったわけなのですけれども、24年からはこの公社は、株式会社は経営努力して指定期間を3年を過ぎて再指定していただきたいがために、この1,800万円という緑地受託料収入というふうになったふうな理解ができるんですよ。ところが、この24年から28年までずっと1,800万円なんですね。これは、構図は、町は町民の税金を使ってある程度その管理をしてもらうわけですから支払いますけれども、それに対して利益が出てくる。その利益が全部、全部と言ったら失礼ですけれども、人件費におおむねあがっている。ところが、この緑地受託料収入は一定だと。これをぱっと見たとき、町民は上がった利益を全部公社に持っていったらうのかね、こういう話になるのではないかなと。私はやはりこの1,800万円という数字がこの収支予測の中で、予算上ですよ、例えば千七百何万円とか、公社全体の要するに利益がマイナスにならない程度で、要するに町に返してもらいたいと、そういう予算書であってしかるべきじゃないかなと。それは、ですから、町民の負担を軽くするという意味で私は申し上げているわけなのですけれども、こういう5期の収支予測を出した、その公社というのをやはり何といいますか、指定管理者としての制度をよくご存じだと思っておりますけれども、管理者としての緊張感が足りないんじゃないかなと思っておりますよ。

もう一つ言いたいのは、やはりモチベーションが、株式会社としてのモチベーションが下落しているんじゃないか。確かに23年まではこの受託収入の、要するに町からの支払いが二千数百万円で、スタートの24年からは1,800万円と、努力は見えるんですよ。だけど、この5年のスパンで考えると、この1,800万円というのはもうちょっと減らしていただいてやるべきじゃないかと。だから、今そういうことを総合して考えると、この指定期間を3年から5年にするのは、時期尚早、もう少し公社の経営努力というのを見定めてからでも遅くはないと思っておりますよ。ところが、やはり3年から5年になっちゃうと、これでやりますよということになってしまいますが、やはりその事業計画書を修正するなり、そういう経営努力をしてから指定期間というのを考えるべきで、というふうに私は考えるのですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 予算の関係でございますが、その収益が伸びたのが全部人件費ということと言われておりますが、燃料費、そういったものも9.3%増になっております。それで、人件費も8.7%ということになっておりますが、お客さんがふえればそれだけ人手も必要ということで、少ない人数の中でやっているというのが現状でございます。ちょっと私の方でも電話をしてもなかなか出してもらえなかったりとか、その事務所の人手がないというような、そういう現状もあります。

それで、1,800万円が5年間同じということでございますが、これは予算でございまして、管理ということで一定、指定管理料というのは一応こうということでございますが、協定書によって毎年これで行くということで決めております。それで、1期目の指定管理のときにつきましては、減らしたりとか、これだけ経費が減ったのだからということで減らしたりということでもございました。そういったことで、しますと、なかなか従業員のそのモチベーションが下がるというか、そういうこともございましたので、2期目につきましては定額ということで、3年間の定額ということで実施をいたしました。それで、今年度につきましては、経営努力をしてもらいたいということの中で、こういった1,800万円ということで352万円ほど減額だとか、修繕費につきましても、20万円だったものを30万円ということで、そういう予算の中に反映をさせて出しておきました。

そういったことで、公社としては努力をしているということでございますが、定額ということで、これで予算でございますので、利益なりが出ればまた町の方に寄附ということで、議員さんが言われるように定額で、その人も努力していないという考えもありますが、利益が出たら町の方に寄附という方法もありますので、そういうことで理解をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。この予算の中で、この温泉の方が好転したというきっかけは、やはりこの9年間といいますが、その前半部分は非常に経営に関していろんな注文があったというふうに思っています。好転した一つの大きな要素は、この道の駅ができたということも一つあると。国道との連結ということと、もう一つ、無料券の配布というのもあると思うんですね。事業仕分けというのは、今一生懸命いるんなところの市町村でやられていますけれども、そういう中で、最近変わった中で、もし事業仕分けをやられたときに、これが大きな対象になる可能性もあるというふうに思います。この売上げの中

で、この温泉無料券というその補てん分というか、これも継続されていくということでしょうか。お聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 温泉無料券の関係でございますが、18年のときに、公社の経営状況等が大分逼迫したという時期で、温泉の懇談会、南雲議員さんも最初の委員でございましたが、そういう中で、早急に対策をしなければいけないということで、福祉予算の方から、町民の方も行ってない人だとか、行ってもらうという面も含めた中で、町民福祉ということで福祉予算の方から出しました。そういうことで、これからも福祉予算ということなので、当分の間は続けていくということで考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。温泉の無料券の方、いろいろ調べてみますと、1回配布しますと、約20%ぐらいの町民の方が利用しているというふうなことであります。となりますと、通常ただで配っているわけですから、無料券ということでたくさんの方が行くということですが、20%。通常町民が毎日どの程度利用しているのかというのは、なかなか非常にそこから推測するというのは厳しいところもあるのですが、この温泉に利用券、無料券というか、このかなり大きな下支えがあって、この売り上げの方が確保されているんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、もう一つ、もしこういって吉岡の方でこの緑地受託料収入、これも500万円ほど減らしましたけれども、この辺も妥当な線はどの程度なのかとか、あるいは温泉管理受託料収入、これも今後また検討しなければならないんじゃないか、そんなふうに思っていますが、この5年間というのは非常に長いですから、そういうスパンの中でこういったものが少しずつ動いていって、この温泉経営というものがまた議論されるというようなこともあるかと思うのですが、ここでちょっとお聞きしたいのですが、この懇談会、このメンバーの方というのはどんな方がなられているのかお聞きしたいです。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 懇談会の委員さんでございますが、12人ということで、現在は11人になっております。会長が総務常任委員の岸議員さんでございます。副が自治会連合会の方から推薦をいただきまして齋藤 實さんです。あと商工会長の武藤さんだとか、JAの明治地区の女性部長の高橋さん、社会福祉協議会長と体協の方で笛田さんだとかということ

で、あと一般の利用されている方が3人ほどということです。あと副町長と、あと温泉の監査をしております原沢監査役がなっております。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。こういった形でこの懇談会の中でいろいろ助言とかそういったものが出てきて、議会の方からも1人参加しているということで、そういう意味では安心はしているのですが、町民主義というか、私はなるべく吉岡町民のために、そして吉岡の今後の発展のための核になるのがこの温泉かなというふうに思っています。道の駅の方も、この間常総市の方から見学に来られた議員さんが、帰りにいいところを見せてくれということで、温泉のところに行きましたけれども、非常に車がたくさんあって、平日にこれだけの人たちがたくさんいるのかということで、非常に驚いておりました。そういう意味で、この吉岡を売り出すときにはここは大切なところなのですが、町民として吉岡町を売っていくという先頭に立つ、このリーダーというものが私は必要かなというふうに思っております。

それで、今社長さんが小松原さんという方なのですが、ここのところ、吉岡町民から町外者がここのリーダーになったという経緯、これは一般公募なのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

今の社長を選んだということは、当時、急遽前の社長がやめるというような中で、中間的に今のこの副町長が入っておりました。そういった中で、知人を通して、こういった方がおりますからいかがですかということでご紹介を受けまして、まず初めにお話したのが電話でお話したような記憶は私にはございます。そういった中で、このしっかりしたいろんな意見を持っている方だなということでおまして、再三にわたって電話、そしてまた、こちらに来ていただきまして、この方なら間違いないだろうというようなことで選んで、今現在ということになっております。

そういったことで、公募ということで前もやっておったのですが、今回の小松原社長につきましては、公募じゃなく知人の紹介ということで、どういった方だということで私たちが判断をいたしまして、今の社長にお願いしたと。その中間には、いないときには今の副町長が社長でいたということが事実でございます。そういったことでご理解をしていただきたいと思います。

それから、いろんなことで今皆様方に温泉のことでご心配を今おかけをしておるのです

けれども、やっとここに来て皆様方にご努力をしていただきながら、やっと席に出せるような温泉施設になってきたのかなというようにも思っております。前は赤字、赤字ということで、資本金まで1,000万円あったやつが1銭もなくなったというような状況の中で、皆さんにご努力をいただきまして、当初緑地公園のいわゆる管理料として2,400万円ぐらい提供していたのかなというようにも思っております。その中で売り上げが約1,400万円あったというような中においても、その1,400万円というのは、前は町の方へ吸い上げておりました。そういったことで、管理をしていただくならば、やはりその売り上げは全部その管理をしていただく指定管理者の方にやって管理していただければどうにかなるのかなというようにすることで、ここにちょうど南雲さんがおるのですけれども、そういったことを提言しながら、その移したのが18年か19年だったと思いますけれども、そういったことで運営させていただくと。

それからまた、無料券につきましても、こういったことで援助していければ、福祉の面からもいっても、町民には言いわけがつかんんじゃないかというようなことで、そのただ券を提供したというのが事実でございます。

先ほどから申し上げたとおり、その指定管理料が高いか安いということなのですが、それも、それは1年1年、このところにこれは予算的には載っておりますが、1年1年精査をしながら、これはまだもうかると、まだこの売り上げが伸びてくる、もうかるということであるならば、それをだんだんだんだん削減するというのが目標でございます、これは予算書という意味で乗っけていただく、1,800万円ということで上げていただいているというのが事実でございます。

そういったことで、まさにこの吉岡町の東玄関ということで相なれば、いかにして人集めをしていただくということで相なろうかと思っておりますけれども、社長は社長として5年間のいわゆる指定管理者で今回していただくということでございますが、一つの事業として5年間あれば、そういったことでいろんなことで計画が立てられるのかなというように思っております。そういったことで、違う方は3年間ですけれども、こちらの方は福祉というような形になれば、例え幾らかでもあそこにはお金を幾らかもうけていただくというような中におきましては、まだまだ吉岡町から出すお金というのが多過ぎるのではないかと私も思っております。ですから、今の社長、そしてまた、社長が何年やるかわかりませんが、いろんなことで努力をしていただく中においては、どうか町から出さないような事業をしていただかなければならないというようにも思っておりますので、ぜひ議員皆様方におかれましては、ご理解をいただきたいというようにも思っております。

ちょっと質問以外のことを言って申しわけございませんが、そういったことでご理解をいただければありがたいというようにも思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 先ほど温泉懇談会のお話ございましたので、この席をおかりしまして温泉懇談会のお話をさせていただきます。

実は、8月の3日に温泉懇談会を開催しております。この懇談会の議題でございますけれども、要は事業者として継続するか、あるいは新規にやるか、そういうことでございまして、要は基本的には指定管理者制度というのはどういうのかということを議論をしたところでございます。

それで、基本的には、住民福祉を増進する目的を持って、その利用に供する公の施設については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことであると。留意点的には、住民サービスの効果的・効率的に提供するための民間事業者から複数の事業計画を提出されることが望ましいということで、基本的には複数の業者を選んで、その中でやるのが望ましいよということが指定管理者の基本だと私も思います。

ただし、一方、利用者や住民の評価、あるいは指定業者は、町が出資している吉岡町振興公社であることを踏まえ、その同一事業者を再びしているというようなことでありまして、要はその住民サービスが効果的・効率的に提供する民間事業者から望ましいのであるけれども、今までの経過・経歴を見た中で、再度指定するののも一つの方法ではないかということで、その論議をしたところでございます。

それで、いろいろ委員の中から意見が出たところでございますけれども、その意見の中では、経営状況、住民の評価等から考えて、継続の方向でよいのではないかというのが、委員の意見でございました。

それから、3年から5年にする意見につきましては、やはり3年がいいという経過もありましたし、5年でもいいんじゃないかという意見もございましたけれども、その意見の中では、やはり公社、社員の雇用等をいろいろ考えた場合には、やはり5年の方が安定的な雇用の面からいいんじゃないかということが、その委員会でのお話でございましたので、その委員会では、出資51%をもって吉岡公社でいいというお話、それから、3年から5年でよいという意見が多数であったことだけ、この席をかりてご報告させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、総務常任委員会に付託します。

ここで、休憩します。

再開は10時50分をお願いします。15分の休憩をとります。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、次のとおり、吉岡町老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案は、吉岡町老人福祉センターの指定の期間が終わるため、新たに指定をするためであります。

理由は、吉岡町老人福祉センターの設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるためであります。

詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、町長の補足説明をさせていただきます。

- 1、公の施設の名称であります、吉岡町老人福祉センター。
- 2、公の施設の所在地、吉岡町大字南下1333番地4。
- 3、指定管理者の名称、社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会。
- 4、指定管理者の主たる事務所の所在地、吉岡町大字南下1333番地4。
- 5、指定管理者の代表者の氏名、森田孝二郎。
- 6、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

本件は、吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会を経て意見をいただいた上で上程しております。公募ではなくて、特例による選定理由につきましては、幾つかありますが、本施設が公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うことができる社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会であるからです。

公の施設の特例による選定理由を幾つか改めて申し上げさせていただきます。

まず、同協議会は時代の変化や地域住民のニーズに対応した福祉活動や、在宅福祉サービスを展開し、施設を最大限に活用した地域老人福祉の推進に積極的である。同協議会は、長年にわたりセンターの施設管理を受託し、その管理に関するノウハウや事業の継続性という点からも、指定管理者として適当と認められる。利用者の平等な利用の確保のみならず、利用者へのサービス向上のため、新規事業を実施している。現在策定中の吉岡町第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づく事業を推進する上で、同協議会とは一層の連携を図る必要がある。同協議会は、地域活動の振興やボランティア団体の育成を図るなど、高齢者対策に積極的であるという主な理由から、特例による選定といたしました。

以上、議案第60号にかかわる町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 2番、金谷です。今課長から公正な運営ができるということで、社会福祉協議会ということで名前が挙がったわけですけれども、参考までにお聞きしたいのですが、吉岡町からいろんなことを、この社会福祉協議会を経由しているんな補助金等すべて、どの程度の金が吉岡町からこの社会福祉協議会の方に行っているかということをお聞きしたいのです。この温泉事業、あと学童保育も含めて大体どの程度のお金が、いろんな意味での補助金がここを経由するのかということをお聞きしたいのです。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 金谷議員さんのご質問にお答えします。

今持ち合わせているものがこの老人福祉センターの管理の、いわゆる指定管理者として出す部分を社会福祉協議会から、じゃ幾らでやりますということのものは持ち合わせておりますが、それ以外はおおよそ幾らというようなことでしか答えられませんので、よろしくお願ひいたします。

老人福祉センターの管理に関する業務で、社会福祉協議会から資料としてお手元にあるうかと思いますが、それが出てきている数字については、収入については1,988万6,000円ということでありまして、収支についてもその金額で内訳書がお手元の資料にあります。以上であります。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） すみません、資料はお手元の議案第60号参考資料の中の指定申請書の抜粋という中で、これが24年度、最後のページの方にありますが、24年度、25年度、26年度ということで、収支の予算書が添付されておりますので、そのことを収入と支出の合計で両方とも1,988万6,000円ということで、お手元の資料で確認いただければということで説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） この中の利用者の利用料の関係ですけれども、各年とも利用料1万円ということで50人が年間使用している、1回200円ということなのですけれども、これは有料部分と、それから有料ということで入った50人という少数の記載ですけれども、これと、それから、無料のいわゆる利用者、いろいろの利用者があると思うのですけれども、その年間利用人数は年間今はどうなのですか。利用者はふえているのですか、減っているのですか。この2点についてお伺いします。有料者の、これは年間50人になっていますけれども、それと無料者ですね。その数字を教えてください。ちょっと50人じゃ少ない感じがするんですけれども。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 神宮議員さんからご質問いただきました1万円の中で、200円の利用者で50人については、これは多いのか、少ないのかということだと思いますが、通常

の吉岡町の人は、この老人福祉センターにお金を払って入るわけではありません。それ以外の人が、町外の方では利用はできないようになっておりますが、年齢に達していない人が利用する場合の、この利用料ということであろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） そうすると、利用者についてはあれですけども、有料、それはもう有料という部分はそれで、それから無料という部分はそういうことなんでしょうが、そういう無料の利用頻度、これは年々上がっているのか下がっているのか、この辺のところはどうでしょうか。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） これにつきましては、施設の利用状況というのがありまして、22年をトータルとしてさせていただきますが、22年度で利用した方がトータルとしまして3万1,301人で、おふろの利用だとかというのが、おふろのだけの利用の方は2万4,766人ということであります。これにつきましては、21年と22年を比較しますと、21年度のおふろの利用をした人が2万5,639人で、21年と22年を比較しますと、873人の減です。ですが、おふろだけではなくて利用している人が21年度は3万1,470人であるので、22年度が3万1,301人であるから、169人の減と、いずれにしても若干減っているということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） まず2点についてお伺いしたいと思います。

今までは月曜日が休館だったのですが、本年度から、3.11の関係もあるでしょうけれども、日曜日も休館があります。しております。福祉ネットワークの部分だけでは日曜日でも開いておるのですが、ほかの部分については、今度は日曜日も休みということになります。そして、その利用者から、日曜日に使いたかったと、あるいはそういう苦情の連絡はないのか。それと、開館日が当然298日、そして280日平均となるわけですが、日曜日を休みにすると、今度は開館日が少なくなって、にもかかわらず指定管理料は同じなのかどうか。それがまず1点と、その日曜日を休みにしたことについての利用者からの苦情等はないのか。その2点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 齋木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

2番目の苦情はあるかないかということは、現在苦情はございません。そのように聞いております。

それから、月曜日が今まで休み、休館日ということで、日曜日も休みにいたしました。このことについては、おふろの利用をする人が日曜日に入れないということになると、ちょっとおふろに入ることできた人が利用はどうかということ、心配はしていたのですが、そういうことでは特に不便だとか、何とかしてくれとかということではご意見をいただいております。

日曜日が休みだから、だから委託料というか、その金額についても安くはならないのかということではありますが、同金額をお願いをしているところであります。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。先ほどの関連なのですけれども、非常に公益性の高い社会福祉協議会で、町民からもたくさん行っているわけで、ここが運営するということが非常に安心をしているわけなのですけれども、より安心を高めるために、町とのかかわりというか、こういった監査とか、そういった意味で、町からの指導とか、そういったものがしっかりなされているのかということをお聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 金谷議員さんのご質問であります。社会福祉協議会と町のかかわりについては、町の方から指定管理をするわけでありますので、その分については何か不都合があったりすると困りますから、町からの指導等もさせていただいております。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。県や国の段階でも、かなりお金が動くところについては、人事交流とか、そういった形で外郭団体にも人を送るということもあります。吉岡がそこまでたくさんのお金を社会福祉協議会の方で扱っているわけじゃないと思うのですけれども、ある程度の金額を超えたときには、何らかの監査の中に町の職員が入るなり、そういったことをやりながら、よりその公益性とか、あるいは公正とか、そういったものを担保

してもらいたいと思うのです。なぜだかという、年々、学童保育等もそちらの方に委託というようなことで大きくなっています。そういった意味では、そういう措置もしていただきたいというふうに思っておりますが。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 今後ともそういった形で町の方からも指導をしていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかの方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第61号 道の駅よしおか温泉の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅よしおか温泉の設置目的を有効に達成し、道の駅の施設の適正な管理及び運営を行わせるため、吉岡町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續に関する条例に基づき、指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、1として、公の施設の名称でございますが、道の駅よしおか温泉でございます。

次に、施設の所在地でございますが、北群馬郡吉岡町大字漆原2004番地でございます。

指定管理者の名称、株式会社 吉岡町振興公社。

指定管理者の主たる事務所の所在地、北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地でございます。

指定管理者の代表者の氏名でございますが、小松原茂男氏でございます。

指定の期間でございますが、平成24年4月1日より平成29年3月31日まででございます。

町長の提案理由でございましたとおり、道の駅よしおか温泉の設置目的を有効に達成いたしまして、施設の適正な運営管理を行わせるために、吉岡町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續に関する条例に基づきまして、指定管理者の選定を行うものでございます。

道の駅よしおか温泉の指定管理者候補者であります株式会社 吉岡町振興公社につきましては、道の駅よしおか温泉が施設管理として加わりましたこの2年間、既存施設でありましたりパートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園と相乗効果が発揮できるイベント等を企画・立案いたしまして、住民の福祉及び地域振興に貢献してきましたことなどを総合的に評価いたしまして、次期の指定管理者としても引き続き決めさせていただきたいと思うものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきますが、よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。1点だけお聞きしますが、群馬経済新聞のこたしの1月20日の中で、道の駅よしおか温泉駅長ということで、株式会社よしおか温泉代表取締役という形で、社長さんがインタビューに答えているものがあるのですが、ここで、株式会社よしおか温泉というのがあるのかどうかということをお聞きしたいのです。これが間違っているのかどうかということ。名称等を確認して記事を書いているので、これが間違っているのかどうか確認したいのですが。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 道の駅よしおか温泉ということでございますが、私はあくまでも今回、指定管理者の次期管理者としましても、株式会社 吉岡町振興公社と認識しております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。これはちょっとじゃ間違いということですね。新聞社の方で、こういう名称を使ったのですけれども、株式会社よしおか温泉というのはありませんよね。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 私は道の駅よしおか温泉というのは認識してございません。

議長（近藤 保君） ほかに。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 2点ばかりお伺いします。

道の駅の指定管理ということで、温泉の方と兼ねて振興公社が管理するということなのですが、物産館との、あの敷地内で物産館との管理の兼ね合い、物産館の建物がありますけれども、指定管理者は物産館の外、駐車場その他までみんなあの管理は及ぶと思うのですけれども、その辺の物産館との連携というのですか、それについてちょっと何かトラブルみたいな何かを聞いているのですけれども、その辺の連携はどこまで及ぶかということで、トイレその他も及ぶということにはなるかと思えますけれども、その辺のところと、もう一つは、総合案内所が大変これまでも手狭でということで、利用が余り図られていないということで、改善要望が出ておりますけれども、パンフレットを置くだけで余り利用されていないということなので、総合案内所の活用、有効利用、その辺のところはどんなふうにかお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 物産館と道の駅との連携ということで、まず第1点目ということでございますが、道の駅、物産館というのは、道の駅の登録する指定要件ではございません。なぜあの物産館をあそこに設置しましたかといいますと、あそこに道の駅を建設しましょうと。その中で地場製品の、そこで物産館を併設しまして、地場製品の定時販売等を行うことによって、地域産業の活性化を担うということで、地産地消の方をさらに進めるため

にあの出荷組合を立ち上げた経緯がございます。

そんな中で、物産館につきましては、町と出荷組合さんとの協働によりまして運営させていただいている中で、道の駅との連携ということではございますが、私の方としましては、一応担当課としましては、当面スムーズにしているのかなと解釈しておるところでございます。

次に、総合案内所、確かに神宮議員さんのおっしゃりますとおり、ちょっと狭いんじゃないかと。もう少しちょっと休憩できるようなスペースがあってもいいんじゃないかと。そういった声も聞きますが、そして、パンフレット等も余り活用されていないということでございますが、パンフレットなんかは一応町の方で順次巡視しながら、パンフレットの量につきましては、置いておるわけなのですけれども、パンフレットは出ておると私は認識しております。そして、手薄の件につきましては、これは当面はこのままの状態で生かしていただきたく思っておるわけでございますが、どのようにしたら、もっと効率的に利用できるのかなということは、少しずつ検討してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 先ほどの金谷議員の質問に対する課長の答えが、余りにもあいまい過ぎるので、そこはもう少しはっきりさせてやってほしいというのが、私はないと思うという、ないと思うというのは、じゃあもしかしたらあるかもしれないということですからね。ないと思うだから。ないならないのだし、あるのならあるのだし、ないと思うなんて答えはないんですよ。正式なことですからね。そういうあいまいな答えというのは、まず避けてほしい。ちゃんとした回答をしてほしい。あるならある、ないならない。そう思うのはこれは、何とかと私は思っていたら、課長個人の見解ですからね。今その課長個人の見解を問うているんじゃないから、そういう答えはしない方がいい。ちゃんとした答えをすべきだと。それが1点です。

それと、59号と61号なのですけれども、確かに59号の方は、そのよしおか温泉リポートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園という名称なのですけれども、61号というのは、その道の駅よしおか温泉。片っ方はだから、よしおか温泉で、それで片っ方は頭の先、ごめんなさいね、その最初の方は、よしおか温泉というのがあって、その下にリポートピア吉岡及び吉岡町緑地公園というのがついていて、それで、61号の方は道の駅というのが先にあって、よしおか温泉というかいみょうがその後についているんですよ。これはとてもわかりにくいのですけれども、この名前の、名称、これは59号と61号を並べて見

てもらおうとわかるのですけれども、よしおか温泉が時にはリバートピアになったり、時には道の駅よしおか温泉になったりしているのですけれども、これはもう少し何とかならないのですかね。

それから、もしだから、その条例として出す以上は、余りにもそれでまたこれが、恐らく61号の方は産業建設の方に付託をされるのだと思うのですけれども、よしおか温泉というのがあって、よしおか温泉、それがおふるを指したりする道の駅じゃなくて、両方指したりしているのですけれども、もう少しこれは整理できないのですかね。どうですか。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 議案第59号と61号ということで、名称の関係でございますが、よしおか温泉リバートピア吉岡と、これは施設名でございます。61号の方の道の駅よしおか温泉というのは、道の駅の名称というか、その場所の名称で、これは国交省なり登録してある名称でございます。だから、施設の名称ということでご理解を。ちょっと混同する部分がありますが、お願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかに。栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） あと、最初の株式会社よしおか温泉というのは、私が非常にあいまいな言い方ということでありましたので、改めて、ございません。よろしくお願ひいたします。株式会社よしおか温泉はございません。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 確かにそういうふうに登録してあるのでしょうかけれども、その登録した人はわかるんだよね。登録した人は、こういうので登録したというので。でも、ここへ来る人というのは、なかなかわかりにくいですよ。これだから、もうちょっと何か考える余裕はありませんか。もう少し何とか、交通整理ができないかというのを私は聞いているのですけれども、そういうネーミングをしたのは、それはわかるんですよ。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 道の駅の検討委員会の方で、道の駅よしおか温泉ということで、道の駅の名称を決めるときに、温泉もありますので、それをアピールしたいということで、道の駅よしおか温泉ということで決定したと聞いております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私はどういう経緯かで、その名前を決定したのですかといったら、そういう回答でいいかもしれませんが、これが指定管理者というのは、同じその吉岡町の振興公社にするわけなのですけれども、じゃその振興公社の方がここをちゃんとそういうふうに出ているのですかね。電話に出るときも。それで電話をかける人も。同じところへするんですよね。その中がちゃんとわかっているのかどうなのか。だから私は、これがだから混同されがちですから、もう少し何とかここを検討する、するべきだというふうに思いますけれども、これについて検討する余裕はありませんかと聞いているのです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私の方から答弁させていただきます。

確かによしおか温泉リゾートピア、道の駅よしおか温泉という、同じ場所であってちょっと名称が違うのかなというように、小池議員が言うことは確かによくわかります。検討委員会で検討した結果、道の駅よしおか温泉にしようじゃないかということで、国交省の方にも届け出をして、看板も何も全部それにしてもらったということで、これからいわゆる小池議員が言うように考える余地はないのかということなのですけれども、今のところは考える余地はないと、このままやらせていただくということでご理解をいただければありがたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかの方ございますか。

小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 道の駅の管理に関する業務の収支予算書の関係ですけれども、これから、先ほど出ましたのですけれども、5年間のということが出ていますけれども、この全く、これは予測とはいっても、全く同額で5年間の予算書が計上してありますけれども、24年から28年まで。5年間です。28年までの予算書が計上してございますけれども、その全く同額でということはちょっと問題かと思うのですけれども、その辺が一つ。

もう一つは、この指定管理者の関係ではないのですけれども、先ほど出ました物産館の関係で、非常に売り場面積が少なくて困っていると、そういうような意見を聞いております。一部では2階を開放して売り場面積を広げたらどうでしょうかと、このようなご意見も出ていますのですけれども、そこに携わっている方も議員の中にいらっしゃいますので、それを執行の方からお願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 小林議員からの質問でございましたけれども、まず、指定管理料が5

年間同じというのはどういうことですかという、1点目はそういうことだと思っておりますけれども、この道の駅というのは、管理していただく施設ですけれども、主に今管理料、一つは観光案内の案内される方の人件費とか浄化槽とか、屋外トイレの水道とか電気代、そういう、あとはこういう軽微な修理等を見込んでおります。そして、新たにまたそういった管理施設が加われば、当然それに対する管理なんかもまた出てくるわけですから、プラス裁量ということなのでしょうけれども、今のところこの現の施設を管理していただくということで、その管理料が5年間は一応は同額であると、そういったことでございます。

続きまして、売り場面積が少ない、物産館がちょっと狭過ぎないか、こういった声もよく聞いております。ただ、当面今、道の駅オープンして2年ということでございますが、その辺がもう建物が建った中で2年経過している中で、その工夫をしながら、例えばイベントのときなんかは、ちょっと仮設ではございますが、テント等を建てまして、ちょっと少し面積を広げるとか、そういった工夫をして、その面はやっていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 3回目です。金谷です。今、小池議員からもお話があって、委員会の方にえられるわけじゃないので、発言もそこではできませんので、今ここでしたいのですが、先ほど非常に二つのものが出てきて、片一方のものが予算が全く同じでということですので、これは一体化できないかというようなことですが、この間、7月に資料をもらった、こういう吉岡振興公社の組織図を見て、そのときも感じたことなのですが、例えば取締役の中に、副社長の中に、取締役の中に物産館の代表者が入る。そして、その一体で運営すれば、例えば二重で支出されているところもあります。管理料とか、清掃料とか。そういったものがすべて解決できるんじゃないかというふうに思うんですね。一つ、振興公社というふうな運営団体がやる、そして、ここ一帯が道の駅よしおかというふうな形で運営するには、そこを分けなくてやっていく方法もあるんじゃないかというふうに思うんですね。要するに、道の駅事業部の中に、物産館の代表の方も取締役に入っていますから、そろそろいろんな問題も出てくると思うので、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかと。簡素に、そして力を発揮できるような、そういう組織をつくるということも可能かなと。そうしますと、その一帯をよしおか温泉道の駅というふうな形で運営できるんじゃないかと思えます。監査報告なんかを見ていますと、また教育委員会の方から運動公園の方の支出の方に振興公社からお金も、草刈りの方のお金も入っていますし、あの辺一帯をすべてこういったところで運営ができればななんていうふうに私も常々思っていたので

すけれども、物産館の方々も利益が出るように、そして、うまくスリムにやっていけるような方法がないのかということをお聞きしたいのですが。そういう方法もあるんじゃないかと。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 金谷議員が申されたとおり、まさにそのとおりだと思っておりますが、今のところはいわゆるあの地域には道の駅、そしてまた、緑地公園、温泉、物産館ということになっておるのですけれども、統一した一つの組織ができれば、それは幸いだと思っております。今物産館なんかまさにスタートしたばかりで、いろんなことで援助していかねばならないなと思っておりますが、先ほど小林議員の方から、狭くなったからどうにかしろというようなことも今提言されました。そういった中においても、いわゆるプロポーザルの中において、こういった形状でこういったことをやったら、栄えるんじゃないかというようなことで提言もいただいております。プロポーザルによってあの地域は、私は今時点では成功したのではないのかなというようにも思っております。ですから、あそここのところは一つのことということに相なれば、一つの経営者が、指定管理者が一つで経営しているのが一番いいんじゃないかというようにも思っております。また、大きく考えれば、この町全体もいわゆるこの指定管理者があっちにあり、こっちにあり、あっちにありというようなことに相なれば、そういったことも一つの町中を考えた中での一つの指定管理者みたいな一つの会社をつくるとか、そういったことも一つの考えではないのかなと、私もそう思っております。

そういったことも含めて、今回金谷議員の方から提言をしていただいたのですけれども、町全体を考える中においても、文化センター、あるいはいろんなことがあるわけですが、そういったことも一つに考えて、物事をやっていく時期にもう来ているのかなというようにも思っております。ですから、今のところはそういったことで、今回の提案いたしましたものについては、こういったことで提案をいたしました、いずれそういった考えも持って物事をやっていく時期には来ているというようにも私も思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第10 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、このたびスポーツ振興法が全面改正されて、スポーツ基本法が制定されました。新たに制定されたスポーツ基本法では、これまで住民に対し、スポーツの実技の指導及び助言を行っていた体育指導員をスポーツ基本法では、スポーツ推進委員と称することになりました。

よって、吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の別表中、役職の役職名「体育指導員」とあるものを、役職名「スポーツ推進委員」に改めるものです。

どうぞよろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は総務常任委員会に付託します。

日程第 1 1 議案第 6 3 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第 1 1、議案第 6 3 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第 6 3 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、これまで非常勤職員については、育児休業を取得することは認められていませんが、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）を改正するよう、非常勤職員の育児休業を行うことができることとしたので、吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町職員の育児休業は、これまで正規職員に限られていましたが、育児休業法の改正によって、民間企業におけるパート労働者等との均衡を図る観点から、制度の見直しが求められ、一般職の国家公務員である常時勤務することを要しない職員による育児休業や育児時間の取得が可能となるように法改正があったので、吉岡町職員の育児休業等に関する法令の一部を改正するものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表でご説明を申し上げます。新旧対照表の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

左半分が改正案になっております。

第 2 条は、第 3 号の追加でございます。これまで公務員のうち、非常勤職員については育児休業を取得することは認められていませんでしたが、今回の改正は、一定の非常勤職員について、この養育の事情に応じ、1 歳に達する日から 1 歳 6 カ月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業をすることができるとの改正でございます。

第 2 条第 3 号は、育児休業ができる非常勤職員についての定めでございます。

アの（ア）は、任命権者を同じくする職員。

(イ)は、この1歳到達日を超えて特定職に引き続き在職をすることが見込まれる者。

(ウ)は、常勤日の日数を考慮して規則で定める者。

大きいイは、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育することができる非常勤となっております。

2ページの大きなウでございますが、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または引き続き採用され、その初日から育児休業をしようとする者でございます。

次に、第2条の2は、非常勤職員はこの養育の事情に応じて、1歳到達日から1歳6カ月に達する日までの間、育児休業をすることができる者についての記載でございます。

第1号は、第2号、第3号以外の場合は、この出生の日から1歳に到達するまででございます。

第2号は、配偶者がこの1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、この出生の日から1歳2カ月に達する日まで。

第3号は、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、ア、イのいずれに該当する非常勤職員が1歳到達の翌日から育児休業をしようとする場合についての定めでございます。

アは、非常勤職員または配偶者がこの1歳到達日に育児休業をしている場合で、イは、この1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められている場合として、規則で定める場合を言います。

次に、4ページ、第3条第6号、第7号を追加しております。

第7号は、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業を認めるとするものであります。

5ページの第20条でございますが、部分休業をすることができないとされていた非常勤職員について、次の者は部分休業を請求できるとし、2号を追加しております。

第2号では、請求できる非常勤職員は、アの特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者、イの勤務日の日数が勤務日ごとの勤務時間を考慮して規定で定める者としております。

同じく5ページの第21条第1項は、一般職員と再任用短期時間勤務職員についての適用を明記し、この第3項において、非常勤職員に対する部分休業の承認を明記しております。1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内、最長で2時間で行うものとし、保育時間を承認されている場合には、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ2時間から保育時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとしております。

参考までに、吉岡町の非常勤職員の12月1日現在の実態でございますが、非常勤職員は3名、また、非常勤職員として含まれる嘱託職員は20名おるところでございます。

以上、雑駁ですが補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、新たにスポーツ基本法が制定されることに伴い、体育指導員の名称がスポーツ推進委員に変更となったことにより改正するものです。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局より説明をさせます。

よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が定められ、平成23年8月24日から施行されております。

この中で、今までの体育指導員がスポーツ推進委員に名称変更されました。これに伴い、吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の中の「体育指導員」という名称を「スポーツ推進委員」という名称に改めるものです。

ページをめくっていただきますと、新旧対照表がございます。この新旧対照表で説明させていただきますと、第4条第2項第5号の右側の現行の「体育指導員」を左側改正案のとおり「スポーツ推進委員」に改めるというものです。

以上、雑駁ですが町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律によって改正でございます。

内容は、寄附金控除改正に伴う規定の整備で、寄附金の適用限度額を5,000円から

2,000円に引き下げ、地方税法引用条文の簡素化などと軽自動車税の減免制度について、対象障害の拡充などでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、町長の補足説明を申し上げます。

今回の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律による改正でございます。

内容は、認定NPO法人以外の老人の寄附金であっても、地方公共団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税寄附金税額控除の対象となります。及び個人住民税寄附金税額控除の適用下限額を現行5,000円から2,000円に引き下げることとし、平成24年1月1日以後の支出する寄附金について適用することでございます。

また、自動車税、身体障害者等、減免制度を改正し、改正に伴い、身体障害者に対する減免について、対象障害を拡充いたしました。また、社会福祉事業に使用する自動車の自動車税減免制度の一部改正により、社会福祉法第2条に規定する事業を行う社会福祉法人、またはNPO法人が所有し、当該法人が経営する社会福祉施設等を利用する者のために専用する自動車が減免の対象となります。用途としましては、第1種社会福祉事業に第2種社会福祉事業を追加し、事業者では社会福祉法人にNPO法人を追加しました。

以上、雑駁ではありますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は総務常任委員会に付託します。

日程第 1 4 議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例
議 長（近藤 保君） 日程第 1 4、議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を
改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

近代化資金の総合農政資金分にかかわる県の要綱の改正が行われたことに伴い、吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正内容の詳細につきましては産業建設課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、議案第 6 6 号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

県におきまして、近代化資金の総合農政推進資金分に係る要綱の改正が行われましたことに伴いまして、吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をもって説明させていただきます。

向かって右側が現行、左側が改正案でございます。

現行の第 2 条、本条の（定義）につきまして、「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改めるものであります。

続きまして、現行の第 3 条、利子補給について、その第 1 号を「（ 1 ）法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付けられる資金について、当該資金の融通に係る 5 年以内の期間に対し年 2 分以内の割合で計算した額」を「（ 1 ）法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付けられる資金について、当該資金の融資に係る 1 0 年以内の期間に対し年 2 %以内の割合で計算した額とする。ただし、吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例（昭和 5 3 年吉岡村条例第 1 4 号。以下「特別措置条例」という。）の規定を適用する場合、当該利子補給率から特別措置条例第 3 条第 2 項に規定する利子補給率を差し引くものとする。」と改めるものでございます。

続きまして、現行の第 5 条、（農業信用基金協会への出資等）についてでございますが、

「法第6条」を「法第7条」に改めるものでございます。

以上、雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願
いたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、産業建設常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は産業建設常任委員会に付託します。

ここで、昼食休憩とします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

議 長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15 議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正 する条例

議 長（近藤 保君） 日程第15、議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の
一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例につい
て、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県総合農政推進資金にかかわる県の要綱の改正が行われることに伴い、吉岡町総合
農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1
項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正内容の詳細につきましては産業建設課長をして説明させますので、審議の上、可決
いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をもって説明させていただきます。

お手元の資料、向かって右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、現行の第2条（定義）でございますが、「融資の条件」を「融資の条件等」に改
めるものであります。

続きまして、現行の第3条の見出し及び第3条中の「利子補給」を「利子補給等」に改
め、第3条中、「新規自立営農資金、経営拡充資金、農村生活環境整備資金、認定農業者
育成資金（スーパーL資金）」を「群馬県総合農政推進資金」に、同じく第3条中、「利
子補給の契約」を「利子補給及び利子助成の契約」に改めるものでございます。

現行の第3条2項につきまして、「前項に定める利子補給の額につきましては、年1 .
5%以内。ただし、認定農業者育成資金（スーパーL資金）につきましては、年0 . 2%
以内の割合で計算した額とする。」を「前項に定める利子等の対象となる資金、割合及び
期間は、別表に定めるとおりとする。」に改めるものでございます。

また、第3条関係の別表についてでございますが、お手元の表をごらんになっていただ
いて、説明にかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、産業建設常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第16 議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4
号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を説明申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,391万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,698万2,000円とするものでございます。

なお、今回の補正で財政調整基金からの繰り入れは、9月補正後は2億5,089万9,000円でしたが、7,245万7,000円を減額して1億7,844万2,000円といたします。これにより、平成23年度12月補正後の財政調整基金の残高見込み額は21億8,003万4,000円となります。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、一般会計補正予算書をごらんください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2,391万6,000円を追加いたしまして、総額62億9,698万2,000円としたものでございます。

次に、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額によるということで、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、後ほど補正の款項の区分等を含めまして事項別明細書で説明をさせていただきます。

第2条につきましても、後ほど「第2表・繰越明許費」により説明させていただきます。

第3条は地方債の補正でございます。変更につきましては、「第3表・地方債補正」によるということで、まず、第2表、第3表について説明をさせていただきます。

それでは、7ページをごらんください。

「第2表・繰越明許費」でございますが、繰り越す事業は1件でございます。8款土木費4項都市計画費、事業名は都市計画道路宮田大藪線新設道路改良工事で、4,561万円でございます。これは既設道路に埋設されているNTT光ケーブルの移設が平成24年7月いっぱいまでかかるため、年度内に工事が完了できないため、繰り越ささせてい

ただくものです。

続きまして、8ページをごらんください。

「第3表・地方債補正」でございます。

学校教育施設等整備事業債（明治小学校耐震補強事業）でございますが、今回640万円増額し、3,950万円とするものです。国の補正予算がついて有利な起債が借りられることになったための増額でございます。

それでは、12ページをごらんください。事項別明細書で主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、1款町税1項町民税、個人でございますが、3,000万円追加でございます。現年度課税分の追加でございます。次に、2項固定資産税でございますが、2,000万円の追加でございます。内容は現年度課税分の増でございます。

次に、9款地方特例交付金1項地方特例交付金191万8,000円追加でございます。内容は児童手当及び子ども手当特例交付金の当初算定後追加の算定が加わり、再算定されたためでございます。

13ページをごらんください。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金2,959万7,000円減額でございます。主なものは1節児童運営費国庫負担金保育運営費1,655万3,000円減額、これは運営費の単価表の値の減少などによる歳出減に伴う減額でございます。5節障害者福祉費国庫負担金介護給付費1,159万5,000円減額、これは交付決定によるものでございます。訓練等給付費235万2,000円減額、これは歳出の訓練等給付の減で、就労継続支援利用者の減でございます。

14ページをごらんください。

15款県支出金1項県負担金、補正額、合計1,485万6,000円減額でございます。主なものは1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金保育運営費827万7,000円減額でございます。これは運営費の単価表の値の減少などによる歳出減に伴う県の負担分の減額でございます。5節障害者福祉費県負担金介護給付費579万8,000円の減、訓練等給付費117万6,000円の減額でございます。これは事業減による県負担金の減でございます。

次に、2項県補助金でございますが、15ページをごらんください。

補正額、合計145万2,000円追加でございます。

戻りまして14ページをごらんください。

主なものは2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金、保育充実促進費補助金106万2,000円追加でございます。

16ページをごらんください。

2項基金繰入金、補正額、合計716万5,000円追加でございます。主な内容は1目湧水対策施設維持管理基金繰入金7,962万2,000円でございます。これはポンプ故障によるポンプの入れかえ等の工事でございます。2目財政調整基金繰入金7,245万7,000円減額でございます。町税の歳入増及び一般財源充当減による財政調整基金に戻し入れでございます。

17ページをごらんください。

21款町債1項町債640万円追加でございます。2目教育債1節学校教育施設等整備事業、学校教育施設等整備事業債（明治小学校耐震補強事業）でございます。

次に歳出ですが、19ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費、補正額合計1,243万円追加でございます。主なものは6目企画費13節委託料、業務委託料（イベント用）116万7,000円減額でございます。ふるさと祭り及び町制20周年記念が終了し確定したための減額でございます。14目温泉事業費15節工事請負費300万円の追加でございます。これは男女サウナぶろの改修工事でございます。

次に、2項徴税费でございます。20ページをごらんください。

補正額、合計35万8,000円減額でございます。主なものは2目賦課徴収費13節委託料、家屋確認調査業務委託300万円減額。これは調査業務がほぼ確定したことによる減額でございます。

22ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費、補正額、合計2,254万7,000円減額。主なものは4目老人福祉費28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金133万1,000円追加でございます。6目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金、生活介護2,350万円減額、これは対象人数減等に伴う給付の減でございます。施設入所支援360万円減額、これは利用者減でございます。旧法施設支援980万円増額、知的施設入所者の増でございます。就労継続支援632万円減額、これは利用者の減でございます。

23ページをごらんください。

2項児童福祉費、補正額、合計3,673万円減額でございます。主なものは13節委託料、保育運営委託料4,117万1,000円減額でございます。これは運営費の単価表の値の減少などでございます。19節負担金補助及び交付金、保育充実促進費補助金208万4,000円追加でございます。これは人数増によるものでございます。

24ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額75万5,000円増額、予防接種委託料108万

円の減額などがございます。

25ページをごらんください。

2項清掃費、補正額、合計814万円減額、主なものは2目塵芥処理費、渋川広域負担金塵芥施設918万5,000円減額、これは搬入量の減少によるものでございます。

26ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費、補正額、合計8,839万7,000円追加でございます。主なものは6目渇水対策施設維持管理費7,962万2,000円追加でございます。内容は小倉3万トン貯水池のポンプ故障によるポンプ交換工事及び沈殿地補修工事などがございます。

28ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費、合計補正額618万1,000円追加でございます。主なものは3目道路新設改良費15節工事請負費、町道改良工事ほかで500万円追加でございます。町道1路線の改良工事でございます。

29ページをごらんください。

4項都市計画費、補正額、合計523万4,000円減額でございます。

戻りまして28ページをごらんください。

主なものは1目都市計画総務費13節委託料、景観形成基礎調査400万円減額でございます。2目都市施設費13節委託料、南下城山防災公園用地等測量業務委託535万6,000円減額、同地形測量業務委託45万2,000円減額でございます。これは入札差金の減額でございます。南下城山防災公園費用対効果算出業務委託、新規に300万円追加でございます。3目下水道費、公共下水道特別会計繰出金141万円追加でございます。

29ページをごらんください。

9款消防費1項消防費、1,686万5,000円追加でございます。主なものは渋川広域負担金消防施設1,636万5,000円追加でございます。これは消防の基準財政需要額が増となったための負担増でございます。国勢調査等で人口がふえたことによるものでございます。

30ページをごらんください。

3項中学校費、補正額、合計142万3,000円でございます。主なものは3目学校建設費13節委託料、南校舎防音改造工事設計業務委託150万円追加でございます。

続きまして、31ページをごらんください。

4項社会教育費、補正額、合計1,966万1,000円減額でございます。主なものは4目文化センター費11節需用費、電気料204万円減額、これは節電等による減額でございます。13節委託料、施設改修実施設計業務委託315万円減額でございます。舞

台音響設備改修工事実施設計業務315万円減、舞台音響設備改修工事施工管理業務委託210万円減額、これはリースにより施工管理業務委託が必要なくなったための減額でございます。14節使用料及び賃借料、舞台音響機器リース料1,430万円減額でございます。これは今年度のリース期間が平成24年3月からとなることからリース料1カ月分となり、減額するものでございます。

32ページをごらんください。

5項保健体育費、248万8,000円追加でございます。主なものは1目保健体育総務費15節工事請負費、町民グラウンド修繕工事425万7,000円追加でございます。これはグラウンドが湧水により使用に支障を来したことによる修繕工事でございます。

33ページをごらんください。

6項給食センター費、補正額、合計1,126万4,000円減額でございます。

戻りまして、32ページをごらんください。

主なものは1目給食センター費11節需用費、修繕料132万円追加でございます。これは調理器、洗浄機、ボイラー等の老朽化により緊急に修理が生じることが予想されることからの追加でございます。

33ページをごらんください。

15節工事請負費、屋根・外壁等改修工事1,200万円減額でございます。これは屋根の補修について部分補修したことによる減額でございます。施設等補修工事395万1,000円は食中毒対策でひじまで洗える洗浄消毒機交換などでございます。

次に、12款公債費1項公債費、補正額、合計159万6,000円減額でございます。

1目元金23節償還金利息及び割引料1万円減額、主なものは平成22年度借り入れ分256万円減額でございます。当初予算で平成22年度借り入れ分としていたものが、しのめ信用金庫に確定したことによるものでございます。2目利息23節償還金利息及び割引料158万6,000円減額、主なものは財務省の借入金利息が低金利で借りるとなったため、財務省分178万5,000円減額でございます。

34ページ以降は給与明細書でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 26ページの湧水対策施設維持管理費についてお伺いします。

まずこれは、この2,107万4,000円の復旧工事に伴う内訳を細かく教えてください。

さい。それと、1号ポンプと2号ポンプの、同じポンプなのに400万円もその差があるというのと、いずれにしても、湧水対策でも新幹線、こうポンプで30年も経過しているわけですけれども、同時に二つのポンプが故障してしまったということで、急遽こういうことになったわけなのですけれども、その前にメンテナンス、いわゆる行き当たり、ここまで来るのではなくて、その前に見直す必要があったのではないかとということ、その急遽、緊急的なことで農業用水を急遽工業用水にバルブでつないであると。

それともう1点が、悪いポンプをくっつけて幾つか修理して、入れてみたら3日でだめになってしまった。その費用についてはサービスなのですか。それとも、ちゃんとクシダ工業さんに支払いをするのかどうか。そこら辺を、今後水を供給されている方としている方への対応をお伺いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいま湧水対策ということで齋木議員さんの方から幾つかご質問を受けたわけでございますが、今回、このことに対しましてこの不測の事態が生じ、工業用水利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりしましておわび申し上げます。

それでは、ご質問の1点目、まず、この緊急対策工事、緊急復旧工事2,107万4,000円の内訳ということでございますが、まず、ポンプがすべてとまってしまったということで、水の供給をしなければならない、そういったことで明治用水さんの方からご協力いただきまして、水を供給していただいたという経緯がございます。そのための補給管ということで、管路を敷設工事をいたしました。

それからまた、この1号ポンプ、今ポンプの方、トンネル原水くみ上げは、2台のポンプで交互運転ということで稼働していた中で、そういったポンプが、1号ポンプ、そして2号ポンプが故障したと。その故障の原因を調べるためにポンプを引き上げたりとか、また、修理をした中で据えたりとか、そういった据えつけ工事、あるいは引き上げ工事等にも緊急復旧工事ということで計上させていただいております。

また、今までくみ上げたポンプが日量何千トンという非常に大きな、容量が大きいポンプでございましたが、とにかく水を供給しなければならないと、明治用水さんの方から水を供給してもらっただけでは足りないと。それで急遽ポンプの方を3,000トンでございましたが、日量3,000トンというそういった容量が今まで使っていたポンプよりもちっちゃいポンプでございましたが、そういったものが調達できましたので、そのポンプ据えつけ費等でございます。

また、一つこれはポンプとは関係ないのですが、3万トンの北側、西側の斜面、先般の

集中豪雨で崩れた箇所がございまして、その辺の復旧工事、仮復旧工事をさせていただいた経緯がございます。

そして2点目でございますが、小倉揚水機ポンプ2台、これから更新、もし議決をいただけるならば更新をさせていただきたいと考えておるわけでございますが、400万円ぐらい違うと。この件につきましては、まず議決をいただきますれば、とりあえず1台を更新していくという中で、今までこういうポンプの故障原因の方を調査したわけです。その中で、ポンプにかかる負荷が、一応2台のポンプで交互運転する中で、一つのポンプが動いているときには一つがとまっていると。停止。そしてまた、2号ポンプの運転がとまれば、また作動し始めると。そういった交互運転をしてきた中で、その停止あるいは起動時の負荷がかかるということで、その負荷を軽減するための装置としまして、その電磁弁装置というのですが、それが400万円、そういったことで400万円の差が出ているということでございます。

それから、3点目のメンテナンスの関係ということでございますが、安定したポンプの稼働を行うためには、毎月1回のこういう利用設置上の電気設備保守点検や、電気工作室の保守管理を管理会社と業務委託をする中で、毎年行っているところでございます。ポンプは機械でございますので、故障リスクは十分に考えられるわけなのですが、過去において日常管理の中で、絶縁抵抗時の低下を確認し、ポンプの故障対応をさせていただいた経緯もございますが、今回はそういった地上施設の警備上の前触れなしのポンプの故障の警報でございました。地下135メートルからくみ上げているわけですが、そこでその地下135メートルのところでは何が起こって、そしていかなる状況になっているのか直接把握するのは不可能との見解から、地上施設の電源設備点検で内部状況等を想定して管理しているわけでありませう。

齋木議員さんのご質問の内容に対して100%答えているかちょっとわかりませんが、以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

- 14番（齋木輝彦君） 非常にポンプは難しいでしょうけれども、30年もたって放っておいたと。その前のメンテナンスも必要ではないかと思えます。そして、この水は三甲さんに立方26円で日量2,200立方を送っているわけですが、年間でその売り上げが2,100万円、そうすると8,000万円とすると4年分はこのポンプで三甲さんからの収入はゼロになってしまいますよと、端的に言えばそういうことなのではけれども、そうなる前に早目にメンテナンスをする必要があるのではないかと。

それと、この沈砂池の配電をするようではけれども、この間、送水を三甲さんとはとめる

のに、とめずにできるのかどうか。その点と、もう1点、明治さんから給水を受けている旨の補償等の話し合い等はいかにしていくのか、その2点についてお願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） まず、今後予定している工事としまして、水の安定供給を図るために、3万トンの中を何十年と清掃していないということで、今回これも議決をいただければ、そういったものを進めてまいりたいと思うのですが、その間の三甲さんへの、あるいは水利用者の皆様への供給ということでございますが、これはやはり明治用水さんの方のまた協力をいただかないと、一部協力をいただかなければならないと思っております。

そしてまた、ポンプ1台とりあえず設置させていただくわけでございますが、それにはまず運転が落ち着かないと、ちょっとその次に進めないと、次のことが考えにくいということも現状としてはございます。

今後またご協力いただいた明治用水土地改良区さん、あるいは三甲さんとか、そういった関係者の皆様とはまた話し合っていかなくちゃならないと考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） これ、1点だけ町長に確認しておきたいのですけれども、明治さんから供給を受けて、そこにまだ1回もお話し合いができていないので、その点を町長とお話し合いをしてくれるのかどうか。

それと、いずれにしても町は三甲さんに水を、水の売買というのは法的にはできないわけなので、管理料という形でもらうわけなのですけれども、その補償を受けている明治さんにはいかに対応していくのか。それと、こういう町の施設、今回のポンプだけではなくて、車両も含めて町でいろんなヒーターとかボイラーとか、いろんなものを使っているわけなのですけれども、数年経過したのものについては、もう部品なのだからやはりある程度点検を、年数を経過してきたら、故障がこうなる前に、2台も3台もあるポンプが同時に壊れて運転できなくなるなんてことのないようお願いをしたいと思います。その点、2点についてお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今回の不祥の事態が生じ、利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたということでおわびを申し上げるとともに、明治用水さんの土地改良区においては、水の供給に対してご配慮をいただいたということで、本当にありがたく思っております。

今、齋木議員の方から話し合いを持っていないということですが、一応大変申しわけなく思っておりますということで、明治用水さんの方の総会の際に副町長が出て、大変申しわけなかったということであいさつしたと。その後のことについては、先ほど課長の方から答弁しているとおりなのですが、明治用水さんからいただいている水ということは、先ほど齋木議員の方から言われたとおり、年間500万円ということで、いわゆる管理料ということで提携しているということは事実でございます。そういった中におきまして、今回、明治用水さんの水を使わせていただいて、三甲さんの方に間に合わせたというのもそれも事実でございます。

そういったことで、三甲さんの方にもいわゆる補償問題だとか、いろんなことが今出ている状況なのですが、いわゆるこのポンプをこの議決、買うことについて議決をしていただいた後、速やかにポンプを再入しまして、水を揚げてその後対処していきたいというようにも思っております。

今まで点検していなかったということではなく、今、年間管理料といたしまして委託をしているわけでございます。22年度決算では、クシダ工業さんの方に電気設備保守点検業務ということで38万8,500円、そしてまた、電気工作物保安業務委託ということで、関東保安協会の方に23万3,415円ということで、今回初めてそのポンプが壊れたということではなく、今までも壊れた状況の中におきまして、2台入っていたということで、今までは1台ずつ交換しながらやってきたというのが事実でございます。新幹線の水をくみ上げて初めて壊れたというわけではございません。ご存じのように、それを交換しながら随時この湧水対策費用の中から議会の方で議決していただきますと、そちらの方からとって差し引いていただいて、ここに充てているというのが現状でございます。今、26円でやっているというようなことでご指摘をされましたが、この水の故障が起きた後、今までは三甲さん、そしてまた、くみ上げた水も吉岡町の水道の方にも提供しているというのが、くみ上げている水の経過ではないのかなと思っております。その余った水については、いわゆる三甲さんの後で使った水については、明治用水さんの方にも戻す設備もできているというような話も聞いております。

そういったことで、もろもろのことをこれからことしいっぱいによく精査をいたしまして、可決していただくならば速やかに明治用水さん、そしてまた、三甲さんの方にいろんなことで交渉に入りたいというようにも思っております。先ほどから申し上げているとおり、現在は管理料ということで明治用水さんの方に500万円を提供しているということでございます。齋木議員さんの方もそういったことで管理をしていただいているということで、毎日船尾滝の方に見に行っていたというこの中において、そういう話を聞きますと、そういったことでけがをしたということで、本当に心からのお見舞いを申

し上げるとともに、今後ともよろしくお願いを申し上げるところでございます。

なお、町の方といたしましても、朝晩職員が行って見ているというの、今回の事故の後ということで作業させております。作業の方も日誌の方も全部つけさせていただきまして、今管理をしていると。町も管理をしているというのが現状でございます。ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務常任委員会に付託します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億418万6,000円とするものであります。

補正の内容にいたしましては、平成20年度と21年度分の消費税の納税額について修正申告するための増額が主なものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、町長の補足説明を申し上げます。

これにつきましては、平成20年度と21年度分の消費税の納税額について修正申告をする必要が生じたことから補正をお願いするものです。

消費税の納税額につきましては、課税売り上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を引いた額が納税額となります。ただ、町からのミルク代補助としての繰入金については、課税売上高の5%以上を占めると特定収入とされ、特定収入によって賄われる部分は課税仕入れ等に係る消費税額から控除されるべきであったわけですが、平成20年度、21年度分について、繰入金を特定収入としなかったため、課税仕入れ等に係る消費税額から控除されなかったことから、本来の額より消費税還付金を多くいただいております。今回、税務署との還付手続をしていた中でそのことが判明したため、修正申告をするものです。

修正申告の金額につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の部、第2款の繰入金ですが、消費税修正申告分繰入金として一般会計から49万9,000円を増額させていただいております。

第4款の諸収入の消費税還付金は26万9,000円の減額です。

7ページの歳出の第1款第1項第1目27節に計上させていただきましたが、消費税修正申告といたしまして49万9,000円を増額補正させていただいております。内訳は平成20年度分が24万7,000円、平成21年度分が25万2,000円です。また、歳入の消費税還付金の減額に合わせて、歳出の給食用食材料費を26万9,000円減額させていただいております。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,291万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,006万9,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

6ページ、7ページと8ページの方をごらんいただきまして、説明させていただきます。

補正の内容につきましては、歳入で国庫支出金の1目下水道費国庫補助金で1,800万円の増額と、町債の下水道事業債1,350万円の増額、そして、歳入歳出差し引きによります一般会計からの繰入金を141万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、歳出につきましてでございますけれども、1目の総務管理費におきまして、人件費9万7,000円の減額と、税務署への確定申告によりまして来年度分の仮払い消費税が発生し、それを含む250万円の増額をお願いするものでございます。2目の管渠管理費につきましては、町内にあります4カ所のマンホールポンプの通信回線の改修に伴う70万円の増、及び通信回線によるデータの送信料につきまして3万円の増額、また、水質検査委託料の検査項目の追加がございましたため、5万円の増額をお願いするものでございます。3目の建設費につきましては、人件費で27万3,000円の減額と、公共下水道工事費におきまして3,000万円の国からの交付金が追加交付されたことによりまして、増額補正をお願いするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号は、産業建設常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第19 議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会
計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ
いて、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,698
万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,191万9,
000円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、歳入においては国庫支出金の増額及び繰
入金等の増額等が主なものであります。

次に歳出ですが、保険給付費等の増額等です。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決い
ただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の補正額につきましては、5,698万9,000円を追加いたしまして19億7,
891万9,000円、当初予算比103.6%とするものです。

内容につきましては、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書で説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、第4款国庫支出金につきましては、2,112万円を増額いたしまして4億5,464万5,000円とさせていただくものです。現年度の療養給付費等負担金です。

次に、第5款療養給付費等交付金につきましては、242万4,000円を増額いたしまして、現年度分の療養給付費交付金の変更交付決定があり、5,970万1,000円とさせていただくものです。

次に、第10款繰入金につきましては、2,544万6,000円を増額いたしまして、2億2,586万9,000円とさせていただくものです。

8ページに移りまして、一般会計繰入金と国民健康保険基金繰入金です。一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が59万4,000円、保険者支援分が152万1,000円の増額補正で、交付申請金額です。財政安定化支援事業繰入金は、決定通知があったもので29万4,000円の増額補正です。国民健康保険基金繰入金は、歳出の保険給付費の増額に対して基金の取り崩しによる2,303万7,000円の増額補正です。

次に、戻っていただきまして7ページの歳出ですが、第2款保険給付費につきましては、5,698万5,000円を増額いたしまして13億1,166万9,000円とさせていただくもので、10ページの保険給付費、退職被保険者等療養費2,023万2,000円を増額し、一般被保険者高額療養費と退職被保険者等高額療養費を合わせて3,625万3,000円を増額するものです。

詳細につきましては、50万円の増額をするものです。

以上、議案第71号に係る町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） まず、非常に国保の運営については、22年度に15.6%の値上げ、そしてそのときに、前の年ですから4,200万円の基金、そして昨年度は3,000万円ですか、本年度は予備金を含めて、約それを合わせると1億円ぐらいですけれども、このまま国保が伸びていくと非常に医療費等もかさんでいくわけなのですけれども、県内で吉岡町は6番目に国保税の高い、これからは町村によっては資産割を省いていく町村がふえておりますが、吉岡町についてはまだ資産割、所得割、いろいろ四つぐらいあるわけですが

けれども、その資産割について今後はいかにしていくのか。その点と、町長は1億円以上は繰り出しはできないと。それぐらいだと。最高限度だと言っていますけれども、いずれにしてもこれをパンクさせるわけにはいかないの、あるいはお医者さんにかからないで下さいよとも言えないだろうし、ぐあいの悪い人に。かといえ、繰り入れするか、また再値上げをするか。いずれの方法しかないわけなので、その点をいかにしていくのかお願いをします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 資産税割につきましては、どのような方向かということであろうかと思いますが、これにつきましては、現状としては現状維持でお願いするところであり、以上です。（「課長、ほかには」の声あり）

議長（近藤 保君） 健康福祉課長、もう1点。税額の問題。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） すみません、もう1点は。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 15.6%の値上げをしたわけでしょう、おとし。それについて本年度このままではパンク状態になったけれども、町長は1億ぐらいしか繰り入れを一般会計からできないと。そのときには値上げをするか、お医者さんにはかからないでくださいねとぐあい悪い人には言えないでしょうから、その点、町はどのようにしていくのですかという。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 続けて答えさせていただきます。

値上げについては、今のところ考えずに保険給付費の方を抑える施策としまして、一つはジェネリック医療のいわゆる後発医療につきまして皆さんに協力をしていただきまして、先発の薬ではなくて後発の薬等でお医者さんにそのカードを提示していただきまして、なるべく保険給付費を抑えるような形をお願いしていただければというふうに考えていますので、値上げにつきましては、もう少し値上げをしないでこのままいければというふうに考えているところであり、以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） もう1点。医者にかかる、お医者さんにかかる人数は多少あるけれども、

大差はないのです。しかし、1人当たりの医療費がかなり高額になってきている。お医者さんがハイレベルな治療をするのか、あるいは患者の方が依頼をするのかわかりませんが、その点を抑制するというわけにもいかないでしょうけれども、このままいくと人数は変わらないのに1人当たりの医療費が伸びている、ハイレベルな治療をしているからということなのか、その点を確認したいのですが、どうしてそうなるのかをお願いします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 一つは、今回の補正は退職者の部分での療給が相当高額な医療費がかかっている、この点につきましては、高度医療という点での増額になっておりますが、さきにご質問がありましたとおり、では、かかった人数がそれほどふえているのかということですが、それにつきましては、生活習慣等の改善ができなくてお医者さんにかかっているということはあると思いますが、かかっている人数がふえているという部分ではないというふうに認識をしております。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案をいたします。

議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につ

いて提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,055万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,409万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

7ページの歳入から説明をさせていただきます。

補正の内容につきまして、歳入で、上野田地区にあります炭化施設の臭気対策工事にかかわる補助金の歳入項目を当初予定しておりました国庫補助金から県補助金への変更、及び工事の施工方法の見直しによりまして、工事費の減額に伴います補助額が確定したため、差し引きで2,226万6,000円の減額と、それに伴います町債、起債ですけれども、530万円の減額。また、歳入歳出等の差し引きによりまして701万1,000円の一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

8ページの歳出でございます。

歳出の農業集落排水事業費では、1目の総務管理費におきまして、確定申告によりまして消費税120万円の増額、また、人件費19万7,000円の減額で、計100万3,000円の増額補正と、2目処理施設管理費で、上野田の処理施設の臭気対策工事関係で、施設を稼働させなかったことによりまして燃料費172万9,000円の減額及び工事内容等の見直しによる1,770万円の減額、また、県道高崎渋川バイパスなど、施設移転補償業務委託費等で212万9,000円の減額が生じたため、計で2,155万8,000円の減額となりまして、総額で2,055万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） この7ページの炭化施設の脱臭についてお伺いをしたいと思います。

ここに841万5,000円を補助金ということがあるわけですが、せっかくあそこを約、総額では5億ちょっと欠けるぐらいをかけて炭化施設をつくったわけですが、満足に運転できていないという。運転すれば着火のときと消火のときに悪臭が出て

しまうという。対応して業者に依頼はしているのでしょうけれども、あれだけかけてつくった施設が今のところ、当初は町で言ったときには、あれを炭化施設にして、あれを肥料あるいは温泉に行って燃料として使えるのだなんていう話もあったわけなので、今ところが、とんでもない話なので、その高額な金をかけて運転をできていないという。今後町はこれをどういうふうと考えていくのか。その悪臭対策を含めてお願いをします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 上野田にある炭化施設でございますけれども、稼働ができないのではなくて、悪臭で付近の住民の方が困っているということで、臭気の試験も全部行いまして、全部データもとりました。法的には全部臭気についての基準もクリアしております。ただ、やはり炭化施設をつくるときに、においは極力発生しない施設でつくるので何とかお願いしますということで、建設時に付近の方から多少なりとの反対もあったらしいのですけれども、臭気なるべく発生しない施設なので協力をお願いしますということで進めた経緯がありまして、今回稼働させたときに、やはり一部稼働して90分、また、稼働をやめて90分前後のところ臭気が、要するにある一定の温度になると臭気が発生する温度になるというようなことがわかりまして、やはり当初住民の方にお約束したものを、例え基準値がクリアされているとはいえ、日々住んでいる住民の方に対して申しわけないということで、臭気対策をしますからということで、その間稼働させなかったということで、あとの肥料とかそういうものについては、委員さんがご指摘のように、使用できるものは製品はできます。ただ、この臭気対策の工事が終わるまで稼働は控えているという状態でございます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 今、齋木議員の関連なのですけれども、この需用費の燃料費、172万9,000円。これを使用しなかったということですが、この工事の脱臭装置の工事の進捗状況、それと、それはいつごろから稼働可能なのか、見通しをお聞かせください。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） まず1点目ですけれども、燃料費につきましては、当初年間、あそこ施設が1,900リッター入るタンクを備えております。当初正常に稼働させれば18回ということで考えておりましたけれども、今回は5回分、今現在は空になっています。5回分の燃料費をとらせていただいて、残りを減額をさせていただくということで考えて

おります。

それと、炭化施設の工事ですけれども、県の方をお願いしてようやくこの今月の22日の日に入札になります。ということで、これから3月の半ばぐらいの工期に向けて施設の臭気の脱臭の工事をして、付近の方に迷惑のかからない施設として稼働させていきたいということで考えております。よろしくお願ひします。（「了解です」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,955万3,000円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、歳入においては、国庫支出金の減額と繰入金が増額が主なものであります。

次に歳出ですが、主なものは、保険給付費の増額でございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましては、639万1,000円を追加しまして10億6,955万3,000円、当初予算比で100.6%とするものです。

内容につきましては、5ページからの歳入歳出予算事項別明細書で説明します。

まず歳入ですが、7ページをごらんください。

第1款保険料につきましては、現年度分の特別徴収分と普通徴収分の合計で8万7,000円の増額補正をするものです。

次に、第3款国庫支出金第1項国庫負担金につきましては、保険給付費の増額によるもので、117万5,000円の増額補正をするものです。第2項国庫補助金は調整交付金の交付決定通知書による減額で、1,364万9,000円の減額補正をするものです。

8ページをごらんください。

第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金の増額で給付費の増額に伴うもので、169万7,000円の増額補正をするものです。

第5款県支出金は第1項の介護給付費負担金の増額に伴うもので、66万3,000円の増額補正をするものです。

第7款繰入金は一般会計繰入金133万1,000円を増額補正するものです。介護給付費繰入金は70万7,000円を増額し、その他一般会計繰入金は一般事務費繰入金、地域支援事業費繰入金を合わせて62万4,000円の増額補正をするものです。

9ページをごらんください。

基金繰入金は基金取り崩しにより、介護給付費準備基金繰入金を1,500万7,000円の増額補正をするものです。

10ページをごらんください。

第1款総務費につきましては、50万4,000円の増額補正です。主なものは、介護認定審査費の認定調査費です。

第2款保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、今年度の利用実績と今後の利用状況を推計したものです。居宅介護サービス給付費は1,176万2,000円の増額。施設サービス給付費は290万円の増額。居宅介護、福祉用具購入費20万円の増額。居宅介護、住宅改修費90万円の減額として、保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、816万2,000円の増額補正です。

11ページをごらんください。

第2款保険給付費の介護予防サービス等諸費は、今年度の利用実績と今後の利用状況を

推定したものです。介護予防サービス給付費100万円の減額、介護予防福祉用具購入費60万円の減額、介護予防住宅改修費34万円の減額で、保険給付費の介護予防サービス等諸費につきましては、72万円の減額補正です。保険給付費その他諸費は審査支払手数料8万円の減額です。高額介護サービス費等は40万円の減額です。

12ページをごらんください。

高額医療合算介護サービス等費は高額医療介護合算サービス費と高額医療合算介護予防サービス費、合わせて40万円の減額です。特定入所者介護予防サービス等費は90万円の減額です。

13ページをごらんください。

第4款地域支援事業費につきましては、12万円の増額ですが、包括的支援事業任意事業費の認知症サポート養成講座委託料です。

第6款諸支出金、償還金及び還付金は第1号被保険者保険還付金2万5,000円の増額補正です。繰出金、一般会計繰出金は8万円の増額補正です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第22、議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由

を申し上げます。

補正の内容につきましては、収益的収入及び支出において、支出、営業費用で62万5,000円の増額補正をお願いするものです。また、資本的収入及び支出については、支出、建設改良費で1万円の減額補正をお願いするものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

4ページの収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出におきまして、支出、営業費用で62万5,000円の増額をお願いするものです。これは主に水道管管路図の台帳更新による31万5,000円の増、備用品費10万円の増額及び人権費の増によるものです。

8ページの資本的収入及び支出におきましては、支出、建設改良費で1万円の減額をお願いするものですが、これは人件費の減によるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第23 議長報告

議長（近藤 保君） 日程第23、議長報告を行います。

ただいま請願3件、陳情1件を受理しています。

請願第4号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願について、紹介議員である小池議員より趣旨説明をお願いします。

（「特にありません」の声あり）

質疑を行います。質疑なしと認め、請願第4号は文教厚生常任委員会へ付託いたします。

続きまして、請願第5号 年金受給資格期間の10年の短縮を求める請願について、紹介議員である小池議員より趣旨説明をお願いします。（「特にありません」の声あり）

質疑なしと認め、質疑は終了します。文教厚生常任委員会へ付託いたします。

続きまして、請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願について、紹介議員である小池議員より趣旨説明をお願いします。（「特にありません」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結します。請願第6号は文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

散 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分散会

平成23年第4回

吉岡町議会定例会会議録

第2号

12月13日(火)

平成23年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成23年12月13日（火曜日）

議事日程 第2号

平成23年12月13日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（近藤 保君） おはようございます。去る12月7日に開会された平成23年度第4回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（近藤 保君） 日程第1、一般質問を行います。

8番馬場周二議員を指名いたします。

〔8番 馬場周二君登壇〕

8 番（馬場周二君） おはようございます。

本日は登壇の機会を与您いただきまして、まことにありがとうございます。

町長、2期目の当選まことにおめでとうございました。

1期目の町政経験と実績を踏まえ、町民の安心・安全をかなえるのはもとより、町長がいう人が集まるまちづくりがこれからも続けて実現できるようご期待申し上げます。

私も、このたび初めてこの場所に登壇させていただいています。私の出身は上野原です。上野原からは約20年ぶりにここへ出たということ聞いておりますが、本日も上野原の人たちが多くみえております。町の発展とともに地域の発展を期し、先般の選挙では住民一丸となって私に投票していただきまして、本日私もここに立つことができました。

町の行政は、住民あつての行政であります。住民皆平等であるべきと私は考えます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、きょうはちょっと欲張った感があります。ですから、答弁は簡単明瞭によるしく願います。

それでは、これから吉岡町のまちづくりについてご質問いたします。

現在吉岡町は、今や県下屈指の発展地域となって、人口も増加しております。大型商店も進出し、幹線道路や橋も整備され、見るかぎりすばらしい発展となっております。

しかし、今の人口増加地域や発展地域は、関越道周辺と東部地区が主体であります。これからは、町全体を考えた、人の集まるまちづくりが必要と考えます。

そんな中、町長にお伺いしますけれども、高渋バイパスの完成間近、西部地区の人の集まるまちづくりを、町長はどのように考えているか、何かあったらお聞きしたいと思いません。

また、平成13年に作成した町全体の将来計画を描いた吉岡町都市計画マスタープラン、

当時と現状では、大きな相違がありますし、住民が大変心配していると思います。新しいプランを現在計画していると思いますが、いつまでにこれができるのか、あわせてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。きょう、あしたと、8人の議員さんより一般質問を受けさせていただきます。精いっぱい答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、馬場議員より質疑をいただきました、西部地区の開発と展望についてを答弁させていただきます。

吉岡町は、平成3年の町制施行からことして20年を迎え、その間には、上毛大橋、そして吉岡バイパス、前橋渋川バイパスの整備、並びに駒寄スマートICの本格運用など、道路・交通条件の飛躍的な改善が図られ、交通の利便性が著しく向上いたしました。

それに伴い、大型商業施設の相次ぐ出店や住宅地の開発が行われ、町の様子はすっかりさま変わりをして発展を遂げてまいりました。今後も、町の持続的な発展を長期的視点に立って、総合的、計画的に町政運営を行うことが求められており、10年間を計画期間として、「キラリよしおか 人と自然輝く丘の手タウン吉岡町」をキャッチフレーズに、第5次吉岡町総合計画をスタートしております。

さて、町として西部地域をどのように変えていくかのことであります。本地域は、全体的には榛名東麓から広がる自然環境に恵まれた地域であると認識をしております。平成24年度末には、西部地区に高崎渋川バイパスの開通が予定されておりますが、西部地域の活性を図る上で、バイパスの開通は重要な要素であると思っております。今後西部の地域づくりをどのように進め、そして、どのようにするのかを地域で考えることが大切であり、いろいろな提案を示していただきたいと思っております。

高崎渋川バイパスを核として、既存の県道町道とのネットワークを図っていきながら、既存の農地、集落地区を初めとする周辺環境との調和に配慮しつつ秩序ある土地利用の誘導を図ってまいりたいと思っておりますが、今後のまちづくりを、行政、地域と共通認識を持って進めていければと考えております。

土地利用計画の趣旨である都市計画マスタープランの見直しとのことであります。産業建設課長より、補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

吉岡町の都市計画マスタープランの見直しということでございますが、そのマスタープランにつきましては、人や暮らしと調和しました吉岡の都市環境基盤づくりを目指して、大きくキャッチフレーズといたしまして平成13年3月17日設定したところでございます。第4次総合計画も同時にスタートしておりますところでございます。

総合計画の計画期間は10年ということですが、都市計画マスタープランにつきましては20年の長期的な展望の目標を定めた都市計画の指針でございまして、策定後10年が経過し、見直しが必要じゃないのかとのことでありますが、見直しの時期としまして、上位計画であります総合計画と著しいかい離が生じた場合、また、町の都市づくりの方向に大幅な軌道修正の必要性が判断された場合等が上げられるところであります。著しいかい離や現都市マスに大幅な軌道修正の必要性は生じていないものと認識しておりますが、議員言われるとおり、マスタープランもスタートして10年経過する中で、この間、幹線道路の供用開始や、また、商業施設の進出、住宅開発が実際進んでいることと、それぞれの地域の現状も変わっていることを考えれば、ここで見直しを図っておく必要性を感じております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 今答弁いただきまして、ありがとうございます。

西部地区の住民も、これからのまちづくりを期待しています。民間に任せっ放しということになりますと、住民も心配すると思います。地域の発展にも大きな影響出ると思います。住民が安心できる構想、何、と考えて、住民を安心させてほしいと思います。

続いて、2問目のところにさせていただきます。

これは、上野原の開発についてでございます。4項目ありますので、順次お伝えしたいと思っております。

先ほども言ったとおり町は発展著しい町となっておりますが、上野原は、発展はおろか、逆に年々衰退していると思っております。20年前は、ゴルフ場建設や遊園地計画など開発ありましたが、今はありませんし、一時繁栄した水沢通りの商店街も、ここ10年間の間で10軒前後が店じまいをしたというようなことも聞いております。以前のような華やかさはなくなっております。

また、農家は後継者不足で、遊休農地も増加し、畑も大変荒れております。この先どうなるか、地域の住民も心配しているところでございます。

町長は人の集まるまちづくりを推進していますが、地域の人も人の集まるまちづくりを

希望しております。これも10年前の都市計画マスタープランでは、我が上野原地域も住民も、その構想に期待と希望で大変楽しみにしていました。しかし、その後計画も開発の話もなく、絵にかいたもちになって、大変失望しているところです。

第5次総合計画がことしできましたけれども、まだ具体的な動きを出しておりません。町でこの上野原の開発とまちづくりをどう考えているか、まずそちらだけ聞きたいと思えます。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 西部地区のまちづくり、その中でも上野原地区のまちづくりをどのように考えているかのご質問であります。基本的には、先ほど西部地区をとということで答弁させていただいたとおりであります。その中でも、上野原地区におかれましては、とりわけ自然環境に恵まれている地域であると考えております。本地域には、吉岡を代表する景勝地、名瀑船尾滝を初め自然的な観光資源も多く、また、船尾自然公園など自然と触れ合う場所も存在いたします。自然環境を保全しつつその活用を努める周辺環境と調和した観光空間等、ゆとりのある居住環境の創出を進められたと考えております。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 先ほども自然的な観光でいくということでございますけれども、地域、今までどちらかというと、地域全体が日の当たらず、地域でとり残されているというようになっているわけですが、やはり地域住民が元気で希望の持てるまちづくりを、これからは住民参加の中でやってほしいというふうに私は思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

続いて、南北の道路についてお聞きをいたします。

地域は、ご存じのとおり、自害沢と滝の沢の中に地域が引き裂かれて分かれておりました。南北の交流が阻害しております。道路というと地域の外れを通り、2キロ離れた上下の道路ありますから、あれでは行き来するには不便です。長い間地域の主要を通る道路の建設を地域は町に要望しておりましたが、なかなかかなわない。あれからどうなったんだろうということで、同郷者は心配しております。道路は人を呼び将来の地域活性化の原点と、私は考えます。この道路も、10年前の吉岡都市計画マスタープランでは、渋川榛東線ということで掲載されていますが、まだまだ実現の見通しもなく、もとの木阿弥です。地域が活性化するには、車が走る道路や人の集まりが必要です。人を呼ぶには、やはり縦道だけじゃなくて、横道も必要で、その道路、特に渋川市榛東村に続く道路でありますし、住民は、地域の発展と観光道路として大きな期待を持っている状況であります。早

期道路の完成等を願っていますけれども、町長、この辺についてはどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 上野原の南部北部を結ぶ道路の計画ということでございます。道路の整備は、地域の活性化を図るために欠かすことのできない要素と考えております。本地域は、県道前橋伊香保線が東西を縦断しておりますが、南北を行き来できるには、馬場議員が言われたとおり深い沢に分断されており、その縦断には遠回りをしなければならず、地域住民の皆様には不便を強いることは承知をしております。上野原地区のまちづくり構想にうたわれております仮称渋川榛東線の建設の見通しということではありまするが、まだ構想の段階ではございません。今後本地域の活性化を図る上で、交通の利便性を確保することは欠かすことのできない要素であり、そのためには、南北を結ぶ路線の必要性を感じているところでございます。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） この道路については、今町長も重要だということ認識しておりました。地域では、これは50年前、まだ私が子供のときから、何とかならないかということで、住民からも大変要望をしております、その当時から不便をしております。今後私たち上野原の発展の具体案を、安心して道路を早くと地元は要求していますので、なるべく早い段階に計画をしていただきまして、地元の要望にこたえていただくようお願いしたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私もそのように思っております。こういった計画が持ち上がるかわかりませんが、とにかく南北をつなげる道路が、また橋ができればいいなというのも、私も思っております。ぜひその件に関しましては努力する所存でございます。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） ありがとうございます。そのようになるべく早くよろしく願いをいたしております。

次に、お伺いします。

地域から一点、私のほうから紹介したいと思います。私が住んでいる南部地域はご存じのとおり高台で、海拔400メートル以上になります。地域の景観は抜群で、関東平野を

一望し、高崎、前橋はもとより伊勢崎方面まで、特に遠くは筑波山まで一望することができます。今の冬の空気の澄み切った日の夜景は抜群で、高崎、前橋、関東平野一円が見える大パノラマ、そしてすばらしいイルミネーションによって写し出されています。まだ吉岡の人の中にも地域の歴史、夜景を知らない人も多くいると思いますので、ぜひとも町民に紹介したいと思ひますし、吉岡大発見の1ページになると思ひております。

参考ですが、私は、インターネットで、夜景ってどうなのかなと思ひて調べてみました。日本夜景遺産事務局というのがありまして、全国各地で、自治会や商工会、団体等が地元復興や観光の成果として登録をして、紹介してある。観光の少ない吉岡にとって、地域振興や人の集まる地として夜景を観光としてアピールできるか、参考までですけれども、町長にお伺ひしたいと思ひます。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、課長より補足答弁させます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、観光資源について、夜景をどう考えるかということで、町長の補足答弁をさせていただきます。

その上野原地区につきましては、吉岡町の最西部に位置し、また、そして高台ということから、東部方面を見渡したときに、その景観はすばらしいものがあると私も存じ上げているところであります。その光景を夜間に置きかえたときに、その照明等が織りなすイルミネーションの夜景がさらにすばらしいことは、想像にかたくないものであります。本地域の地形がもたらしてくれたこの絶景を、吉岡町の観光の一つに加え、アピールできるかどうかでございますが、すばらしい提案であると思ひております。観光資源の一つとして、この絶景をいかにしたら地域活性化に生かせるか、地域住民皆様のアイデアを提案していただくのも、地域づくりには大切なことと考えておりまして、その中で、町としてもできる支援はしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8 番（馬場周二君） 今参考までということでお伝えしました。夜景は、地元に住んでいる人たちのいつも見ている風景で、これは紹介してみました。町も、これからの人の集まる町をつくるならば、そこに住んでいる人こそ地域のよさをよく知る者でございます。地域住民から町へ地域のよさを提案し、まちおこしを積極的に行うように町はするべきと、私は考

えております。これも一つの参考でございます。ありがとうございました。

続きまして、地域の主要を通る県道前橋伊香保線の拡張と整備について、お伺いいたします。

この道路は、先ほど町長言ったように、地元でも重要な観光道路であります。この同地区の通過する中に一部道路に大変危険な箇所がありまして、道路の側ではガードレール見えてる外は深いがけで、転がりえぐれており、崩れでもすれば大変だと思います。この道路は観光バスの通過も多い道路でございます。事故でも起これば大惨事となり、人命にも危険が及びます。また、この道路には、色がついておりません。住民が歩くのに大変危険であります。特に集会所へ行くときなんか暗くて街灯もないということで、大変危険な地域です。地域住民も早く道路の改修ということを常に要望しておりますが、今町長、これは、どのようなところまで進展をしているのか、この辺のご意見をお聞かせできればお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長から答弁させますので、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、県道の前橋伊香保線の拡張工事だということでございまして、その上野原地域の中央を東西通ります県道前橋伊香保線、通称水沢街道は、榛名山や伊香保温泉への観光地へのルートになっておりまして、特に観光シーズンにおいては、観光バスの通過が多いにもかかわらず幅員が狭い場所があるため、すれ違いが困難な場所や見通しが悪いカーブ、さらに県道の南側ががけ地になっているところなど、危険箇所が多く存在する路線であります。町でも、県に、拡幅を初めとしまして危険箇所の改善等を要望してまいりましたところでございますが、このたび上野田交差点の改良が今回終了したわけでございますが、引き続き県渋川土木事務所におきまして交差点以西についても本年度測量を実施したところございまして、線形等について検討中であるとのことでございます。今後地元へは年内に実施計画案を示していきたいとのことでございますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） このところは県道ということで、町の道路ではありません。やはり町から

強く要望してもらいまして、早期達成し、安心で安全な道路に早く手配をしていただきたく思っております。これからもよろしく申し上げます。

次に、船尾滝開発について、ご質問をいたします。

船尾滝の周辺道路の整備についてでございますけれども、将来まちづくりを推進していく過程として、観光は切っても切れない一つの事業と私は考えております。第5次総合計画の中でも、船尾滝という文字が数多く記載されております。それだけ町にとって自然が与えてくれた魅力ある景勝地であり、町にとって少ない観光地でもあると思います。

滝の周辺の現状でございますけれども、途中駐車場までは家用車で、その奥は未開発で肝心の滝の近くまで行く道路は整備されておられません。滝を訪れる人たちは滝を見るために訪れるのであって、山を見るために行くのではないのです。若い人は滝まで20分ぐらいあれば歩いて行けますけれども、身障者、高齢者はそれはできません。また、長雨が続くと落石の恐れもある大変危険なところです。私は、この道を川側に移してやれば、安心できる道路も可能というふうに考えておりますから、そして、幼い子供から弱者とされる身障者、高齢者まで、あの船尾滝の景観を見せてやりたいと思っておりますし、そのためには、道路の改修が必要となります。これも、町長にご意見を聞きたいと思っております。

また、もう一つ、あれだけの船尾滝でございますので、滝を見るためにもっと多くの人に見てほしいと私は考えた中で、伊香保などの途中観光バスが立ち寄れるようなバスツアースポットにできれば、なおいいんじゃないかというふうに思っておりますので、この点について、町長が今どんなことであの船尾滝の道路の関係を考えているのか、お聞きしたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

船尾滝の開発について、滝周辺の道路整備をどう考えているかのご質問であります。が、議員言われるとおり、今後まちづくりには観光振興は重要であると考えております。

滝近くまで道路整備をということではありますが、船尾滝は町を代表する景勝地であり、皆様が安全に気持ちよく訪れていただけるように、周辺の整備には、これまで林業事業、治山事業等いろいろな事業を取り入れて力を注いでまいりました。しかし、滝周辺の地質が榛名山の噴火による火山礫・火山灰で構成され、かつ急傾斜地であるため落石・崩壊等が起こりやすい地盤だということから、完璧というわけにはいかないのが現状でもあります。議員言われるとおり、駐車場より滝近くまで徒歩となり、体が不自由な方や高齢者の方には厳しい道のりであると思っておりますが、まず安全性の確保を第一に考え、観光客の皆様にも気持ちよく自然を楽しめる空間にしていきたいと思います。

その他詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、滝周辺の道路整備、あるいは観光スポットとしてのバス乗り入れについてということで、町長の補足答弁をいたしてまいります。

滝周辺の道路整備につきましては、主に林道であります。最近では、平成21年8月の集中豪雨で落石や土砂の流出により全面通行止めを余儀なくされまして、国の予算で機能回復事業を実施し、昨年のちょうど1年前、12月によく通行可能となったわけがあります。その間多くの訪れる皆様には多大なご迷惑をおかけしたところであります。その後も、台風12号の影響や降雨によります地盤が緩くなりまして、再三の落石や土砂流出がありました。その都度補修を行い、軽微なものは職員が総出で土砂の搬出を行いながら本日に至っているわけでございます。林道への落石防止の点から、県林業事務所でも治山事業を実施しておるところでありまして、今後も引き続き調査・工事を実施していく予定であります。

また、観光スポットへのバス乗り入れということですが、大型観光バスとなりますと、木の枝が支障になるだろう。Uターンも厳しいところがございます。しかしながら、昨今、環境問題や、森林浴を求め、船尾滝を訪れる観光客も多く見受けられるとのことで、本地域は、なるべく多くの自然を残すようにしながら整備していくことが重要ではないのかなと考えておるところでもあります。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 今質問の中で、あの道がいつも危険だということで、岩盤も落石をすると言うんですけども、私の提案したあの道を川沿いに進むことについては、どう思っていますか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） あの道を川沿いに進むということですが、今の道路はそういったことも考えて選定した通路だと考えておるところでありまして、そのような状況であります。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） なかなかすっきりしない回答でございまして、その辺のところもきちんと

考えてもらいたいと思います。

また、税金であそこまで金をかけて、今のところ中途半端な状態でございます。道路環境が変われば、滝への集客件数や、地域の環境、人の流れも変わってくるんじゃないかなと、こんなふうにも私は思っております。

この滝の件でありますけれども、今吉岡の進路にして、船尾滝をもっと表に出したいということが私の気持ちでございます。これもちょっとインターネットで見ましたけれども、特製の滝リストで名物の滝をインターネットで紹介しております。全国でやっておりますけれども、関東地方でも13滝、群馬でも4滝が紹介され、残念ながら船尾滝はインターネットに載っておりません。前回山畑議員が観光課の設置について伺っておりますけれども、課の設置は難しいというような説明でしたが、私がきょうやってきた夜景の問題、船尾滝の滝の紹介等をもって、もっともっと町が全国へアピールするような次第な部署が、将来の町にとって大変必要になると私は考えております。ぜひこの辺についても、町長、町がもっともっと観光で行くならばアピールをするようなことを考えていただければというふうに私は思っています。

続けて、遊休農地の問題について、ご質問を続けて伺います。

遊休農地の現況とこれからの課題でございますけれども、まず平成21年度の決算書で、遊休農地は27.2ヘクタールと伺っておりますが、その後の現況はどうなっているか、まずはいかがかお聞かせください。

遊休農地は、安全や環境、ましてや火災、ごみ、鳥獣類のたまり場と、多くの問題を起こしています。参考でございますけれども、先日新聞報道によりますと、群馬県内の耕作放棄地は、1万3,901ヘクタールということで、20年前の3.8倍にも巨大になっていると記事も載っております。吉岡町だけでなく、群馬県にとっても大きな問題となっております。遊休農地解消するために、町はどのような改革を今実施しているかお聞かせいただきたいと思います。

今、近年遊休農地がだんだんふえておりますけれども、その理由は、後継者、高齢化、担い手が不足と言われておりますが、本当の根本要因は私は農業では飯が食っていけないので、若い後継ぎが勤めに出てしまうことで農作業ができず空き畑になって、そのまま休耕地ということになっているんじゃないかなと思っております。とはいっても、休耕地を改善するのは、今私どもの力でございますけれども、将来は山林になっちゃうんじゃないかなというようなことで、危惧するところでございます。

その中、全国的に、市民農園の促進や地域就労者の支援、または遊休農地補助事業などということ、さまざまな自治体を実施しておりますけれども、町で遊休農地解消のために、これから新しく行おうとする支援策、どのように考えているか、この辺についてお

聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

近年農業者の高齢化や担い手不足で、過去1年間耕作されたことのなく今後数年の間には再び耕作する意思のない農地、いわゆる耕作放棄地が年々増加していることは、まことに憂慮されるところでもあります。国際的な食糧事情が不安定化することが予想される中で、食糧自給率の向上を図るためにも、優良農地の確保と、農地の有効利用を進めることが重要であり、吉岡町におきましても、こうした耕作放棄地の解消及び発生防止が緊急の課題となっております。解消、また新たな発生防止の未然の対策として、農地の利用集積、流動化のあっせんなどをして支援をさせていただいており、その改善策を図っているところでもあります。地域が力を合わせて発生防止に取り組むことも大切ではないかと思っております。

その他詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

平成21年12月の改正農地法施行によりまして、農業委員会の新たな役割として、農地の利用の状況についての調査の実施が義務づけられたところでもあります。この利用状況調査をしております遊休農地がある場合には、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導などを行っております。

今年度におきましても、去る11月19日農業委員会におきまして、耕作放棄地調査を町全域において実施したところでございます。現在その調査結果を集計しておりますが、今後の結果につきましては所有者などに通知等で連絡させていただき、改善を促してまいりたいと思っております。

さらに、農業委員会といたしましては、放棄地解消に、このほかにどのような方法が有効であるか、検討を重ねているところでもございます。ここ数年間毎年耕作放棄地調査及び農地パトロールを実施しておりますが、そのためか、農地の保全管理意識が、少しずつではありますが、根づいてきているようにも感じるところでもあります。遊休農地の状況でございますが、平成22年度遊休農地と判断された農地でございますが、27.2ヘクタールほどございまして、その後の指導させていただいた結果、9.4ヘクタールの改善が見られたところでございます。

また、具体的な耕作放棄地の解消の対策でございますが、先ほどの町長の答弁にござい

ましたように、農地の利用集積、流動化等の推進のほか、今年度は農地を借り受けて、ヘアリーベッチやヒメイワダレソウなどを植えまして、実験をしております。なお、その植え付けに関しまして、産業建設課の職員がしたところであります。

なお、農業委員会では、農地・農政相談を毎月1回行っておるところでありまして、農地の利用等についてお困りの方がいらっしゃれば、遠慮なく相談していただければと思います。

また、これは県事業でございますが、自発的な住民組織になりまして、活動を支援する「花と緑のクリーン大作戦」を展開しておるところでありまして、その遊休農地対策も支援メニューでございますので、住民組織をぜひ形成していただく中で、積極的に参加していただきたいと思っております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 今遊休農地は全国的に問題となっておるところでございますが、先ほど私が申しましたように、なかなかつくりたくても、その担い手がないというのが現実でございます。大きな家はあって、そこが集積できればいいですけれども、個人的にやるということは大変だなというふうに思います。これからも、町として、解消についてはさらなる検討をして、農業者に「これやれ」と言うわけではなく、何かの支援を考えながらやっていただければというふうに私は思っています。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、町内巡回バス計画について、お伺ひいたします。

今世の中は少子高齢化の中で、どんどん高齢者の数が年々ふえております。だれも年をとりたいくないものですが、これはやむを得ないものです。年をとるとよく、でぶしょうと言われますが、元気な人は外へ出かけたいと思っている人も多くいると思います。外に出ることは、高齢者にやる気を起こさせ、健康を維持するためにも大変必要です。町内巡回バスを走らせることによって、高齢者も自立し、元気になり、外にも出かけることで楽しさがふえ、健康で元気な余生も送れると思っております。

私鉄の財政や交通事情も大変で、路線の廃止等もいろいろ聞いておりますが、この問題は、高齢者だけでなく、車や免許証を持たない人や妊婦さんたちにも大いに関係されると思います。吉岡町で巡回バスの計画があるのか、将来的に検討する余地があるのか、まずは、この点についてお聞きしたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町は、町内巡回バスの運行に対してどう考えて、また問題点は何か。

高齢者や車の免許証を持たない、いわゆる交通弱者、または買い物難民と言われる人の交通手段の確保に、バスは大変有力だと思っております。

以前から、私も榛東村と共同運行してはどうかと思って検討した結果もあります。しかし、運行にかかる経費とどれくらいの人々が利用してくれるかと考えたとき、どこの市町村が運行している巡回バスも、費用と効果という点では非常に苦慮している状況だと聞いております。

もちろん料金収入だけで運行できないものでしょうから、町が補てんするのは、公共事業、住民福祉の観点から当然でしょうが、それにしてもどれだけの利用者があるかは疑問が残るところでもあります。以前に運行の可能性を検討したところ、ショッピングモールの高崎のイオンが単独バスを走らせてくれることになり、町としては、民間バス会社のしんとう温泉、イオン線によって充足されるとした経過もございます。今後公共交通のあり方について、巡回バスに限らず、車王国群馬県において取り組まなければならない課題であると認識をしております。

その他詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 参考までに、隣の榛東村で平成21年に、循環バスの社会実験をした経緯がございます。循環バスの社会実験では、1日当たり乗客数が非常に少ない。そしてまた、かかる費用も年間2,000万円ぐらいかかるということで、社会実験の結果、断念をした経過がございます。

当吉岡町につきましても、公共交通のあり方については、今後検討していきたいという考えております。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 今は、とりあえずすると燃費もかかるということでございますけれども、私はそれは毎日毎日走るということでもなくて、1週間に何度か町を巡回するバスがあれば、そうすれば、もっともっと利用する人もふえてくると思います。毎日毎日乗らないやつは減っていくのもしょうがないので、1週間に2日とか1日というようなことでやればいいと思うんです。老人センターへもよくマイクロバスで巡回してはりましたが、あれも日にちでやると大分乗客数もふえると思います。その辺のことを考えてやってくれればいいと思いますが、その点はどう、意見ををお願いします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 循環バスの状況でございますが、県内では、循環バス、いろいろな呼び方をしておりますけれども、循環バスを走らせている市町村、県内に12市町村ほどあります。32路線でございます。その中で、町が運行しておりますのが、草津町と大泉町の2町と3ルートでございます。

毎日じゃなくても週何回かの運行ではどうかということでもありますけれども、先ほどの町長答弁にもありましたように、費用対効果の問題、民間バスを走らせてどれだけの人が乗ってもらえるのかどうかということになると、非常に疑問ということで、その効果が十分生かせるのかどうかということで、疑問視をされるところでございます。

バス以外にも、交通弱者対策、買い物難民対策の施策について考えていかなければならないと思っておりますが、子供からお年寄りまで、移動手段の確保を車に頼るだけじゃなく、公共交通機関のあり方、特にこの町にとってどのような交通体系が最適なのか、今後見つけていきたいというふうに考えております。

議長（近藤 保君） 馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 今いろいろ問題も多く抱えておりますけれども、やはり効果じゃなくて、これから高齢者サイドについて考えていかななくてはならないので、隣の渋川市も、この間の新聞では、市を巡回するバスを運行するんだという新聞が出ております。二、三日前の新聞でも、桐生市がバス路線を廃止されたので、巡回バスを走らせるというような話も記事に載っております。この問題は個々の町がやってやれるというのではなく、高齢化が進めば進むほど、お年寄りの問題ですけれども、大きな問題になってきて、これからの課題になると思います。

今町が置かれている情勢や財政が厳しいことは私もわかっているのですが、町でも今後高齢者の足の確保をどうするかについては、十分検討して、対応策を図ってくれると思っておりますけれども、どうかその辺もよろしくお願い申します。

町長、ちょっと時間も急いで早くなりましたけれども、まことに本日は多種多様にわたりまして、町長には誠心誠意お答えをいただきましたことを厚く御礼を申し上げまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、馬場周二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時10分とします。よろしく申し上げます。

午前 9時50分休憩

午前10時10分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 4番平形議員を指名します。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

初めに、監査あるいは監査制度についてお尋ねします。

町長は、執行の説明責任を果たそうとして、各種の財務情報を作成されています。しかしながら、例えばですが、水道事業決算報告書、あるいはその損益決算書、あるいは貸借対照表、これらのことがよほどの会計に関する高度な専門的知識を持たない限り、十分に理解することがなかなか困難であるというふうに私は思います。

また、このことは、ここにいる議員の多くに言えることなのではないかなというふうに思います。我々議員は住民の代表であります。条例の制定や予算の審議、さらには、町長による執行の監視などの議会の役割、これを担う議員が活動を行う場合には、先ほどの財務情報の専門家としての素養を必ずしも求められているわけではないというふうに私は思います。むしろ説明責任を果たすためのさまざまな執行に関する書類は、できるだけ住民目線で作成していただいて、難解な財務情報は、我々議員に、その具体的な意味・内容をかみ砕いて提供される必要があるというふうに私は思います。

一方で、町長は地方自治法にのっとり、議会の同意を得て2人の監査委員を選任しております。「監査委員は、人格が高潔で、町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者、いわゆる識見を有する者、及び議員のうちからそれを選任すること」というふうになっております。「監査委員は、町の財務に関する財務の事務の執行、及び経営にかかわる事業の管理を監査し、監査委員の動きによって、報告の決定及び意見の決定をして、これに報告している」ということでございます。

ところで、今総務省より、地方自治法抜本改正についての考え方が公表されていまして、地方監査制度改革に関する議論が行われておりますことは周知のことというふうに思います。その中で、「普通会計と地方公営企業会計の決算情報、あるいは監査委員が通常実施する財務監査、あるいは行政監査、これに関する情報の中身は、議会がそれらの核心部分を理解することによって監査機能を一層強化することができる。条例等の制定や予算審議の際に有用と考えられる内容が非常に多く潜在している」、こういった指摘があります。

今申し上げたことを、町長にお尋ねします。今の監査、あるいは監査制度をどのように認識しておられますか、また、いかに執行に役立ててきたか、お答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

監査制度は、監査委員が地方自治法第235条の2の規定に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について、例月または必要に応じ監査し、その結果の報告を受けるものとして認識をしております。

監査の目的は、現金出納機関の事務処理が適法かつ正確に行われているかどうかを検査することです。したがって、その内容は各種の監査資料によって、計数の正確性を確かめ、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否、当否を検査し、現預金一時借入金の残高を確認することになり、監査委員さんには複雑多岐にわたり大変重要な役割をお願いしていると思っております。監査委員さんからの意見は、執行の上で参考にしておりますし、これからも役立てていきたいと思っております。

私は、議員、そしてまた町長になりまして、一般からの監査委員の方が4人変わったというような記憶がございます。4人の方々には、本当に町のことを考え、いろんな面で監査をしていただき、立派な人が監査をしていただいたなというように、今つくづく思っているところでございます。そういったことで、これからは監査につきましては、適正かつ正確な監査をしていただきたいというようにも思っております。そういったことでよろしくお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4 番（平形 薫君） 今の町長の答弁ですと、事由を上げますと、現金出納の監査というふうなことがあるかなというふうに思いますけれども、法では、「監査委員が通常実施する財務監査」これのみならずですね、行政監査に関することも含まれておるわけです。したがって、監査報告書には、当然のことながら、現金のつけ合わせ、書類のつけ合わせでございますけれども、もう一つ今申し上げましたように、この行政の監査、いわゆる会社で言いますと、業務監査に相当する部分も、法では含まれていることをご承知おき願いたいというふうに思います。

先ほどの地方監査制度改革や、地方公会計制度の改革に関する議論の中では、「現行の監査委員制度や財務会計制度、さらには地方公会計の取り組みでは、有用と考えられる内容を適切に議会に提供していない」、こういう指摘もあるわけでございます。

私は、制度の改革議論はともかくとして、今の監査制度でも、町の抱える問題の本質を、端的に、あるいは網羅的に集約して、議会での審議が活性化するように、住民目線でわかりやすいより工夫された監査報告書が提供される必要があるというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

町の監査委員は、地方自治法にのっとり、一般会計、さまざまな特別会計や基金などの

例月出納検査や不定期監査を行い、その結果を報告しております。この平成23年5月分の例月出納検査報告の中で、一部を読み上げますと、「伝票検査では、購入品名がお品代と記載された領収書や、購入者名が無記入の領収書が目についた。だれが何を購入したのかわからず、不正物品を購入した領収書と認定されてもいたし方ないものである。ほかにも請求書の日付が未記入のものがあつた」云々との指摘がございました。この件に関しましては、私は、9月定例会の決算委員会でも質問しておるんですけども、これ記録を確実にするためもあり、重ねて執行側にお尋ねいたします。どの程度の件数と、在額の金額だったのかをお答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 購入品目がお品書きというふうに入記されたものが、例月監査のときに1点、金額で9,532円。それから、領収書に購入者が記入してなかったものが3件、金額では、800円のもの、888円のもの、6,341円の3件で、合計8,029円でした。

これらにつきましては、いずれも駒寄小学校で購入をされたものでございます。また、翌例月監査において、処理方法について監査委員の方々に再確認をしていただいたところでございます。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 町民は税金が正しく使われていると信じていると思います。そこで、重ねて執行側にお尋ねします。これの再発防止策がどのように行われたのか、お答えください。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 再発の防止策としまして、指摘のあった箇所につきましては、会計管理者を通じて担当課に直ちに追加の修正をかけます。

また、全職員に会計管理者より伝達をし、各課から上がってきた請求書及び領収書の点検確認を厳重に行って、記入漏れがないよう再発防止に努めているところでございます。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 今お聞きしましたところ、「軽微な会計処理上の瑕疵を監査委員に指摘さ

れた」、こういうところにあるかなと思っています。端的にいうと、つまらないということですね。これまでに、こういったことで築いてきた、あるいは築かれてきた役場との信頼関係を損なわないように再発防止策の徹底を図っていただきたいというふうに考えます。

次の質問に入ります。

次に、ことし8月の土地開発基金及び土地開発公社の定期監査結果報告書、これについてお尋ねいたします。

この中で、「土地開発公社では、法の趣旨により、地方公共団体にかわって土地の先行取得を行っており、用地取得後、早ければ一部をその年、ほとんど翌年または翌々年には自治体に売却しており、唯一道の駅前駐車場用地が手持ちになっているようである」、こういうふうに記載されております。事実、記載を見ますと、上野田公園用地は平成13年度に取得しまして、翌年の平成14年度に売却となっております。駒小駐車場建設用地、八幡山テニスコート用地、道の駅前駐車場建設用地、それらは平成21年度に土地取得して、翌平成22年度に駒小駐車場建設用地、八幡山テニスコート用地、この2カ所が売却されております。

この中で、桃井城址公園用地、これは、取得が平成5年度で、町への売却は平成7年度と記載されております。しかしながら、16年もの年月が経過しておりますが、公園はいまだに完成しておりません。この間、数年前には、上野田ふれあい公園あるいは八幡山テニスコートは、これ供用が開始されまして、駒小駐車場建設用地、これも同様にさほど遠くない将来に供用が開始されるというふうに、私は考えます。そこで、町長にお尋ねします。この長期にわたって実現化ができなかった遅延の理由をお答えください。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） お答えいたします。

長期にわたり公園化の遅延の理由はということでございます。第4次総合計画の主要プロジェクトにも位置づけられていた仮称桃井城址公園を、本年度よりスタートいたしました第5次総合計画を作成するに当たり、どのようにしていくのか方向性を出すため改めて検討をいたしましたところ、一部に防災的な要素を盛り込めば、防衛の補助事業として整備ができる可能性が出てきたことにより、昨年度基本計画を策定し、来年度実施計画の要望に向けて平成23年度において用地測量を初めとする調査を進めております。

平成5年に桃井城址公園用地として公社で先行取得し、平成7年には町が買い戻し、その後16年が経過するがいまだ公園は完成しておらず、長期にわたって整備がおくれている理由はということでありますが、本地区は鎌倉時代末期に築城されたとされる桃井城の城址ということで、歴史的遺産が眠り、地域の人たちにも歴史性豊かな由緒あるところ

として親しまれてきました。桃井城址公園用地ということで先行取得したとありますが、当時は将来的に整備を見据えてはいたものの、当面は公有地とすることで文化財を保護する目的のために買収可能な土地を購入したものであります。その後、この公園の整備について、多くの議員さんから町の考え方を問われてまいりましたが、なかなか具体的には進めることができないでありましたのが現状でございます。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） この公園、町では平成23年度の予算書に、南下城山防災公園関係の用地測量、あるいは地形測量業務及び試掘調査業務などの各種調査額費として二千数百万円を計上しておるといふうに。この定例会でも、公園の費用対効果算出業務委託費、これも補正計上されておるといふうに思います。

また、この公園の基本計画、先ほども町長ありましたように、業務が200万円ほどで委託されておったんですが、本年度ですので、既に平成22年度末に完成されているといふうに思っております。さらには、ことしになって、地権者など地元では説明会が開かれたといふうに聞いておるわけでございます。

ところで、この平成14年度、重ねてになりますけれども、第2回定例会において土地開発公社の経営状況報告がなされております。その中で、上野田公園用地の年度をまたいでの取得と売却が報告されております。ところが、発言がありまして、「上野田公園の事業計画が示されていない。内容はどんなものか」とこういった質疑が記録にあります。公社の報告は、取得と売却の事実を極めて簡潔に報告するのが通例です。ですから、やはり執行側が、定例会での定期的な公社の経営状況報告の前に、丁寧な入れ方として、事業の概要を前もって説明するべきであったのではないかなといふうに思います。それが、平成14年度を別として、今ではそれが説明責任という言葉であらわされるのではないかなといふうに私は思っております。私も、この城山防災公園基本計画、施設配置計画図をこう手元に持っておるんですが、その説明もなく、計画内容がよくわからないんです。そこで、同じような同様の質疑が繰り返されないように、この質問の中でできる限り詳しく、執行部側にこの防災公園の概要をお答え願えればといふうに思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 南下城山防災公園の概要につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、南下城山防災公園の概要ということでございますので、補

足答弁をさせていただきます。

南下城山防災公園の概要案ということではありますが、桃井城址の歴史性と遺跡を保護しながら、災害時の避難広場や防災備蓄倉庫等の防災機能をあわせ持つ公園をコンセプトにいたしまして、基本計画を平成22年度に作成したところでございます。

その概要ということですが、公園の種別といたしましては、地区公園としての位置づけでございます。全体計画面積約4ヘクを想定しております。その計画地には傾斜地等を除く利用可能面積は、約3ヘクと試算しております。そして、一次避難時の避難圏域と、防災公園ということでの一次避難時の避難圏域としまして半径500メートルで、北下自治会、南下自治会、陣場自治会、この3自治会を避難圏域としまして計画をしております。計画避難人口であります、この3自治会の全体人口の3割程度を計画しております。基本計画作成時点で約1,100人と試算しております。その避難広場の面積であります、5,500平米確保して計画しております。主な公園施設でございますが、防災関連施設ということで、避難広場、耐震性の貯水槽、ヘリポート、備蓄倉庫、非常用トイレ等でございます。また、史跡関連施設としましては、土塁や堀、のろし台広場等で、史跡につきましては、原則盛り土で保護していく予定であります。

この基本計画における概算工事費でございますが、4億4,500万円と見込んでおるところであります、町財政計画に無理のないように実施計画作成時には精査してまいりたいと思います。

以上、ざっとではございますが、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

- 4番（平形 薫君） 本当に概要のみなんですけれども、先ほどの、ことし8月のこの申し上げました土地開発基金及び土地開発公社の定期監査結果報告書なんですけれども、この中で、「町でも何力所かのふるさと公園やミニふるさと公園が造成された。しかし、上野田公園やふれあいやすらぎ公園、そして地域のミニ公園等で遊んでいるというか、利用しているというか、そういう人影は余り見かけない。せっかく住民のためを考えて遊ぶ場所、これをつくっても、わずかな利用者のために、除草を初め遊具や設備の保守点検に大切な歳費を割くことになりまして、財政的にも年間歳出の固定費を膨らませてしまい、柔軟なそして弾力的な町政の執行ができなくなるのではないかと憂慮するところである」と、こう監査委員は指摘しております。さらに、報告書では、「ところで、本年度から大藪防災センターの名称で桃井城址公園整備の可否が計画されているようだが、防災センターなら、保守点検等の維持管理費は自治体持ちとなり、義務的経費というか一定の額を固定費として支出することになり、それだけ予算や政策の柔軟性が失われることになる」。こういった

指摘も記載されております。

先ほどの上野田ふるさと公園ほか町には数カ所の町立公園がありますけれども、この上野田ふるさと公園だけでも、決算書に記載の幾つかの項目を合算しただけでも年間600万円から800万円ですか、これくらいの維持管理費がかかっておるわけです。

そこで、お尋ねします。この防災公園の年間の保守点検費、これの内訳と合算額をお答えください。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、この防災公園の保守点検等の年間維持管理費はいかほどかとのことですが、これからも検討いたしまして、先ほど平形議員もおっしゃっていましたが、来年度の実施計画に向けまして費用対効果分析業務を委託する予定でございます。その業務の中で、この公園整備事業に伴います保守点検等の維持管理費など経常的経費も検証していく予定でございますので、今のところその数値については把握してございません。これから検証していく予定であります。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

- 4番（平形 薫君） 報告書では、さらに言及しておりまして、そういった年間維持管理費、保守点検等々入れて、こういったものが財政に影響を与えるということを心配して、ここでは、「民間活力を活用して仮に物品販売所を併設し、町からの援助とか補助は3年間とか5年間と期限を区切り、以後の維持費や保守点検にはそこで商売をする人たちに任せるような仕組みを考えられないだろうか」と、こういうふうに明記してあるわけなのでございますけれども、私はこのことについて具体的なイメージが浮かばないのですが、町長はこの監査報告書を受けておるわけございまして、そこで、町長にお尋ねします。そのような仕組みとは、概略で結構なんですけれども、お答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 平形議員にお答えいたします。

先ほどから言われている完成後の維持管理の方法の一つとして、監査委員の報告の中で、監査委員さんの意見を述べたものであると思っております。実際にはどのような方法で維持管理していくのか。民間活力、または指定管理者等を活用していくのか。いかに管理していくのがベストであるかを、先進自治体の例などを参考にさせていただきまして、これから考えてまいりたいと思っております。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔 4 番 平形 薫君発言 〕

- 4 番（平形 薫君） そういふことですか。そうしますと、この報告書で監査委員は指摘しています。すなわち、「これまで町が整備してきた町立公園は、わずかな人たちしか利用しない実態があります。にもかかわらず、除草や保守点検などに恒常的に結構な金額の維持管理費が発生しております」。

ところで、一方で、これも記載しておるんですけども、平成 15 年度から平成 22 年度の 7 年間にかけての国民健康保険事業の歳出は 12 億 5,000 万円から 18 億 2,000 万円の 145% の伸びです。介護保険事業の歳出は 5 億 3,000 万円から 9 億 4,000 万円の 178% の高い伸び率にあるというふうに言及しておるわけなんです。この伸び率はさらにこれから加速すると言っています。私はこの監査委員に言う「財政的に憂慮する」という言葉、具体的にはこれがどういう計算したらどういうふうになるかよくわからないところがいっぱいあるんですけども、監査委員が言っているわけなんです。 「財政的に憂慮する」と、この指摘に耳を傾ける必要があるのではないかなというふうに思っておるわけなんです。

この防災公園は、用地の取得から既に 16 年を経過しておるわけです。完成を急がなければならない理由はどこにもないというふうには私は考えます。監査委員の指摘に耳を傾けて、いま一度防災公園の計画を見直す。こういった必要があると、市民目線で考えたときに素直にそういうふうに思います。

さらに、今の幾つかの質問に対しての執行側の説明では、町民が納得するにはまだまだ不十分であるというふうに思います。調査結果もまだ出ておらないということですから、それもいたし方ないのかなというふうにも思いますけれども、例えば、これ防災公園とありますが、今言いましたように 3 自治会の 30%、1,100 人ぐらいの人たちの災害に備えるというふうな答えがありましたけれども、これはどういう災害を想定してどういう対処をしようとしているのか。3・11 の大震災を踏まえてどういうふうに計画の中にその震災の教訓が活かされたのか。一番肝心なのは、この町の財政にどういう影響を及ぼすのか。この公園自体が 4 億数千万円でできてうんたらかんたらの話ではなくて、町全体の財政にどういった影響を与えるのか。これのシミュレーションの結果が公開されるべきではないかなというふうに私は思うわけです。

もう少し言えば、先の定例会でも、この身近な公園についてというご質問がありました。町長は、「容易に利用できる身近な公園の設置要望は多く寄せられており、このような公園の整備の必要を感じている。災害時の避難場所としても利用できるメリットもある」と、こう答弁しておるわけなんですけれども、私は単純にこの身近な公園でこれ防災機能を果たすことができるのではないかなというふうに思います。とにかくこの案件は町の大事業

であることは間違いない事実です。今私が思うには、この年度の予算を作成する前に、この案件単独のしっかりとした町民にあるいは議会に対する説明の場を設け、年度の予算案を作成する前にやっていただいて、説明責任を果たしていただきたい。こういうふうに思いますけれども、そこで町長にお尋ねします。この防災公園について何らかの説明の場を設けますか。お答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この防災公園について何らかの説明の場を設けますかという質問だと思っております。第5次総合計画を作成する上で、足踏みをしていたこの公園をどのようにしていくのか、防災公園として整備していきたい旨、整備の方向性については、昨年6月30日の全協でも説明はさせていただいていると思っております。

また、基本計画の概要については、本年度第2回定例会の産業建設常任委員会でも説明をさせていただいているところでもあります。この件に関しましては、議員皆様方には十二分に説明はしているというように私は思っております。そういったことでご理解をいただければありがたいというようにも思っております。

この計画につきましては、長年この町民の方々の、いわゆるあのところにひとつの公園というようなことで提起されていたのが事実でありまして、ですから、もう何年もたった、土地もそこに買い、保護していたというのが実態でございまして、突然わいたこの話ではございません。総合計画にのっとって物事を行政はやっている。そしてまた、議員の方々にも説明しながら、こういう方向でやっていきたいというようなことでやっているのが事実でございます。今後実施計画を進めていく上で、現在用地測量調査が進行中ではありますが、調査結果をまとめ、実施計画がまとまれば、もちろん関係者にも指示し、また、議員の方々にも相談に乗っていただくというような計画で、今まで何のその説明もしなかったということではございません。長年にわたってこの事業は説明をしてきた経過がございます。私が町長になってからということでもなく、その前からもこの計画につきましては長々計画を立てて、やっとここに来て幾らかめどがついたかなというようにも思っておりますので、これからはぜひ協力のほどお願いをしたいと思っております。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 私の質問の仕方が何かこう批判をしているような感じでとられたかもしれませんが、決してそのようなことはなく、今申し上げましたとおり今年度の予算で費用対効果、これの算出も今やっておるといことなんですけれども、私が言いたいのは、監査委員が財政的に憂慮するようなことを言及しているわけです。したがって、今これや

っている費用対効果、そういったものが町の財政にどのように影響を与えるのか、それができてきた時点で説明をいただければ、それはそれで段階的に手を踏んでおるといふふうに町長おっしゃっているわけなので、それで十分かなというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

町民号です。昭和60年秋に村制施行30周年の記念行事として親睦を図る意味で企画され実施されてきたということを聞いております。7回目までは町主催でしたが、参加者の減少により8回からはJR主催で行われているというふうに聞いております。

これがよくわからないところなので、参加者募集に、町や自治会の、後援なんですか協賛なんですか、になっていると聞いておるんですけども、そこで執行部にお尋ねします。この数年間の実施の概要をお答えいただきたい。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議員からのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この町民号は、昭和60年度に村民号としてスタートしたのを皮切りに、平成3年度から町制施行に伴い、町民号と新たに名を改めたものでございます。現在まで数えること23回との回数を重ねております。おかげさまで多くの町民の皆様のご理解と協力を仰ぎながら、継続的に毎年実施されてきているところでもあります。現在では、JR東日本旅客鉄道株式会社、八木原駅が主催となっており、町及び自治会連合会が後援とのことになっております。また、最小催行人員といたしましては70名との設定させていただいておりますが、最近の参加状況といたしましては、自治会制度施行後は平均90人の参加を得て実施されています。

また、既にご承知のとおりと思いますが、このイベントは大勢の町民の方々一堂に会し、お座敷列車による1泊2日の旅を通して旅を楽しむ旨はもちろんでありますが、参加者皆さんの親睦と交流を十分に深めて、そのことを継続的に取り組むことによって、将来的に向けてよりよいまちづくりにつなげていければと目的を持って毎年実施をしているところでございます。

そこで、ここ数年間の実施の概要についてということではありますが、具体的には、自治会制度が移行後についてのご紹介をさせていただきます。なお、お座敷列車とのことで、ある程度は行き先が絞られてしまいますので、実施できる範囲においては南北方面を交互に選定し実施しているところでございます。

以下、詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど町長のほうからお話がありましたように、自治会制度移行後ということで実績をご報告をさせていただきます。

まず、平成20年度第18回、これは秋保温泉と松島の旅、参加者数は83名。平成21年度第19回、土肥温泉と駿河湾フェリーの旅、参加者数104名。平成22年度第20回、山形由良温泉の旅、参加者数95名。平成23年度第21回、潮風リゾート焼津の旅、参加者数79名とのことであります。なお、本年度は東日本大震災等の影響もあることから、一時は実施自体が危ぶまれましたが、自治会連合会等のご理解、ご協力のもとに実施することができました。ただし、行き先が限られていることから、結果的に直近に実施したものに似通ったルートとなったため、残念ながら平成23年度等につきましては、若干参加者数が少なくなってしまうという傾向になっております。以上です。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 私がこの町民号について質問した趣旨を簡潔に述べさせていただきます。

この町民号、参加した方々の年代も、参加人数も90名前後ということで少なく、年代もかなり偏った、しかも高齢というふうになっております。この実態が、乗車直後から飲酒が始まりまして、宿泊地に到着してからも、懇親会でまた酒が出るようであります。もう少し言いますと、町が協賛ということで、半ば義理で参加した方たちによっては苦痛であるという方もいらっしゃいます。私は町民号の実態は今の時代にそぐわないのではないかと、こういうふうに思っています。親睦を図るというならやり方を変えるなりして、もう少し幅広い世代が参加できるようにすべきと考えます。今言ったことの中で、町がつくった第5次総合計画の中では、少し言い過ぎかもしれませんが、「メタボリックシンドロームの予防・改善」という事由があるわけです。国保の納付と言うんですかね、お金も大変財政がこう逼迫している段階です。もう少し健康ということを前面に打ち出した町民号、こういうものを考えていただきたいというふうに思います。

それでは、時間も残り少なくなりましたので、最後の質問に入ります。

先の第5回臨時会で町長は職員の給与の減額改定案を上程しまして、議会はこれを可決しております。これを実施するとなると、町民目線から言いますと一般論なんですけれども、おかしいことになるというふうにも考えられます。つまり、同じ役場の中で、町のトップスリーである町長、副町長、教育長、この給与は、既にことしの春から、数年前に比べての話ですけれども上がっております。一般的目線からすると、部下である一般の職員の給与は下がると、微々たるもんですけれどもこういう結果になるわけです。普通から言えば、上司も部下も両方上がるか下がるか、このどちらかじゃないかなというのが、町民

感情かなというふうに思います。一方は、職員は給与、片方は報酬であるということは、大前提は私もご承知申し上げてるんですけども、ここの感情論に近い意見からすると、町長に率直にお尋ねしたいと。今の経済状況の中で、この部下の給与を下げたならば、春に上げた特別職の給与、これを戻すつもりはございませんか、お答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

春に私の給料を上げたという認識は私は持っておりません。1期目の削減率ほどでもなくとも、部下の削減見合いに給与の引き下げをするつもりはありませんかということですが、今のところそういったことは思っておりません。

議長（近藤 保君） 平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 時間も少なくなりました。最後の質問ですけれども、これで、町長は、6月の定例会で、この1期目に掲げた特別職の給与の削減、繰り返すようで申しわけないんですが、2期目の選挙のときには提示していない。あるいは、選挙の支持者との話し合いの中で、今回これを出さないでやるんだというふうに向っております。で、給与をもとに戻しますと。しかし、町民は、これ2期目も当然やるんだと思っていたと思います。それは、特別職の給与カットをやめるということは、マニフェストの重要な変更になるわけなんです。これはマニフェストの重要な変更というのは、変更すると言ってやるというのがこれ当然だというふうに町民は思っているわけです。だから、町民は当然やるんだと思っていたというふうな意見が出てくるわけです。私は、もう一度さらに町長にお尋ねします。これは1期目の削減率ほどでなくとも、部下の下げに見合った給与の引き下げがやらないとおっしゃいましたけれども、もう一度お尋ねします。部下の下げに見合った給与の下げをするつもりはございますか、お答えください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 前から言っているとおり下げるつもりはございません。

4番（平形 薫君） 以上で質問を終わります。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平形議員の一般質問が終わりました。

続きまして、13番神宮議員を指名します。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 13番神宮でございます。通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

答弁はできるだけ簡単明瞭によろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1つ目の吉岡町暴力団排除条例の制定についてということでお伺いさせていただきます。ことし4月1日に群馬県暴力団排除条例が施行され、その後東京でも沖縄でもこの条例が施行されました。利益供与などを禁じた条例が47都道府県すべてで出そろい、暴力団を初めとする裏社会との関係を断ち切る機運がかつてないほど高まっております。

企業は暴力団関係との取り引きを打ち切ったり、飲食店が用心棒代の支払いを取りやめたり、露天商、テキ屋から暴力団締め出しも進んでいると聞いています。報道によりますと、人気タレントの島田紳助さんが数カ月前に突然山口組幹部との親密な交際を認め、芸能界から引退を表明したと聞いています。暴力団情勢でございますが、全国の暴力団構成員は現在8万人、10年間で7,000人減少、7,000人しか減少してないと言うべきだと思いますけれども、また、暴力団構成員ではないけれども暴力団との関係が深い準構成員、これが4万2,000人いると言われております。資金源は覚せい剤密売、恐喝など伝統的な犯罪から、振り込め詐欺、公的給付制度の悪用、廃棄物処理まで、多岐にわたって企業に近づく手口もどんどん巧妙化している状況であります。

県内の暴力団の勢力は、県警によりますと、平成22年度末約1,290人、内訳は稲川会系630人、松葉会系約240人、山口組200人、住吉会120人の4大勢力で全体の92%、はせん化が進んでいる状況であります。渋川警察署管内の暴力団員数、これは渋川署管内全般ですけれども、約70人ということでありまして。このように全国的に、県内でも暴力団の数は非常に多い状況でありますけれども、町長としては、この現在の暴力団の情勢についてはどんなふうな認識をお持ちか、お伺いいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

暴力団勢力として県内に約1,290人。先ほど渋川警察署管内に、暴力団構成員と準構成員を含めて約70人に及ぶ勢力が身近にあるということは、住民にとって生活が脅かされていることであり、大変憂慮しているところでもあります。人々が安心して暮らせる社会を築かなければならないと思います。そういったことから、ぜひ国、県、市町村を上げて暴力撲滅に向けて取り組んでいかなければならないと改めて認識をしているところでございます。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひその基本姿勢をよろしくお願ひします。

吉岡町でも、平成19年10月に、指定暴力団住吉会系の傘下の右翼団体で県内にある

日本青年社、この所属の3名が吉岡町役場に街宣車で乗りつけて、町内に放置された産業廃棄物をめぐって町に因縁をつけて謝罪文を要求したり、それから職員をどなりつけたり、17日間の長きにわたって役場周辺において街宣車の拡声器による大音量で街宣活動をしたために、町、渋川署と連携して、渋川署では暴力行為処罰に関する法律違反で、この3名を逮捕しました。逮捕された1人は、埼玉県に住んでいるんですけども、自宅に38口径の真正拳銃を所持していた。そういう事例でございます。大変町ももう理不尽な団体の対応に苦慮した経験を有しております。群馬県暴力団排除条例は、企業や個人が暴力団の威力を利用したり、活動を助長したりすると、公安委員会から勧告を受けると規定しています。飲食業者が、みかじめ料を払ったり、ホテルが組員に宴会場を貸したりする行為がこれに当たります。要求した組員も処罰の対象であります。みかじめ料というのは、暴力団の縄張りとする繁華街、それから飲食店から取り立てる用心棒代、それから、おしぼりとか観葉植物ですね、こういう名目で法外な金額を請求するのをみかじめ料と言っております。こういうようなあれで、勧告に従わないとこれは密接交際者として企業名が公表されたり、新たな銀行融資が受けられなくなり、社会地位を失い、事業の存続も危うくなるということです。

ことし4月29日新聞報道で、吉岡町居住の指定暴力団松葉会系組長67歳、暴力団関係者3名と金品供与者3名が県警組織犯罪対策1課と渋川署から暴力団排除条例初適用で勧告を受けたということで、新聞に載っております。また、6月10日の新聞でも、吉岡町の漆原の指定暴力団松葉会系組長67歳、同組員64歳が、暴行とそれから脅迫容疑で渋川署に逮捕されたと報道されました。県暴力団排除条例は、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年の健全育成を図るための措置、企業者による暴力団員等に対する金品の供与の禁止、暴力団排除のための総合施策を盛り込んだためのもので、暴力団を一掃するためには、県民一体となった暴力団排除活動を推進することが必要であります。暴力団排除条例は、これまでの法律では不十分であった県民総ぐるみの活動を、具体的かつ明確な方法を規定しております。町長としては、この群馬県の暴力団排除条例について、どのような認識をお持ちか、お答えいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 全国の都道府県で暴力団排除条例が施行され、群馬県でもこの4月1日から施行されました。これまでの取り締まりに加えて、県民総ぐるみで暴力団排除に結びつけることができれば、県条例の制定に大きな意義があると私は思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） ぜひ群馬県暴力団排除条例についても、十分なご認識をいただきたいと思っております。

それから、本年5月30日吉岡町の一町民から、ことし4月1日に施行された群馬県暴力団排除条例の内容を町民に周知徹底し、町民の安全・安心な生活を保障し、青少年のより一層の健全育成活動を強力に推進して、町の暴力団排除条例を制定してもらいたいとの請願が出されております。6月14日の議会定例会で採択されております。この請願書は4月22日の新聞記事を見て出されたもので、現在この請願書の対応はどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

町でも制定をしていかなければなりません。近隣市町村におくれることなく制定していきたいと思っております。過日開催された町村会理事会の席で、私も県の理事をしているということで、その席で提案させていただきました。制定に当たっては、近隣町村が足並みをそろえて同時期に条例化したらどうかと提案したところ、多くの町村がいつごろ制定を目指すのかそれぞれの検討課題としているところだということでした。ぜひ町村会が先頭に立って指導していただけないかということで意見の一致を見たところでございます。こうした体制を早期に整えて、願意にこたえていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） やはり群馬県から暴力団排除を実現するには、県及び県内各自治体すべてが、やはり暴力団排除を表明して統一的な暴力団排除を講じていかなければならないと思います。県条例をしても、県内各市町村の事務事業、公の施設の利用など、適用が及ばない範囲が県条例ではあります。県警は各市町村に県条例を置かせてもらうために各市町村に暴力団排除条例の制定をお願いするということでもあります。警察は、ことしの夏、各自治体担当者に市町村暴力団排除条例の制定に向けてモデル案を示して説明会を開催したと伺っています。説明会には担当者は出席されたのでしょうか。そして、この説明会の内容というのはどのようなものでありますか。その点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 7月19日に説明会がありまして、町民生活課生活環境室の職員がこれに出席をしています。説明会では、暴力団の勢力、4月1日から施行された群馬県暴力団排除条例による対策強化の説明に加えまして、各市町村において暴力団排除条例及び事務事業からの暴力団排除に関する合意書の作成、モデル案を示して期限の定めはないが、十分検討して条例化をお願いしたいというための会議でありました。以上でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 県でもやはり大分市町村のそういう制定を願っているということでありまして。吉岡町暴力団排除条例の制定については、今先ほど隣接市町村と足並みをそろえてということと答弁ありましたけれども、吉岡町は過去の経験、また先ほど暴力団の居住などからしても、やはりほかの市町村のモデルになるように、ほかの市町村より早目に制定して吉岡町の姿勢を町民に示すべきだと思います。そのあたりについては、町長いかがお考えでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 暴力団排除条例の制定の考えでございますが、県内の制定状況ですけれども、平成23年12月議会に予定をしている市町村は、前橋市、高崎市、甘楽町、上野村の4市町村でございます。また、来年3月に太田市が予定をしているようでございます。吉岡町も制定をしていきたいというふうに思っておりますが、参考までに、吉岡町町営住宅管理条例並びに吉岡町建設業等請負業者指名停止措置要綱には、既に暴力団排除条例の条項が盛り込まれております。なお、制定の時期でございますが、いつとは明確に答えられませんけれども、町村会指導のもとで近隣町村におくれることなく制定をしていかなければならないというふうに考えております。先日町村会のほうから、こういったアンケート調査等が来ております。そういった町村会の指導のもとに、早目に制定の準備をしていきたいというふうに思っています。

また、制定と同時に関連する条例、規則の整備もあわせて行っていかなければなりませんので、関係各課同一歩調でモデル案を参考に検討していきたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 制定の手続をいろいろこう見てみると、大変警察との連携とかいろいろなそういう手続が載っているように思いますんですけども、制定の手続と今課長がお答えになってますけれども、公共事業、それから公共施設の利用です。こういう手続、それが

ら、こういう今あるところの暴力団から排除する、その場合について、この者が暴力団であるまたは準構成員である、その辺の照会というんですか、警察のほうへ照会した場合、その照会について警察で快く答えてくれているかどうかです。何か問題照会するところ、渋っていてちっとも手厚い回答してくれないとか、そういうところの問題点というのはあるんでしょうか。いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） なかなか暴力団であるか、または準構成員であるかというのは風貌だけでは見きわめにくいものがあるかと思っております。また、そういったものが確認する方法としては、警察等への照会等があるわけですが、今後そういった関係機関と連携を密にして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） これまでそういう公共事業、それから施設利用ということで照会して、警察のほうから回答してもらったという事例はあるんでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 今のところそういった事案はございません。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ大変こう暴力団関係についてはやっかいな問題が多いと思いますけれども、暴力団の三原則ではないけれども、利用しないと、資金を出さないと、恐れなないと、そういう基本原則をもとにして対応していただけたらと思います、何と言っても暴力団をその住民から守ってやるのは警察しかないと思うんです。だから、やはり警察も親身になってやはりそういうことを対応してもらわないと、この暴力団排除条例というのも机上の空論になってしまうということになりますから、やはりそういう面も、町長とすれば警察のほうによく申し入れて、本当に真剣になって排除する、住民を守るんだというそういう姿勢で取り組んでもらうように要望すべきだと思います。どっちにしたらこれを排除するには警察の力が何と言ってもあれですから、そういう被害をあった場合については、親身になって対応してもらおう。

ところで、この町民の協力だったり警察、県暴力追放運動の推進センターとのこの連携です。これについてはどのように考えておられますか、お答えいただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 市民の協力、警察、県暴力追放運動の推進センターとの連携が、仮に条例が制定されたとしても、それだけでは効果が薄いわけで、実施に当たってはこういった各種関係機関に相談をして、また、啓発活動等も通して周知徹底を図っていかなければならないというふうに考えております。そういったことによって排除に努めていくということ考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ連携をよくとっていただきたいと思います。

1点、お伺いしますけれども、先ほど申し上げた県暴力追放運動推進センターというのがありますけれども、これは公益財団法人であるんですけれども、これは場所はどこにあってどんな内容をやっているのかご存じでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） そういったセンターがあって相談をしてくれというふうに説明会するときにも言われているようでございますけれども、実際の場所等については確認をしておりません。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） これは、知事が会長になっているわけですから、そういうやはりこれが一番広報啓発だとか暴力団排除の支援活動だとか、暴力の相談等々、少年問題とかそういうものに乗ってくれているところですから、よく確認しておいていただきたいと思います。場所は、前橋の江田町というインターの近くにあります。これは警察本部の江田庁舎の中でありますので、こういうところを有効に活用して、その暴力団排除に対応していただきたいと思います。

それから、次、教育長にお伺いしたいんですけれども、県の暴力団排除条例では、「中学校、高等学校、専門学校など、その生徒、学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないための教育が、必要に応じて行われるように適切な指導を講ずる」ということになってると。また、「青少年の育成にかかわる者は、青少年に対してそのような、前にいったような指導、助言、その他適切な措置を講ずるもの」と規定されております。最近の新聞で、福岡県は暴力団排除教育で専任職員、暴排先生による授業が本年度から中学と高校で始まったと聞いております。福岡県は暴力団の数も多いし、いろいろな発砲事件もあるということで、こういうことから非行に走る少

年も多く、犯罪を通じて暴力団と接触することが懸念されるということで、金のためなら何でもする集団ということをよく認識させて、一度入ったら抜けられないよというようなそういう暴力団の悪質性を説明しているということで、受講した中学校、高校の生徒からは、98%が「ためになった」ということで、好評であるという記事を見ました。町の中学校の生徒、青少年に、暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入させず、暴力団による犯罪の被害を受けさせないようにするための教育、指導、助言を行うということで、県条例にありますけれども、今現在どのような指導、助言を行っているのか、これから行うのか、その辺についてご答弁をお願いします。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、ご答弁申し上げます。

暴排条例につきましては、先ほど議員さんのほうからご質問の中にもございますように、全国47都道府県すべて暴排条例ができています。群馬県におきましても、本年の4月から施行されておるということでございまして、この条例の内容の中に、14条の中にあるわけでございますけれども、「県は、中学校、高等学校等において、生徒または学生に暴力団排除の重要性を認識させるなど、教育のための措置をすること」等が規定をされておるところでございまして、群馬県から今のところ具体的にどのような措置をしていると、そういったことは聞いてはおりませんけれども、先ほどの議員さんのご質問の中にもございましたが、福岡県では既に県警が9人の専任職員を配置して、県内545校あるそうでございますけれどもここを巡回して授業をしていると。そんなことも新聞で報道されておりました。多分群馬県におきましても、そう遠からず何らかの措置が講じられると、そういったことで認識をしておりますけれども、町教育委員会としましても、当然この条例の趣旨に沿いまして、県の担当部署とも連絡を密にしながら中学校の生徒等が暴力団にかかわったり、あるいは暴力団による犯罪等を受けることがないように、学校とも連携して指示、あるいはしていきたいと考えております。

また、町が日ごろから行ってきております青少年健全育成のための活動等につきまして、それから、暴力団排除条例の施行を機にしまして今後の活動の展開等につきましては、事務局より補足をさせます。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、教育長の補足答弁をさせていただきます。

町には、現在自治会長が中心となって青少年健全育成活動を行っている吉岡町青少年健全育成会が組織されております。各自治会ごとに青少年の健全育成に携わっている役員さ

んが集まって、地域の子供たちは地域で育てようということで、さまざまな活動を行っております。また、県から委嘱されました吉岡町青少年育成推進員の方々が、現在19人いらっしゃいますが、月に数回夜間パトロールを実施し、また、JRの駅でのキャンペーン等を行っていただいております。こういった青少年の健全育成活動の一環として、青少年に暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないための指導、助言を行っていくことがいいのではないかと考えております。

また、中学校においては、現在2年生の各クラスに非行防止教育として、保護司の方々や更生保護女性会の方々に来ていただいて、具体的な事例を交えながら非行に走らないようなお話をさせていただく機会を設けております。また、3年生では、年1回ですが、薬物乱用防止教育を行っております。このような機会に、やはり中学生に暴力団排除の重要性を認識させ、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないための指導、助言を行っていきたいと考えております。

また、必要に応じて県の指導、助言も仰ぎながら、十分協議して進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 学校、それから青少年に対する団体を通じて、よくやっておるということでございます。やっぱり青少年が暴力団に接近する一番てっとり早くそれを暴力団のほうで組み入れるというのは、やはり非行集団、それから暴走族です。これは大変小さい子については格好よく見えるわけでありまして。夜間徒党を組んで二輪なり四輪などで箱乗りしながらそういうことをやっている。そういう暴走行為をするのには、やはり地元の暴力団のほうへ事前に話をしておかないとえらい目に遭うということですね。だから、そういう暴走族が暴力団の予備軍になっていることが本当に数多くあるわけでございます。したがって、学校教育、また青少年の地域でも、その暴走行為、暴走族、こういうものには加入しない、近づかない、そういうような指導というのはいかがなってるんでしょうか。また、非行集団です。チーマーとかそういうようないろんな集団があると思いますけれども、そういうものには加入しない、近づかない、そういうような指導、義務教育的に見ても、それから一般の青少年についても、その辺のところの指導はいかがやっているのですか、教えていただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） ただいまの神宮議員が言われるように、暴走族に加入しないというそういった指導、先ほど申し上げましたけれども、青少年健全育成会、そしてまた、

青少推等の活動を通じて指導をいたしております。そしてまた、学校教育においても、先ほどお話ししたんですが、いろいろこういった薬物乱用防止の授業とかそういった機会を通じて、そのような暴走行為、暴走族に加入しないようにというようなお話ししておりますし、今後もしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひと青少年につきましては、一度入ったらもう抜けられない、抜けるときには大変な目に遭う、指詰めるとかですね、そういうような目に遭う。資金稼ぎをさせられたり、電話当番させられたりという、そういうことがあるんだということをやはり青少年によく指導していただきたいと思います。

次に、二つ目の児童虐待防止対策についてお伺いします。

悲惨な幼児虐待事件が相次いで報道されております。全国の児童相談所に昨年度相談が寄せられた児童虐待の件数は5万5,152件、初めて5万件を超えて過去最多となったと報じられております。

本県を見ますと、前年度比19%の増で、100件ふえて626件ということであります。1990年に集計開始から20年連続で増加しているということです。警察庁が一昨年事件として取り扱った児童虐待は、過去最高の335件に上り、28人の子供が命を奪われております。奈良県では、5歳の男児が食事を与えられず餓死し、両親が逮捕されました。この幼児は、生後10カ月のときを最後に乳児検診を受けていなかったということでした。市の担当者は、電話などで受診を促したが、それ以上立ち入らず、虐待の担当課にも連絡をしていなかった。その年東京では、7歳の男児が親から暴行を受けた末に亡くなっております。区の子供支援センターからは、小学校へ情報が提供された後はほとんど連絡がなく、学校だけの判断で状況を軽視したということが報じられております。

厚生労働省の専門家の検証委員会によりますと、虐待死事例の6割近くは関係者と何らかの接点があり、情報が共有され有効に対処できていれば救えた命は多いということがあります。厚生労働省は、平成16年児童虐待防止法が施行された11月を、児童虐待防止推進月間と定め、広報・啓発活動など、さまざまな取り組みを集中的に実施することにより、家庭、学校、地域が、社会全般にわたり児童虐待問題に対する深い関心が得られるよう多くの民間団体や国、県、市町村など関係機関の積極的な参加を求め、共同して児童虐待防止策への取り組みを推進していると聞いております。

吉岡町の近年の児童虐待把握状況は増加しているやに聞いておりますが、どのようになっておりますか。また、その情報の取り扱い件数、それから虐待内容の種別、暴行による身体虐待、それから育児放棄などのネグレクト、脅迫言動による心理的な虐待、子供への

性的行為の強要など、こういう種別があると思いますけれども、その辺の把握状況をお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

児童虐待防止対策については、結果として発見される場合が多くあり、実態把握は極めて困難とされています。そこで、民間団体や国、県、市町村など関係者の積極的な参加を求め、共同して児童虐待防止に取り組まなければならないと考えております。

現在わかっている吉岡町の児童虐待の状況は、平成23年度12月時点で、身体的虐待が2件、心理的虐待が6件、いわゆるネグレクト6件、総数14件であります。「学校からの通報がふえており、全体的には増加傾向ではあります」と、報告を受けております。

年齢、性別は個人を特定することができる場合もありますので、控えさせていただきます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） この14件については、過去近年と比較するとどのような、ふえているというようなことなんですが、平成22年度、平成21年度、その辺のところの発生状況についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） この平成23年度12月時点で、総数として14件でありまして、平成22年度、平成21年度については、今手元にありませんので、申すことができません。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） その辺のところを、また後でよく教えてもらいたいと思うんですけれども、そういう年度別の把握でもしておいてもらわないと、ことしがこれだけあって、前年度はこんなので、これだけふえてるんですよという数字だけでは、比較対象、問題点が浮き彫りになってきておりませんので、後で調べて教えていただきたいと思います。

11月は児童虐待防止月間です。「守るのは 気づいたあなたの その勇気」ということをスローガンのもとに、虐待の早期発見、その家族に対する適切な支援、周りの人たちが気づくことを知らせることで子供が救えると町広報でPRしておりますが、その早期発見対策についてはどのような方法でやっているのか、答弁願います。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） まず最初に、地域の方々にどのような周知をしているかということですが、地域住民の方へということ、「みんなで守ろう子どもの未来 ストップ児童虐待」ということで、このような冊子を、吉岡町として住民の方に回覧しております。1点目です。

2点目としまして、「自分らしく生きるために 群馬子供暴力防止ホットライン」ということで、安心受信の相談電話ということで、小中学校にこれは配布をしております。全部子供については、そのカードを持っていて、電話番号がそのカードにありますので、そのような形で対応をしております。

さらに、厚労省のほうからもこういった形でカードが出ておりますので、幾つかの電話番号を子供は持っているということでもあります。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ町民のいろいろなそういう情報が得られるように広報・PR、そういうところをよくよろしくお願いしたいと思います。

それから、地区回覧のリーフレットも見たんですけども、「通告するのは国民の義務です」と訴え、直接児童相談所北部支部、町健康福祉課、または、民生児童委員に相談をするように通報先を掲げております。子供ホットライン24、児童相談所全国共通ダイヤルなども掲げておりますけれども、町民は、虐待を受けた子供を見つけても、間違いだったらこれは迷惑かける、そういう懸念が非常に多いと思います。そんなんなら、通報しないでしばらく置いていようというようなことを思う人は少なからずおられると思います。積極的に通報してもらおうどのような対策をとっているのか。また、町に通報して、子供の保護対応をする場合の行程、システムというんでしょうか、行程、流れはどのようになっているのか。それから、児童相談所との連携は欠かせないと思いますけれども、こういうところの連携の仕方ですね、これについてお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 虐待児童保護対策の行程と方法と児童相談所との連携ということでお答えさせていただきます。

まず、行程であります。毎年、要保護児童対策会議を開催し、ネットワークを組んで協力体制を整えています。この協議会のメンバーは、吉岡町役場の関係課長、教育委員会局長、小中学校長、各保育・幼稚園長、民生児童委員会長、中央児童相談員、警察交番、医師会、法務局関係者等総勢20名です。会議の内容は、中央児童相談所北部支所長より

協議会の役割についての説明を行い、さらに職員による児童虐待が発生した場合の通報や対応方法についての講話を実施して、虐待対策について共通理解をしております。秘密保持を原則としており、児童相談や虐待通告の状況について報告しております。

次に、その方法、児童相談所との連携についてであります。通報があると、まずは訪問等の方法で、保健師や関係職員が虐待の有無の確認をします。緊急性の有無を判断し、学校関係、保育園関係、幼稚園関係、保健センター等の関係する部署と連携をとるため、個別ケース会議を開催します。役割分担を確認し、今後の支援方針を決めて、必要に応じて中央児童相談所からの支援を要請します。児童相談所からの情報提供依頼がある場合には、可能な範囲での幼児健康診査の様子や学校等の情報提供に努めています。1カ月に1度は定期的な児童相談所との会議を設け、継続的に支援が必要な場合が多いので、情報を共有しながら対応に努めています。虐待対応ケースワーカーの配置についてはしておりません。以上であります。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひともその対応になった場合については、通報者からの通報を尊重して迷惑かからないようにしてやっていただきたいと思います。子供の虐待の第一次的な窓口が市町村となっているということですが、町の子供の支援の体制、健康福祉課ですね。その体制は、保健婦虐待対応ケースワーカーなど、そういう相談員を配置しているかどうか。それから、ことし9月に一般会計補正予算で児童虐待防止対策緊急強化事業として公用車の購入費として135万円を計上してありますけれども、これは既に購入したのか、購入したとすると、その活用度はどのように行っているのか、また、まだ未購入の場合は、どのような活用を考えているのか、お答えいただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 町の子供の相談支援系の体制と公用車の件の対応ということで、お答えさせていただきます。

先にすみません、児童対応ケースワーカーの配置はありませんということで、繰り返しになりますが、よろしくお願いたします。

児童虐待防止対策の体制及び整備における公用車の活用についてであります。先に公用車のことについてお答えさせていただきますが、これについては、平成24年2月に納車予定です。

次に、児童虐待防止対策の体制であります。健康福祉課を事務局として連絡調整に当たります。体制としては、教育委員会、町民生活課、小中学校、各保育・幼稚園長、それ

から民生児童委員会、中央児童相談所、中部福祉事務所、渋川警察吉岡交番、渋川地区医師会、前橋地方法務局、関係機関が相互に協力し合い、代表者会議を持っております。必要に応じてその個別会議も開催しているという現状であります。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 町役場の健康福祉課の係については、兼務でやってるのか、それとも、そういうあれを専門的に係配置はしているのか、その辺のところはいかがですか。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） これは、兼務でやっております。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひとも、通報その他対応、組織的に誤らないようにして児童の虐待防止に努めていただきたいというふうに思います。

それから、3番目にですね、時間も押してきておりますので、生活保護者の対策についてお伺いします。

報道によりますと、厚生労働省は、ことし7月時点で、全国の生活保護を受給している人は205万495人で、過去最高を記録したと発表しております。高齢化に加え東日本大震災や欧州経済危機などの影響で、今後もふえると見られております。人口1,000人当たり受給者は、約16人とされています。生活保護制度は、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために、生活困窮者に最低限度の暮らしを保障するため、生活保護法で定められた公的扶助制度で、生活費などを支給するため、医療・介護サービスも提供し、自立も促す制度と伺っております。世帯数では、148万6,341世帯と過去最多を更新し続けております。世帯類型別では、最も多いのが高齢者世帯63万527世帯、次いで傷病世帯31万9,294世帯、次いで働ける年齢層とその他の世帯、これが25万1,176世帯と、10年前の4倍に急増しております。国と地方の支出は3兆円を超え、財政を圧迫しているということであり、背景には、受給世帯の4割を占める高齢者層の膨張に加えまして、リーマンショックなどを契機とする働き盛り世代の受給者の増加があるとされています。吉岡町の生活保護者数、受給世帯、その類型、高齢者、傷病、母子、その他の割合でどのようになっていますか。この辺についてお答えいただきたいとします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 時間も余りありませんので、端的にお答えしたいと思っております。

吉岡町の生活保護者については、平成23年12月現在生活保護者総数61名、世帯数では52世帯、類型では、施設が22名、在宅39名、30世帯でございます。そういう報告を受けております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） この辺の数字については、前の年から比べてふえているんでしょうか、減っているんでしょうか、その辺お答えください。

議 長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 先ほど町長がお答えしたとおり平成23年12月現在での数字であります。平成22年12月現在からすると、若干であります数字が減っております。以上です。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 食事、衣服、光熱など生活扶助費、それからアパートの家賃などの住宅扶助費、これ家賃の現金支給です。そのほか医療費、介護も全額を公費負担ということになっておると思います。こういうものであれば、財源については国が4分の3を負担する。自治体これは県ですけれども4分の1負担。町のほうでは特にそういうような負担はないのかどうか。それと、一番問題になるのは、こういう人たちも個々で何かいろいろあるだとか。給食費そういうものも必要になってくると思いますけれども、この最低限の保障というのは都市部のほうが高くて、町村部に来るとこの最低限の保障も安くなるということですが、そういうような町の負担は、こういうものが生活保護者のところでも負担がかからないかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

議 長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 町の負担は審査料として若干予算計上させていただきましたが、それがあるのみで、先ほど話がありましたように以下の生活扶助ですとかの部分では町の負担はありません。

なお、介護サービスの料金等の話をさせてもらってもいいですか。（「はい」の声あり）介護サービスの保険料は第1段階として4万9,200円の0.5の調整率で2万4,600円をいただきます。これは、生活保護費の加算となります。次に、市町村民税については、地方税法第295条第1項第1号の規定により非課税となります。次に、学童の

給食費ですが、教育扶助として実費が支給されます。いわゆる生活保護の加算となります。それから、ご質問の中にありました自治会費のことがあったのでちょっと触れさせていただきますと、自治会費については、自治会の会費の規定等で規定がありますので、特別の事情がある場合は期間、条件を定めて会費を免除するということではできるといような規定になっておりまして、生活保護者ご本人の支払う、支払えないかの判断となります。

あと、吉岡町の最低生活費については、住宅扶助は最高が3万700円までで実費支給となります。生活扶助のみをお答えしますと、例えば収入ゼロ、40歳の世帯主で、配偶者と中学生の子供がいるケースでは8万5,510円。40歳の単身世帯だと6万4,870円です。世帯主である40歳母と小学生のお一人の母子家庭の場合ですと、8万8,480円となっております。

それから、生活保護からの脱却指導については、ハローワークと福祉事務所が連携して、生活保護受給者等就労支援事業をやっておりまして、その事業を後押しするために、今年度平成23年度からですが、渋川公共職業安定所長を座長としまして、渋川北群馬地域生活福祉就労支援協議会に参加しております。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員、端的にお願いします。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ生活保護者からの脱却指導をよろしく願いしたいと思います。

以上をもって、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、神宮議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩とします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議長（近藤 保君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 3番岩崎議員を指名します。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

3番（岩崎信幸君） 3番岩崎です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

今回城山防災公園の1事項のみ質問させていただきます。

城山防災公園につきましては、過去に多くの議員が一般質問を行っているわけでございます。今さらなぜと思われるでしょうが、今回は断固として質問しなければなりません。ことし3月11日に世界じゅうを震撼とさせた東日本大震災が発生したからであります。マグニチュード9.0という想定を超えたと思われる大地震で、多数の家屋は崩壊し人々

を押しつぶし、大津波が発生し、大船渡市では最高23メートルに達し、宮古市では陸地の斜面をさかのぼった（遡上高）が、40.5メートルに達したと言われます。これら多くの津波がすべての建造物と人々を押し流してしまいました。警察庁によりますと、12月10日現在、死者は1万5,841名、行方不明者は3,493名、計1万9,334名が犠牲になりました。また、津波によって東京電力福島第一原子力発電所がメルトダウンを起こし放射能漏れをしたために、近隣の住民が地元を離れなければならない状況です。この想定を超えたと思われる大地震、そして、そのために発生した想像を絶する被害を目の前にすると、やはり吉岡町の防災体制の現状はと思うわけです。

ことしの第2回定例会で神宮議員の質問にもありましたが、吉岡町の近くに関東平野北西縁断層帯と呼ばれる巨大な活断層があり、柏崎銚子構造線上においてマグニチュード7.0の地震が発生した場合、町の震度は5強の揺れが想定され、町内の木造建築物の1割程度が全壊被害に遭うと推測されます。

また、火山立国である我が国、とりわけ群馬は、Aランクの活火山浅間山、Bランクの榛名山、草津白根山、Cランクの赤城山、日光白根山と、5峰の活火山を有しており、地殻変動等の異常で近い将来噴火して、噴石や火砕流での被害が起こるとも限りません。

1級河川の利根川とその支流の滝沢川、吉岡川、自害沢川、午王頭川など、異常気象の影響で氾濫して、土石流などで甚大な被害を及ぼすとも限りません。

去る7月4日に議員で視察に出かけました。福島県相馬市のあの悲惨な惨状を思い出すたびに、また、地震後の避難場所や仮設住宅に戸惑いながら入居する人々の姿を見るたびに、事前の防災対策が最重要ではあるが、災害後の復興も視野に入れた対応も重要であると考えます。

そこで、質問に入ります。

質問の要旨が3問とも城山防災公園の整備についてですので、続けて質問いたしますので、3問とも一括でお答えください。

去る8月26日に地権者を集めた説明会で、城山防災公園基本計画と施設配置計画図が示されました。この大震災を教訓に防災の意識が高まる中でのこの整備計画は、吉岡町住民にとって安心をもたらし、希望を持てる計画であります。

まず、町より事業概要説明が行われました。一つ、桃井城址の歴史を損なわず、文化財保護・保存を目的とした城山防災公園。一つ、一時避難、一時中継地など防災機能を備えた城山防災公園。一つ、高崎渋川バイパスとつながる連絡道路を整備した城山防災公園。一つ、個性を生かしたまちづくりを担う名所としての城山防災公園。一つ、町民の憩いの場としての城山防災公園。このような説明がありました。

次に、基本計画の説明がありました。地権者の了解を得られましたら文化財の調査を行

い、早期に測量を行い、実施設計をして、不動産鑑定を入れて用地買収を行う段取りであるとの大まかな説明がありました。

ここで、質問します。まだ予算も調査費が計上されている段階で、なかなか細部まで答えられないでしょうが、基本計画に基づいて具体的な整備計画を、答えられる範囲でお答えください。

次に、施設の配置における施設の問題です。以前にも答弁がありましたように、標高349.4メートルから見下ろす景観はすばらしく、関東平野が一望できる物見やぐらや、文化財の保護・展示を目的とした資料館、複合遊具を備えた遊び場と庭園、吉岡の四季を彩る色彩の里としてのいにしへの丘等も当然ながら必要不可欠であります。

しかし、防災公園として計画した割には、防災施設は、臨時ヘリポート、避難広場、耐震貯水槽、防災用あずまや、備蓄倉庫が配置されるようではありますが、余りにも小規模で有事には役に立つかと思われるほどです。災害の直後には大挙して人々が押しかけます。逆に混乱が生じ、人的被害が起こりかねません。

また、その後の復旧・復興に際して、仮設住宅を建てる状況においては、計画の避難広場では手狭のように思えます。ここで、防災公園として、施設配置は適切で役割は十分であるか、お尋ねします。

以上より、吉岡住民や近隣する市、村、特に榛東村住民にとっても安心をもたらす防災公園の機能を備えた桃井城址の整備は即急に進行し、着工すべき事業であります。一刻も早い完成を望む者として、現段階における進捗状況をお聞かせください。以上3点ですが、町長お答えください。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

城山防災公園の整備についてということではありますが、先ほどの平形議員さんへの答弁と重なる部分がありますが、ご容赦願いたいと思っております。この公園につきましては、今までも多くの議員さんから整備等、町の考え方について問われてきたところであります。土地等の調査や財源等、事務レベルで検討してきたところでありますが、なかなか具体的に進めることができないのであります。

平成22年度末に第4次吉岡町総合計画が終了することに伴い、第4次の基本構想にあるこの公園を、今年度よりスタートいたしました第5次総合計画を作成するに当たり、どのようにしていくのかその方向性を出すために改めて検討をしたところ、一部には防災的な要素を取り込めば、防衛の補助事業として整備ができる可能性が出てきたところであります。

整備の方向性につきましては、桃井城址の歴史性を損なうことなく、また、遺跡を保護しながら、住民の憩いの場として、また大規模災害時の避難場所、緊急輸送基地としての防災機能をあわせ持つ防災公園として整備してまいりたいと考えております。

この整備の方向性に基づき昨年度基本計画を作成したところであり、整備となれば、広大な面積の土地と財源が必要になるわけでありますので、余り町財政に負担がかからないよう整備計画を立ててまいりたいと考えております。その他詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、城山防災公園の整備についてということで、町長答弁の補足答弁をさせていただきたいと思っております。

やはり町長答弁同様、平形議員さんへの町長答弁あるいは補足答弁と重複する部分が多々あるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

まず、第1のご質問の具体的な整備計画ということでございますが、先ほどの町長答弁のとおり、桃井城址の歴史性と遺跡を保護しながら、災害時の避難所や防災備蓄倉庫等の防災機能をあわせ持つ公園をコンセプトに平成22年度におきまして基本計画を策定させていただいたところでございます。

まず、その概要でございますが、公園種別につきましては地区公園としての位置づけでございます。全体計画面積を約4ヘクタールとしまして基本計画を策定した中で、計画地はご存じかと思っておりますが、傾斜地等がかなり多くございます。そして、平地として利用可能な面積を約3ヘクタールと試算しております。そして、一次避難地の避難圏域でございますが、半径500メートルで3自治会、北下自治会、南下自治会、陣場自治会、これを避難圏域として計画をしております。計画避難人口としましては、3自治会の全体人口の3割程度を計画、これは基本計画策定時のデータによりますと、その3割に相当する人口が1,100人ぐらいでございました。そして、避難広場面積を5,500平米ほど確保してございます。主な公園施設としましては、防災関連施設としまして、避難広場、耐震性の貯水槽、ヘリポート、備蓄倉庫、非常用トイレ等でございます。また、史跡関連施設としましては、土塁や堀、のろし台広場等で、史跡につきましては原則盛り土で保護してまいりたいと考えております。

基本計画におけるざっとはじいた概算工事費でございますが、4億4,500万円と見込んでおるわけでございますが、実施計画においては、さらに精査していきたいと考えております。そして、やはり先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、町財政には負担がかからないような整備計画を立ててまいりたいと考えております。

そして、第2点目でございますが、防災公園としての施設配置は適正で、役割は十分であるかとのことでございますが、第1点目で申し上げましたが、一次避難地の避難圏域半径500メートルを対象の圏域としております。あるいは、対象避難人口、この3自治会、北下自治会、南下自治会、陣場自治会の全体人口の3割程度基本計画策定時1,100人、その3割に相当する人口が1,100人ということでございますが、これを避難人口として計画しております。この3自治会の避難圏域の対象人口約1,100人が全員ここに避難すべきと考えても、既存の指定避難場所等もございますので、災害時適切な誘導、そして避難ができれば、避難場所を初めとする備蓄倉庫や耐震性の貯水槽、こういった施設配置は十分と考えておりますが、実施計画ではさらに精査してまいりたいと考えております。

最後に、3点目に、現段階の進捗状況とのことでございますが、現在は境界確認等の用地測量業務のほうを実施しております。そして、試掘調査の前段階としての地形測量業務、また文化財保護のため試掘調査業務等を行っておるわけでございますが、今後本事業の費用対効果分析業務も予定しておりまして、それぞれの各業務今現在作業中でございます。

以上、概略ではあります。町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君発言〕

3番（岩崎信幸君） ありがとうございます。

進捗状況の中で、ある程度なかなか先ほど申しましたとおり調査費状況では、説明はなかなかかなわないと思いますけれども、ある程度の時期を示した計画等がわかりましたらお答えください。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今境界確認等の用地測量等業務を初めとしまして、業務の方を作業中でございます。そして、来年度の実施計画案の策定に向けまして、今後また調査結果をまとめる中で、地形をはかりながら、関係者の皆様に示してまいりたいと思っております。時期的に、じゃあ何月にこういったことを予定してますとか、そういったことはちょっとまだ今スケジュールのほうを考えておらない状況でして、今後示せるときが来たらまたお知らせの中で示していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君発言〕

3番（岩崎信幸君） 私としては、先ほど申しました3自治会、特に地元議員なものですから、

ある程度のこの計画に対して前向きなことでさせてもらって、なるべく事業を早目にお願いしたいと思うわけでございます。今回は桃井の城址防災公園のみに突き刺してもらいましたものですから、この1点だけに質問させてもらったわけでございます。それなものですから、この東日本大震災を経験して、想定外という表現はなくして、災害の大きさに上限はないとの考えのもとに完璧な防災を目指してもらいたいと、私としては思うわけでございます。ちょっと時間を余しましたが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、岩崎議員の一般質問が終わりました。

続きまして、9番石倉 實議員を指名いたします。

〔9番 石倉 實君登壇〕

9 番（石倉 實君） 質問通告に沿って一般質問をさせていただきます。

最初に、通告につきまして、ちょっと私がこれ始めたところだったものですから、誤字なり間違いなりがありましたがお許しください。よろしくお願いします。

1番に、吉岡町の耕作放棄地、遊休畑作地についてということでございますが、午前中馬場議員さんのほうからも提案、ご質問ありましたが、それにちょっと関連するかと思いますが、よろしくひとつお願いします。

日本の農業は変革のときを迎え、担い手の高齢化が深刻さを増し、日本の耕作放棄地は約40万ヘクタールとも言われております。この面積につきましては、埼玉県の上回る面積というふうに言われております。その農地の今の管理状況というふうなものを、ここで私が一々申し上げるわけでもありませんけれども、強い除草剤をまいたり、あるいは、今年は特に野草にとって雨が多く気温も最適だったために、多い人でも五、六回も刈り払い機で刈っても追いつかないというような状況。また、中には他の雑草が生えないように牧草をまいたり、一方では、トラクターで何回も耕運しただけでもう何もつからないというのが実情であったようなことでございます。このようなそのほかの畑です。場合によってはセイタカアワダチソウというですかね、黄色い花で背の大きい2メートルぐらいの木がございまして、セイタカアワダチソウというふうに言ってもいいんだかわかりませんが、そういうふうなものが生えて近隣の畑にその種が行かなければいいかなというふうに心配をしている農家の声を聞きますと、他人事ではないということでございます。

そこで、吉岡町の、先ほどお答えがあったわけでございますが、実際におおよその面積、吉岡町としてどのぐらいの面積が遊休畑作地としてあるかどうか、それをまず最初にお尋ねをしたいと思います。先ほどのあれですか、午前中の答弁の中で、私は、群馬県が県全体で2万9,000ヘクタール、それと、吉岡町は、県内で1万3,000ヘクタール、吉岡町では29ヘクタールだというふうに聞いたんですけれども、その面積でよろしいで

すか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

遊休農地の解消策ということで、町の遊休農地の解消策はということでございますが、先ほど馬場議員からもこの件に関しましてはご質問をいただいたところでありまして、答弁が重なる部分がありますが、ご容赦願いたいと思います。

近年農業者の高齢化、担い手不足等で、議員言われるとおり遊休農地が年々増加しており、農業委員会で毎年耕作放棄地調査を行っておりますが、平成22年度調査では27.2ヘクタールということで、放棄地農地として判断されたことであります。また、近年ではトラクターなどで耕運し整地しておいても作付しない農地もふえております。

こうした農地の有効利用を図るために、また、耕作放棄地の新たな発生防止の未然の対策といたしまして、農地の利用集積や流動化へのあっせんをして支援をさせていただいておりとおります。また、農業委員会による農地・農政相談や具体的な対策で遊休農地対策として効果的であるか、ヒメイワダレソウなどということで、それ植えて実験も進めております。遊休農地が年々増加することが想定されますが、町と地域が力を合わせて発生防止に取り組んでいかなければならないと考えております。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9番（石倉 實君） ただいまご回答していただいたわけでございますけれども、特に私のほうは、ちょっとこれは逆にうちのほうから提案というふうな形になってしまうわけですが、私が平成16年にJAの監事をしているときに、渋川今の子持でございますが、子持は基幹作物がコンニャクでございますが、コンニャクをつくって、もちろん作る前は土壤消毒でドロクロをまいて、芋ができてくると今度は本格的に強い殺菌剤なりそういうふうなものを施しまして、そのコンニャクの周りの、新しく入ってきたうちの洗濯物にそれが当たってしまったと。その方は、役場のほうに困ったよということで苦情を申し上げて、いろいろとその問題については子持自体でも大変深刻な問題になりまして、じゃあこれをどうしたらいいか、そういう農家の周りの畑はどういうふうにしたらいいかというふうなことでいろいろ考えたのが、バレイショをつくって、そのバレイショで焼酎をついたらどうだというような話があって、現在それが軌道に乗ったというか、大したあれではないですけども乗ったようでございます。いろいろとそのやり方としては、もちろんこの県内ではそういうふうな加工するところはないので、関東では茨城県です。向こうにそういうふうな専門に原酒をつくる場所がありまして、明利酒造というのがござ

いますが、そこでこちらからジャガイモを向こうへ持って行って搬入をして原酒をつくってもらって、その原酒をこちらへ持ってきてこの県内でやってくれるところで焼酎をつくってもらおうということで、やっているところは北橋の聖酒造のほうで加工しているようでございます。こういうふうなところで、どうなんだいとその状況はというようなことでお尋ねをしたわけでございますけれども、売り上げについてはまあまあだし利益もほどほどだというふうなことを聞いております。そんなにもうからなくなってしまうわけけれども、いずれにしてもそういうふうなものです。そういうふうなもののほうへ、町として要するにやっていくかどうかというふうなことを、私は提案をしたわけでございます。

もう一つ、この芋につきましては、そういうふうな形で、この材料につきましては黄金千貫というサツマイモでございますが、これで吉岡町はサツマイモの焼酎加工というふうなことをどうだろうというふうに考えたわけでございます。そのほかにも、前橋の人からも、乾燥用の芋をだれか売ってくれる人はいないかなとか、そんな問い合わせもありました。それで聞きましたらば、うちは手いっぱいだからだめだよというふうに言ったわけですが、そういうふうな遊休畑作地に対して、要するにサツマイモをつくったり、そのほかいろいろそのやり方としてはいっぱいあると思います。そういうふうなことで、そういうふうな産業を起こすということは、吉岡町としてどうかなというふうな、本当に地元の意見でございますが、考えたわけでございます。その辺のところを、ひとつやる意思があるかどうか、その辺をひとつやっていただきたいと思います。もちろんこれにつきましては、これはつくるということになるのももちろん国税局のほうの関係で、これは岸議員のほうがその辺のところはご存じだと思いますが、いずれにしても、そういうふうなものをつくっていったらどうだろうというふうな提案をするわけでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 議員おっしゃっていることは、いわゆるこの遊休農地を利用して6次産業を起こしていかがですかということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）そういったことであるならば、今町のブランドと言いましょうか、吉岡町においては小倉の乾燥芋や船尾まんじゅうが該当するのかなというふうにも思っております。耕作放棄地帯の遊休農地を有効利用するための手段として、先ほどから申されたとおり6次産業化は手段の一つだと私も思っております。

しかし、先ほど申し上げましたが、まず、優良農地の確保と農地の有効利用を進めることが重要ではないのかと思っております。その対策として6次産業化への取り組みは当面予定しておりませんが、しかしながら、本気で目指す方が出てくれば町としてもできる限

りサポートはしていきたいというようには思っております。先ほどから石倉議員が言われるように、子持などはジャガイモから焼酎をつくって一つの6次産業も成り立っているということではございますが、いま一つの6次産業というのが、ひとつこの町の活性化あるいは観光化などいろんな面においてこういったものが匹敵するのかなというようには私は思っております。

そうしたことで、この町の中で、いろんなことでそういうことをやってみたいというような人があるならば、それに協力して、また本気で協力したいというようには思っております。簡単に言えば、今ブランドといたしましては小倉の乾燥芋というのは一つの吉岡町のブランドになっているのかなというようにも思っております。だがしかし、うちによっていろんなことがあるということで、いわゆるあれがブランドということになれば、一つの工場をつくり、皆さんで同じものをつくって売り出すというのが一つのものかなというようにも思っております。そういったことで、当面6次産業の取り組みはということですが、今のところは考えておりませんが、本気で目指す方があるならば町としても援助できるのかなというようにも思っております。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

- 9 番（石倉 實君） はい、わかりました。だれか町で6次産業というふうなものをやる人がいればということでございますが、私はそれも一つの方法だろうし、もちろん町では、堅実な町の振興公社がございますので、振興公社が手がければ別に全然問題ないわけで、ただ振興公社は酒を売るという許可はもちろん持ってますから、問題は、そのやる人たち、芋をつくる人はどういう人がつくるか、それについてはもちろんシルバー人材センターなりいろいろ、これはどういうふうにするかということですから、そういうふうな方たちに働いてもらって、それで芋ができた。その芋は、じゃあこういうふうにするということになりますと、わざわざ新しく、組織づくりというふうなものは当然JAを入れながらこれはやってかなくちゃならないと思いますが、いずれにしてもそういうふうな方向で、これから少しでもそういうふうな付加価値をつけて、要するに町のブランド化ということでひとつ進めていっていただきたいと思えます。特に僭越ながら申し上げて、この項につきましては、次のところに進ませていただきます。

次に、船尾滝の森林セラピー化事業ということで、これにつきましては、このセラピーのキーワードというのは、人間に備わっている五感から来ているんです。見ること、聞くこと、それと嗅覚です。それと触ること、それと食べることという、それから来ているわけでございます。と言うのは、私が11月の初めに、紅葉の上野村の中ノ沢源流域、ちょうど標高が1,000メートルぐらいのところでございますが、そのところに森林セラ

ピストの案内で参加をしてきました。その1,000メートルの標高のところにオボロカヤの滝というのがございますが、その滝のそばに大きな大木がありまして、その大木にこういうふう抱きついたり、それともう一つはそのすぐそばに6畳ぐらいのフロアという簡単なものがございまして、そこにセラピストが持っていったこういう小さい薄いマットがございますが、そのマットの上に寝転んで目をつぶってゆっくりそこで休んでくさいなんていうふうなことで、それで、15分か20分ぐらいだとよと言ったんですけども、セラピストはその場所から離れてしまって、我々だけが残って体験をしたわけでございます。それを終わって立ち上がって深呼吸をして、したら、何となく本当に心がいやされたというか非常にいい気分になったわけでございます。そこで、そうだ、あの有名な船尾滝ではどうだろうというふうに考えたわけでございます。もちろん船尾滝につきましては、いろいろあの駐車場からちょうど歩いて、女の人で約20分ぐらいですね、私で15分ぐらいですけども。最後の駐車場から入り口のところまで、船尾道のところまで歩いて私は15分でございますが、普通女の人ですと大体20分ぐらいかけてゆっくり歩いて、要するに向こうの滝の音を聞いたり、あるいはその地域のところにそういうふうなフロアをつくって、そういうふうなところで要するに寝そべてゆっくりしてくると。大体往復で1時間半見れば十分です。2回転して3時間です。大体女の人でそういうふうな形でやっただけでも、随分環境的にももう。というのは、少しそんなに急な坂ではありませんので、あのぐらいの坂であればちょうどいいと思います。私が何回か行くうちに、下のほうから四、五人の女性のグループが来まして、「滝はどの辺ですか」と言うので、何回か聞かされました。「あと、5分だよ。あと5分ぐらいすればいいですよ」と言いました。この辺の人とは違う。この辺の人が支度が悪いわけではございませんが、何となく前橋、高崎から来たご婦人の方だったわけでございますが、そんなことを聞きました。

ですから、私はそのこのところに、セラピーのそういうふうなもの。そのオボロカヤの滝とこの船尾滝を比べたら、全然船尾滝がもう数倍、5倍も6倍もすごい滝だというふうに私は思いました。ですから、あのところですよ。もう少し環境、できればおんべこおり橋の辺のあの辺のところをもう少し手を加えて、おんべこおり橋から昔はあそこのところをこういうふう少し行って、このくぼのところ何か橋が、今現在壊れていますが、あの辺をちょっと整備してあそこまで行って、あのやっぱり滝を見て、下からだと滝が上だけきり見れないんです。あそこまで行くと本当によく見えますから、せめてそのぐらいのところまで行って、よく滝を見て、最後はそういうふうなことで滝の音を聞いたり、あるいはもちろん鳥の音を聞いたり風の音を聞いたりして要するにやったら、本当にすばらしい船尾滝一帯周辺のところはすごい森林セラピーというふうな場所ができるんじゃないかな、こんなふう考えたわけでございますので、その辺のところを、町としてどういうふう

上野村は、もうことしの9月から11月13日まで短い期間だったんですけれどもやって、これから来年は青葉とともに、要するにそういうふうな事業を起こすというようなことで、森林セラピストというのは国家試験になりますが、もちろん町役場でも、これからそういうふうなところ働きたいというもうご婦人の方でも結構でございますが、あるいは国家試験ではございますが、そういうふうなものもある程度とれば、そういうふうなものも対応できるだろうと。もちろんインターネットでも先般森林セラピーの関係につきましては随分入ってますから、見ていただければすぐおわかりでしょうけれども、そんなことを考えたわけでございますので、その辺のところの考え方を、何かありましたらぜひひとつお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 船尾滝森林セラピー化についての提案をしていただきました。船尾滝のおんべこおり橋たもと周辺の人々の心をいやす場所としての事業化の考えはということでありますが、二酸化炭素の削減や水源涵養機能などの森林が地球環境に及ぼす効果は周知のとおりであります。森林がもたらす効果としてリラックス効果が森林医学の面から専門家に実証されており、生理、心理、物理実験により、いやし効果の検証等がなされた森を森林セラピー基地、森林セラピーロードとして認定しているそうでございます。

先ほど船尾滝を訪れる観光客の方も、森林浴を求めて来られる方が近年多く見受けられると申し上げました。船尾滝の森林セラピーの事業化につきましては当面考えておりませんが、船尾滝そしてその周辺は四季を通じて折々の景観が楽しめる場所であると思っております。今後も皆様が気持ちよく訪れていただけるよう努力し、その中でリラックス効果が生まれてくれればよろしいと考えております。群馬県では上野村が本事業に取り組んでいるとのことですので、機会があれば訪れてみようと思っております。

また、船尾滝のPRの関係であります。今までも町ホームページや町紹介やパンフレット等で紹介してまいりましたが、今後ともネットワーク、道の駅などを活用して船尾滝はもちろんのこと吉岡町全体をPRしていきたいと思っております。きょうも何人かの議員さんに宣伝効果が足りない、あれほどいい滝があるのにほとんど宣伝をしてないということを言われております。そういった関係でもありまして、船尾滝ということをもう一度見直しましてPRをしたいというようには思っております。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9番（石倉 實君） どうもありがとうございました。その関係につきましては、ちょっと先ほど申し落としてしまったわけでございますが、先ほどご婦人の方が「あとのぐらいいで」

というふうなこと聞いたというふうなことがございましたが、最後の駐車場から、看板です。ここからあと女性の方で何分ぐらいだよとか、滝までゆっくり歩いて何分ぐらいだよ、あるいは場合によっては危ないのがあるからそっちは行ってはだめだとか、あるいは石がたまに落ちてくるから注意をしろとか、そういうふうなもの、ちゃんとしたものを、ひとつ看板なりを考えていただいて、駐車場からゲートがございしますが、これからゲートの関係はちょっと申し上げますが、その辺のところにもう一回見直してやっていただければと、こんなふうにと考えると同時に、実はこの町のホームページの中で船尾滝というふうなところがここにあります、その中で、その辺のところも、もう少し手を加えてもらいたいというふうなことを申しつけたかったわけでございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、静思像の手前の木さくです。私はそのアートなんていうふうに言ってしまうけれども、その関係についてちょっと提案をさせていただきたいと思ひます。

この静思像というのは北下の萩原義雄さん故人によって1年5カ月にわたってあれを製作されたものでございますが、その立派な静思像がございすけれども、像の前にこういう木さくでつくったこの枠があるんです。飾りです。今から二十何年も前のときはちゃんとしたものだったんでしょうけれども、今では崩れ果ててしまっているわけでございます。その辺のところをもちろんそのこっちの船尾像と静思像、この両方相身互いの立派なものでございすので、もちろん町の財産であるわけですので、その辺のところを。やはりなぜかと言うと、そこのお参りに来た人に、「何だ、これは」と「これはさ」ということになるんだと思ひます。やっぱりこれは、うちのほうの、例えば議会のほうで、言ってみれば私が笑われちゃうようなものだと思うんです、これは。やっぱりこれは道徳につながるんだと思ひます。やはりああいうふうなところというのは、やはりちゃんとしておかないと、やはり、「何だこれは」ということになってしまうんだと思ひます。それは、大して金がかかるわけじゃないので、彼女の頭をなでながら、「これは、町長さんに頼んでみるよ」というふうなことで、私は帰ってきたわけでございますので、その辺の木さくです。そんなに大した、メートルにすれば本当に三、四メートル、両左右で五、六メートルの話でございますので、そういうふうなものをちゃんと設置をしてもらって、もちろんその辺のところをもう少し、もちろん産業建設課の方は、あれだけの人間の中でいろいろな仕事をして大変でしょう。でも、春先になるまでに、私だってそれは場合によっては応援にも行きます。それにしても、もう少しあの辺のところは環境をきれいにして、やはり人が来るところでございますので、どうぞひとつその辺のところ、木さくをつくっていただくようお願いをしたいと思ひますけれども、よろしくひとつお願ひします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 静思像前の整備については、担当課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、静思像前の整備についてということで、本年度7月から9月まで、群馬デスティネーションキャンペーンとあって、いろいろと観光企画が行われたわけですが、吉岡町におきましても、この期間中にJRと連携いたしまして、渋川駅を発着点といたしまして、「名瀑船尾滝と吉岡ブドウ郷で秋を満喫しよう」をキャッチフレーズに、吉岡町においてバスツアーを実施したところでございます。私も事務局ということで参加させていただき、船尾滝を案内させていただきましたときに、静思像を興味深く見学されている参加者の方がいらっしゃいました。静思像周辺も産業建設課の職員などで、滝の周辺とあわせて草刈り清掃を行っておりますが、像の前のアーチが腐って落ちていて景観を損ねているとのただいまご指摘がありました。そのことでこの周辺の印象が悪くなるのは大変困ることでございますので、整備につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議 長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9 番（石倉 實君） ひとつよろしくお願いをします。あの少女にも、役場としてはこんな考えがあるよというふうなことを、次回行ったときにはご報告をしないと、こういうふうに思っております。

次に、最後になりますけれども、進入禁止です。こういう小さな馬がこう幾つか並んでいるそこから、ですから普通の車なりそういうふうなものは行けないんですが、たまたま私とその2回目に行ったときに、そこからずっと歩いていたら、左側にちょっと広い路肩がございまして、そここのところに大型スクーターが1台とまっていたんです。こんなところにスクーターが来てるなと思って上っていくと、滝のちょっと堤防の辺に四、五人の男の人たちでカメラを撮っていた人たちがいたんですが、多分その中の1人であろうというふうにして私はそっとして行ったわけでございますが、あそここのところは普通の車は入れませんが、バイクにつきましては自由に入れますね。それは、これは担当課長さんでいいんでございますが、バイクは上まで乗っていてもよろしいんですか。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいま石倉議員さんからのご質問は、船尾滝の進入禁止ゲートから

バイクは乗り入れてもよいのかということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

進入禁止のゲートからは徒歩が原則でありますので、自動車はもちろんのことではありますが、二輪車の乗り入れも禁止させていただいております。今後現場を確認した中で、誤って進入する車等がないように、看板等で周知した中で安全を図ってまいりたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 石倉議員。

〔9番 石倉 實君発言〕

9 番（石倉 實君） ぜひひとつそういうふうな方向で。そのところからこちらの橋を渡っていくこっちの方面にはちゃんとした立派なゲートがございますが。やはりある程度あいうふうなものでやってもらって、徒歩は徒歩でそのわきをさっと入れるようにしておけばいいわけでございます。今の状況ではやはり簡単に入って、だれでも入れるようになるんじゃないかなので、ある程度金額的にはそんなに大きくかかるものじゃありませんので、ちゃんとしたある程度そういうふうなものもあの辺に検討するように、特にお願いをしたいと思います。そんなに金がうんとかかるわけじゃないので、ちゃんとしたバーです。もうよくあります。こちらの道路の、あるいは左側の山へ行く道、橋を渡っていくところにはちゃんとしたバーがあります。あそこと同じようなバーです。要するにそういうふうなものをつくっていただくようにやっていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

いろいろと本当に素朴な提案なり質問で失礼をいたしましたけれども、以上で終わらせていただきます。よろしくひとつお願いします。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、石倉議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。2時10分まで休憩します。

午後1時51分休憩

午後2時10分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（近藤 保君） 2番金谷議員を指名します。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2 番（金谷重男君） 2番金谷です。質問通告に沿って一般質問をいたします。

町制20年の節目の年に議員として活動させていただけることを意気を感じ、精いっぱい質問させていただきます。

さて、我が町も、人口増という周辺市町村から見ますと特異な追い風もありますが、御多分に漏れず社会保障費の急激な伸びとその負担増は町財政を徐々に苦しめる要因となっています。厳しい財政運営の中で、教育の充実、社会基盤の整備、そして福祉の充実と、課題山積の町政運営に邁進する石関町長には、今後とも町民のため町民の先頭になりご尽力されますことをご期待申し上げるとともに、町民が夢を語り勇気を持てるような、簡便なそして内容の濃いご答弁をお願いいたします。

まず、学童保育の高学年受け入れについて質問いたします。第3回の前回の定例会で、学童保育の現状については、担当課長の説明でよく理解できましたが、町の学童保育の社会福祉協議会への補助金の額と内訳、そういったこと、そして、今後保護者や町民有志が営利を目的とせず高学年児童を中心とした学童保育を計画した場合に、どの程度のご支援がいただけるか、そういったことをお聞きしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

学童保育高学年受け入れに関して、社会福祉協議会以外が運営した場合には町の支援は受けられるのかということによろしいでしょうか。その制度については、私も考えております。そういったことで、ぜひそういった形の中で、NPO法人なり、ボランティアなり、そういった団体ができるときには、町は町としての補助制度を考えております。詳細につきましては、健康福祉課長して答弁させます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきますが、最初に、社会福祉協議会の指定管理の内訳等についても先にさせていただきます。学童保育の指定管理料は1,626万円であります。その1,626万円につきましては、社会福祉協議会の受託金額のうちが、全体で4,399万円ありますので、割合としましては37%を占めております。それでは、その指定管理と保護者の負担金を合計した金額ですが、これにつきましては、指定管理料が先ほど話をさせていただきましたが1,626万円で、保護者の負担金が990万円で、合わせて2,199万3,000円あります。これは歳入歳出とも平成23年度予算で同じ金額となっております。

それから、支援策についてお答えさせていただきます。学童保育対策県の補助金は年間平均、児童数5人から9人以上の規模で年200日以上学童保育を実施した場合に、町に対する県補助が1カ所について基準額が107万8,000円です。その半額を県が補助しまして、半額を町が補助をしているということでもあります。そこで、そのほかに家賃

分、人件費の一部についても、町の単独補助でできないかということ、今その補助金の整備を考えているところであります。

それから、学童保育の高学年の受け入れについてであります。これについては、高学年学童受け入れについて、現在学童を利用している3年生と学童を昨年まで利用した4年生に対してアンケート調査を行い、その後保護者からの意見交換を社会福祉協議会が実施したところ、実施を希望するが長期休暇を緊急的に要望するという声が上がりました。4年生以上の学童保育も希望しますが長期の休暇のときについても希望します。そういう2点です。

まず最初に、保護者や民間団体が運営主体となっていく方法で、検討を現在しております。それから、長期休暇の対応について、民間主体の運営が難しい場合には、緊急的な対応になりますが、町で行う方向で検討しています、ということでもあります。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 例えば今の話で行きますと、5人から9人、こういったところで人が集まって、何だかしかのところでやればということ、そういう補助金が出るということなんです。NPOなり保護者がそういったことを始めるというときに、必ず社会福祉協議会等の建物がないわけですから、そういったところの補てんが非常に大変になると思うんです。そのこのところの差額が解決できれば何とかやれる可能性も出てくると思うんです。その辺を制度化するというか、予算化するなりということで、ちょっと考えていただければなというふうに思うんです。

これは、特に要望があるのがやはり長期の夏休みなんですよ。5年で、子供がプールに行ってるとか、あるいは児童館にとか、そういうふうな形でなかなかうちに一人にいるというわけにいかないですから、親御さんも大変ということだと思えます。学校のあるときは、ある程度そのこのところは、学校のある時間は学校で何とか面倒を見てもらえるんだけどということですから、特に4年生あたりの長期の休みのときです。この辺のところは保護者の方々もご要望があるんだと思うんですが、ぜひとも、具体的にこういう場合はこうだというようなそういうメニューをつくっていただければと思います。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） そういう形で今検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） ありがとうございます。

次に、町のスポーツ・文化施策の奨励というようなことで、町民の県外大会派遣規約について教育長にお尋ねしたいと思います。

ことし中学野球の渋川北群馬選抜チームということで、これは県大会終わった後です。各中学でこう何人が渋川のチームということで出たということなんですが、たまたま県大会を勝ち抜いて全国大会に参加したと。ただ、この上についている大会の名前が野球のボールの会社のKB野球大会とかそういう名前だったと。そういったことでやったわけですが、渋川市の在住の選手は応分の費用が支払われたようですが、我が町の選手には町からの派遣の補助が受けられなかったと。

また、学童野球チームがこの秋やはり地区大会を勝ち抜いて、県大会です。これも勝ち抜いたわけです。関東大会に出場したということがありました。これは本当に大変なことだと思っているわけですが、これを勝ち抜くというのは、高崎市の場合なんか言いますと、加盟チーム数も非常に多いという、インターネットでも見ましたけれども、同じく町からの派遣費用はなかったと聞きます。

過去にも、家庭婦人のバレーチームや少年野球チームが全国大会に出場した際にも、町からの支援はなかったと、そういうことを聞きました。渋川や前橋、高崎、これはちょっと大きなところですから予算も少し大きい予算を組んでおられるからそういうこともできるのかもしれませんが、こういった場合の支援制度がほかの近隣の市にはあると。我が町にはこのような場合の、県外派遣の規約等があるのか伺いたいんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町民の県大会参加者に対する支援についてということですが、大きく挙げればオリンピックや国体のような国を挙げての大会もあれば、企業がスポンサーになっている大会、いわゆる冠大会もいろいろあると聞いております。派遣費を支援するという事は、税金を投入するということですので、慎重に検討する必要があると聞いております。

先日今金谷議員が言われた少年のクラブの方々が千葉県の方で大会があったということで、私も陰ながら応援しようというようなことで千葉の方へある人と2人で行ってまいりました。時たま雨ということで延期になりましたが、話に聞きますと、大分頑張っていたということで2位になったというような話を聞いて、本当に心から健闘していただいたんだなということにも思っております。

そういったことで、詳細につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、少し補足答弁をさせていただきます。

町民が県外等のスポーツ大会に参加する場合の派遣費ということでございますけれども、現在交付しておりますのは、国体に出場される選手に対しまして1人当たり1万円を交付をしていると、それが1点ございます。それから、スポーツ少年団が県大会等に出場する場合に当たりまして、1団当たりやはり1万円を交付しているという、そんなことがございます。それから、体育協会のほうの主催の町の大会等で優勝した場合に県大会等に出場する場合、1人当たり1,800円を交付している。こんなことが行われておるところでございます。

それで、今高崎ですか前橋市の場合についてということで、ちょっとご質問の中にございましたけれども、両市ともに、オリンピックですとか、あるいは国際スポーツ大会等に出場される選手などに対しまして、市の予算の中から壮行金というような形で交付されている。その辺のところは金谷議員さんも承知はされているというふうに思いますけれども、その最高額でございますけれども、前橋市の場合、オリンピックに出場する場合は10万円、それから、高崎市は3万円としているようでございます。この両市とも壮行金を市から交付をしておるわけでございますが、高崎それから前橋とも体育協会これでございますけれども、一般の世帯から体育費というようなものは徴収をされていないと、そんなことがあるようでございまして、渋川市の旧市にもやはりそういった体育費を徴収してないというような、こんなことがあるようでございます。そうしたことで、市費で壮行金というような形で交付するということが市民に理解されているのかなと、そんなふうに思っております。

吉岡町の場合を見てみますと、町の体育協会が自治会に依頼しているわけでございますけれども、全世帯を対象に世帯当たり300円をいただいております。こんなことがございます。できれば、こうした資金をうまく活用していただいて制度をつくっていただければありがたいなというふうに、こんなことも思っております。町も当然体育協会に対しまして補助金ですとか事業費を交付しているという、そんなこともございます。

大きなスポーツ大会等に町民が出場するということは、町のイメージアップにも当然つながることでもありますし、大変喜ばしいことでありまして、また、スポーツの振興の目的にもかなうものということでもありますけれども、町民の将来負担がいろいろな分野でこれ確実に増加していくというようなそんな現状がございます。町のこうした厳しい財政状況が予測されるということもございますので、額は少額かもしれませんが、新たに税を投入する。そして、町民サービスということになるわけでございますけれども、町長も申し上げましたとおり、やはり慎重に判断しなければならないと、そんなことを考えて

おります。金谷議員さんも町の体育協会の役員さんということでご苦労いただいておりますけれども、僭越ではございますけれども、体育協会が全世帯を対象に会費を徴収していると、そんなこともございますので、できれば規約等も含めまして体育協会の中でご検討をしていただければ大変ありがたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 今の説明の中で、オリンピックとかそういったことが出てきているんですけども、高崎とかの場合、これまた全く違うんです。オリンピックの場合は、主催後援団体というか、体育協会のほうの日本体育協会とかオリンピック委員会とかそういうところに派遣がありますから功労金だけです。しかし、一般的なスポーツチームが、町のそういったところに加盟している団体が県内大会を勝ち抜いて県外大会に出た場合には、団体で10万円、個人で1万円という規定があります。私電話しましたけれども、「こういう大会は該当しますか」と言いましたら、例えば日本ハムが入ってついているんですけども、これは、日本ハム杯とかというのは、もう時代の流れなんです。大会が運営できないから、日本ハムにスポンサーを依頼したりしているわけです。オリンピックのマラソンの大会でもいろんな会社の名前が出ているんです。ですから、そういう名前が出ていても、その協賛している団体が、例えば東京都野球連盟だとすると、これは日本体育連盟に匹敵するような下部団体だというふうに認定をして、そして、その補助を出すということなんだそうです。ですから、吉岡の場合に二つの例を出しましたけれども、「こういう場合には出せませんよ」ということを言ってました。渋川の場合も同じで、大体小中の場合には中体連の大会は中学校全額出ますから、今回の秋の関東大会、サッカーの場合は60万円ぐらい応援費も含めて出てます。ですから、そういったものは全額出るんですけども、小学校や中学校でも、中体連に加盟していない人たちがもしそういうちゃんとした大会に出たときに、町ではある程度の補てんをしていると。渋川では費用の3分の2を出している。そして、成人では3分の1程度補助していると。それは、体育だけじゃなくて文化もそうです。要するにコーラスだとかそういったところで地区大会を勝ち抜いて出た大人の方々、婦人の方々がもし出る場合には、少なくとも関東大会ぐらいならマイクロバス出すぐらいのお金は出てるんです。だから、私も教育委員会との話の中で、冠がどうのこうということありましたが、今の流れは冠をつけないとやっていけないんです。ですから、KBという野球のゴムボールのその会社をスポンサーとしてある程度の球場を借りるお金とかそういう形にしているわけです。ですから、ぜひともこの辺をしっかりと精査していただいて、もう一度関係の部署で、補助金の支援とかそういったものに、こういったことは該当するのかなどということをもうちょっと検討して、吉岡の場合は国体、そういうことで出してま

すよというふうなことです。

あと、中学校の場合は、関東大会全額出るわけですけども、小学校です。親御さんたちも本当に苦勞してパーティを開いたりして、それを知っていて県内の加盟団体の監督さんたちがそういう寄附を目的として来ていただいて、そういう会に参加していただいているというのも聞きます。あるいは、いろんな工夫をしながらと、今回は雨も降ってしまった次のまた週になってしまったと、こうあります。ですから、前もバレーチーム、そして少年の野球チームの方も全国活躍されたんですけども、上毛新聞だかに出るという話なんですけれども、かなり大きく取り上げて何回か出てきているわけで、この辺を何とかフォローしないと、ある家庭婦人のバレーチームの監督さんが言っていましたけれども、「せめて役場のマイクロバスで飛行場ぐらいまではね」というようなことを言っていましたけれども、その程度でも、本当にこう皆さん一生懸命毎日練習しているわけですから、それが報われるんじゃないかと思うんです。できれば町長室に報告に常に行けると。そして、その場で、「頑張ったな」ということで、何らかのこう激励金が渡せるような体制をつくっていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） そこを、義援という形になるかというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、吉岡町の場合につきましては、全世帯から体育協会のほうが、要するに体育協会加盟の傘下ということでなくて、全世帯から対象に体育費というような形でいただいております。それで、実績を見てみますと、5,500世帯あたりからいただいていると。それで、額にすると160万円程度になりますけれども、体育協会のほうがいただいているという、こういう事実でございます。それで、そこに新たに町のほうも、当然町の体育協会ですから、町からも助成も当然そこにされております。そういうこともございますので、体育協会加盟だからということでなくて、町の要するにそういう団体が出るというそういう立場に立って体育協会の中で検討していただければありがたい。町がもしそういうふうな形で交付するということになりましたと、先ほど申し上げましたとおり、額的には大きい額ではないかもしれませんが、新たに税を投入すると、そうして町民にサービスをするというふうなことになります。ですから、公共サービスのあり方なんですけれども、行政がやるのか、そういった団体が行政サービスに当たるのか、こういうことになりますので、特定の人たちから体育費というのをいただいているんだとすれば、それはそちらのほうに使うというのは、これはちょっと問題あるかというふうに思いますけれども、全世帯を対象にいただいているという部分ありますから、そういうことで検討していただけないでしょうかと、こういう言ってみればお願いもあるわ

けですけれども、そういうことでございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 私は、体育協会の役員じゃないんですね。地区の体育協力員程度のことしかしてませんので、申しわけないですけれども、そこには中に口挟めないんですが、ただ例えば高校野球で、前橋、高崎の高校出る場合なんかで行きますと市から300万円と、それから、サッカーの選手権出る場合は100万円とか、そういう規定があるんですけれども、そういうのは市の秘書課と、あるいは、財政のほうで特別予算を組んで出すということなんですよね。うちはそういうのはありません。財政も厳しい中でということなんですけど、体育協会のほうの予算見ても、私は端っこのほうの野球のチームに入っていますけれども、やっぱりその部に均等に割っていくと、その300円というものがもうほとんど縛りがあるんです。多分予算がもし大会に2チームが出た、1チーム出たときに、10万円の金が出せない状況じゃないかなというふうに思うんです。ぜひともその辺のこと考えて今後町長さんにもお願いして、今年度はもう出ないなんてことになっちゃうと思うので、ただまだ町長交際費というようなものもありますから、そういった中、少し組めればそういった補てんをしてやれば、やってもらえないかというふうな気持ちがあります。同じ小学校の、2つの小学校からスポ少でこう集まってきたチームが関東大会に行ったと。年間大体大きいのが3回ぐらいあるみたいですが、そういうふうに行ったわけですから、それに対して、スポ少の大会だけは出すよということじゃなくて、その辺のところを、全国大会、関東大会に出場した大人も含めて、町独自の仕組みをつくりながら、本当にそのわずかなものでもいいんですから、町長のところにご報告に常に来れるという体制をつくっていただきたいと思います。一応この件についてはこの辺にしておきますけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

次の質問は、教員の不祥事に関する質問ですが、教育長さんにお聞きしたいということなんですけれども、実は、吉岡中学のホームページが今こつこの間まで工事中だったんです。出ません。なぜかと言うと、多分みんな吉中の駅伝を期待してて、その大会があった直前にみんな検索したんです。多分したんです。しましたら、大会の結果が出てないので、学校の沿革というのをぱんっと引いたんですね。学校の歴史です。私が最初の1回目の卒業生ですけれども、その大体3年後ぐらいになると、ソフトボールが優勝したとか野球が優勝したとか出てるんです。ずっとこう見ていくと歴代の校長さんが入っていて、そして県大会何とかと出てるんですけれども、私の学年だけたまたま県で3位ぐらいになったですけれども、ソフトボールと、書いてないんですけれども、それは別として、その

最後のところに優秀監督の名前が出てたんです。その優秀監督の名前が沿革に出てたんです、10月の段階で。それを、私ご指摘受けて、あれっと思ったんですけども、それは中学校も気づいてとめたんだと思うんです。沿革だけはまた別のところに出ていて、3ページぐらい引くと出てきちゃうんです。そのやっぱり最後のほうに優秀監督というのが名前が出ている。これは事務局長にもお話ししてましたけれども、その後は出てません。そういうようなこと、昨年事件がまだそういう形でインターネットに残っていると。

ただ、もう一つ、新聞報道で話題になった昨年の不祥事に関して、関係の校長先生とか何人が動いちゃったですから、ちょっとよくわからないんですけども、議会の議事録を少し見ても、関係者の処分というのはなかなかこうはっきりしたものが残ってないんです。その辺のことを、関係職員の処分というようなことがあったのかと。内容はともかく、内容はいいです。そういったことが教育委員会のほうで、そういう処分とかそういったものはやられたのかということをお聞きしたいんです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

昨年問題となった中学校の教員の不祥事について関係する皆様方に多大なるご心配とご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っております。元教諭は懲役2年6カ月の刑に服しておりまして、元教諭のゆがんだ性癖が原因と言われております。監督責任はありません。関係者の処分については教育長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、補足させていただきます。

中学校教員が引き起こした不祥事は、人としては許せない行為でありまして、学校教育に対する信頼を失墜させるものでございまして、大変申しわけなく思っております。

元教員並びに関係職員の処分、その内容についてということでご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、昨年の9月上旬に起こした体罰事件についての処分がございます。該当職員を嚴重文書訓告としております。それから、校長につきましては監督責任があるということで、嚴重注意をしておるところでございます。それから、教育長につきましても教育委員会から嚴重注意を受けておるところでございます。その後でございますけれども、その処分を受けた該当教員でございますけれども、9月30日をもちまして依願退職をしております。依願退職したその後に、児童福祉法違反事件が発覚したものでございまして、この件につきましては、12月に初公判がございまして、事件の内容が判明をしております。年が明

けて2月に判決ございまして、先ほど町長申し上げましたとおり、元教員につきましては、懲役2年6カ月の実刑が確定をしておるところでございます。この児童福祉法違反の処分に関しましては、該当教員が既に退職してしまったと。その後に発覚したということでございまして、退職前に遡及して処分するということができないということがございました。ただし、退職金につきましては差しとめをされておりまして、起訴された時点で不支給とされている、そういうことを県の教育委員会のほうから伺っております。

この事件の判決を受けて、さらに校長には再度文書訓告を受けております。それから、教育長に対してでございますけれども、町教育委員会から3月に中学校と連携して再発防止を努めるようにと強い要請が出されておる。そういったことでございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 熊本で金メダリストの教授が学生に乱暴し逮捕された事件は、皆さんもご存じだと思いますが、まず関係大学の調査があつて、そして報道発表がされて、解雇が決定した後に逮捕ということで、これは最近の流れなんです。

今回我が町のケースでは、9月に部員への暴力と教員の退職というような報道が新聞でありました。そして、この逮捕については未報道です、確かに。12月17日の新聞で、逮捕されましたと、そしてきょう裁判がありますよというようなことが新聞報道されました。ここで、町民は驚いたわけです。要するに、この間の流れの中で、逮捕にかかわる実地検分等は中学校で行われているはずなんです。中学校からの報告はこれなかったのかということと、12月議会で小池議員がいじめについて質問をしていますが、要するに教育長に質問をしているわけですが、その数日後に新聞報道があつたわけです。これは、議会開催中に、教育長ほか中学校関係者に、逮捕の事実や裁判の日程とか知らされなかったのか。この2点お聞きします。中学校からの報告が、その実地検分がやられたと思うんですけれども、それがあつたのかなかったのか、報告が。それから、議会開催中にもう知ってたんじゃないかというふうに思うんです。その他、その後の対応です。町の教育委員会や議会への十分な説明がされたのかということ。この3点です。要するに、全員協議会でこういったすぐ事実確認をしたとか、教育委員を集めてすぐやったのかと、そういったことも含め、3点ちょっとお聞きします。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、ただいまのご質問に対しまして回答をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず、逮捕の事実の確認ですか。いつ知ったかと、こういう

ことかというふうに思いますけれども、その時点では、すでに教員が辞職しておりまして、特に学校のほうには報告というのがなかったというふうに思っておりますけれども、まず、この時系列的にちょっとメモございますので、まず、この元教員の児童福祉法違反につきましては、平成22年10月でございますけれども、ここ日がちょっと入っていないんですけれども、ここで渋川署に逮捕されたというそういうことが記録の中にございます。それで、11月5日の日に前橋地検に起訴されていると。それで、12月になりまして、14日の日にさらに追起訴をされたと。そんな記録がここにございます。

それで、学校において現場検証されたかどうかというそういうことにつきましては、特に報告を教育委員会のほうでは受けているという記録は持ってありません。

それから、情報の開示、こういうことになるかというふうに思いますけれども、一応既に辞職をされているというそういう事実がありまして、懲戒処分をという形では当然なっておらない。そういうことでございますので、当然町にもございますけれども、職員等がそういった被疑行為を起こした場合にどういう形で公表するかと。今一応公表基準つくってございます。当然県のほうにもそういう公表基準あるというふうに思いますけれども、まず、処分の方法としますと、当然懲戒処分と、それから義務違反と言いますかそういった形で処分するという形があるかというふうに思いますけれども、例えば先ほど申し上げましたとおり、校長を嚴重注意にしたということは、監督責任が十分に果たされていなかった。要するに義務違反ということ。そういった形で処分、処分とはならないかというふうに思いますけれども、そういう処分をされたと。そういうことでございますので、公表基準の中に、どういうことをした場合にはどういうふうに公表するというような基準をつくってございます。例えば、町の例でございまして、町の公表基準の場合につきましては、職務上被疑行為に関するすべての懲戒処分、これが公表基準にしますよ。その他の被疑行為で懲戒処分を行った場合、それから、公表する内容につきましては、事件の概要、それから、職種と言いますか例えば管理職、一般職の種類ですとか、場合によっては経験年数と年齢とかそういったものも公表すると。それから、懲戒に当たらない場合、処分もあるわけでございます。注意ですとかそういったものについては、公表の対象になってないということでございますので、例えば、校長も文書、これは県の基準でやるわけでございますけれども、義務違反的なものでございますので、多分公表基準の中になかったので公表してなかったと、そんなことがあるかというふうに思います。当然町におきまして、教育長も監督責任があるということで文書による訓告を受けておりますけれども、この町でつくっております公表基準に、公表の中に入っていないということで公表してなかったかと。こんなことかというふうに思っております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 最後1つ答えてない。教育委員会での説明されたのかどうか、いつごろされたのかどうか。

議 長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） ちょっと時間いただけますか。

議 長（近藤 保君） しばらく休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時53分再開

議 長（近藤 保君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 申しわけありません、時間いただきまして。

ただいまのご質問でございますけれども、まず、子供が受けた被害の内容が内容だけに公表できない部分というのも当然ございました。それから、警察からも詳しい内容については特に教えていただけ、やはり子供が受けている被害の内容もございますので、詳しい報告といえますかそういったことは聞くことはできませんでして、正式な議会では当然その報告等はされていないという、記録を見るわけですけれども、そういうことはございませんで、全員協議会とかそういうことでなくて、事件の概要につきまして議員さんに報告したという、そういった事実があるようでございます。その時期につきましては、これも定か、何日という日が特定できないわけでございますけれども、10月から11月ごろにかけて議員さんに説明をされていると。それから、もう一回これ記録がちょっとあるわけですけれども、年が明けまして3月16日の全員協議会におきまして、再発防止ということで前教育長のほうからいろいろご説明をさせていただいた。報告と説明をさせていただいたと、そういった記録がございます。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 危機管理というか、震災とかそういうのと全く、事態が事態ですから、匹敵するようなことだと思うんです。町民に説明がどうのこうのということは別問題としても、議会の中で、この17日に報道があった直後に何らかのこう説明があっただけで済むべきだというふうに思うんです。実際に3月ということですから、全くあれもしてない。何も

ないんです。一般的には、私も高校野球のほうの連盟の理事をずっとやっていたから、いろんな事例があるんですけども、一般的には、問題が起こって、そしてそういうことが起こったときに、学校がいろいろところ中に入って説明をしたり、慰めたりとかいろんなことをやるわけですけども、それで、新聞報道まで行くときの間に約1カ月ぐらいあるんです。だから、そういう流れの中で行きますと、どうしてそこまで出ちゃうのかということがあると思うんですけども、やっぱりその内容的なものもあるかもしれません。今回辞表が出されたときに、やはり受け取らないということが、まず必要かなというふうに思うんです。保留にして待つと、ある程度の一定期間を待つというのが正しいんじゃないかなというふうに思うんです。その間にいろんなことがわかってくるわけです。辞職をしました。そして、その次の月に逮捕、そして新聞報道でその実態がわかってくるわけですけども、非常にこう流れが、前教育長は県の教育委員会の中核で活躍された方でありまして、実績もある方ですので、当時桐生市の小学生のいじめの自殺が9月ずっと連日取り上げられているんです。この事件が出てくると、もう県の教育委員会も大変対応が仕切れないような状況になってきます。そういったものがあって、意図的に報告されなかったのかどうかということは非常に疑われるところもあるんですけども、実際に一応そういう12月の段階でわかりましたということで結構ですけども、その後の対応を、やっぱりしっかりと教育委員会としてはしてほしいと。事件の内容の把握、そして議会だけでも非公開でやはり話をする、教育委員の方々にも情報を集めてお話をするという機会をもっと早い段階ですべきじゃないかと。そして、これを逃したということになると、この程度の処分ではもう到底済まないんじゃないかというふうに思うんです。これは見解がありますから、いろんな相違があると思うんですけども、県教委から事実がそういったものは把握されてなかったのかどうかというような確認を、県教委のほうに警察からいろんな内容が伝わってなかったのかどうか。あるいは、そういったことは町教育委員会から県教委に対して問い合わせた事例があるのか、そして、そういった報告がお互いになされたのかという、そういった文書とかそういったものは残ってないんですか。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） まず、第1点目のその処分に関してのご質問ですけども、当然金谷議員さんご承知のこととというふうに思いますけれども、県費の教員でございますので、身分は県の教育委員会でございますので、町の教育委員会は内申するだけでございますので、処分権は町にはございません。そういったことで、その辞職を認めたのがどうかというその辺のところになりますと、ちょっと私のほうが判断するというわけにはまいりません。

それと、内容の調査に当たるかというふうに思いますけれども、該当の元教員につきま

しては、逮捕されて身柄を拘束されているわけですから、当然聞き取りだとかそういうことはできる状況にはないわけですから、警察も当然子供のその受けている被害がちょっと言えない部分もあったかというふうなこともあるかというふうに思いますので、詳しいことにつきましては、当然警察のほうからの情報もこんなことがというふうな情報は町の教育委員会に入ってきているという、そんなことも記録を見ますとそんなことはないようでございます。ですから、子供が受けている被害の性的ないろいろあったということでございますので、言えない部分も多分あったのかというふうに思いますけれども、詳しい部分については警察のほうも当然その詳しく報告はございませんし、町のほうも当然その被害を受けている子供から聞くということも、そんなことも当然できる話ではございませんし、教員も当然身柄を拘束されているという状況でございますので、聞くというわけにも当然いかないと。そういうことでございますので、当然その辺の調査は不可能というようなことで当時はあったのではないかなと、そんなふうに考えております。お答えになっているかどうかわかりませんが、一応そんなことでお答えをさせていただきます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 二度と繰り返さないということは、時間の経過を待つというかそれが解決するということではなくて、しっかりと教育委員会が主導で事後処置だとか、あるいは議会対応とかそういった中で、説明が十分できるようにしておいていただきたいと思います。これが教育委員会の信頼回復というようなことだと思うんです。よろしくお願いします。事の問題の、処分の大きさとかそういう問題じゃなくて、時系列の問題で、非常に不自然な流れなので、ひとつそういう事情ですからということで理解しますけれども、これを一つの区切りにしてということで、この事件は終わりということで、質問を終わりにします。

次に、JR新駅実現に関しての進捗状況について伺いますということで、もうこれ3回目になりますが、先日の全協で、新駅に関する取り組みに関しては説明がありました。JR新駅に関する議会の質問が定期的に行われているということも確認できました。ただ、これは相手方がいることなので非常に厳しいということもわかります。石関町長のマニフェストにもJR新駅の実現をしっかりと上げています。1期目を含めて町長みずからJRの担当部署に出向いて直接こうお話を伺うとか、交渉まで行かなくてもそういった経緯があったかどうか、お聞きしたいのと、残された任期のそういった段階で、どの時点でこの辺のこういうことというようなことがあれば、教えていただきたいんですけれども、すみません。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） JR新駅設置に関する町の取り組みの状況はいかがかということでございます。

私が直接JRに出向いて請願や交渉を持ったことは一度もございません。しかし、実現の可能性を深めるために関係職員をJRに行かせて、相談や指導を受けております。そうした中で、JR側の設置の要件を教わってきており、厳しい要件をクリアするためには調査・研究をしなくてはならないということで、ご報告あったとも思いますけれども、そういったことで、調査・研究をしているところでございます。

実現の可能性が見えてきた時点で、JRに対して請願したいと考えております。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 財政的な問題もあるんだと思いますし、そういったその世の中の流れというのもあると思います。産業建設委員会でも、委員のほうからいろんな発言があったのを私も傍聴させていただきましてお聞きしました。近隣の市町村との連携をするとか、あるいは、パーク・アンド・ライドの駅をつくるとかというキーワードと、これ重要だなというふうに思います。任期中にまずはめどをつけていただきたいというふうに思うんですが、このまま3年間非常に大切な時間だと思いますので、ご努力のほうよろしくお願ひいたします。一般質問のJR新駅に関しては、高野町長時代の1999年12月の議会、それから、次に、小林町長の2004年3月の議会、そして、その段階では、「JRと接触したい」と答弁しています。石関町長時代に小池議員が2008年3月と6月に、2009年3月に質問をしているということで、榛東、渋川、富士見等関係市村との連携というような答弁を引き出してあります。2010年12月議会では近藤議員が、そして、2010年9月には前議員ですけれども栗田議員が質問してJRに職員を向かわせるという答弁がありました。そして、2011年になって6月と9月と12月に私のほうで質問させていただいてますが、あとは関係市町村と調整とか予算とかいろいろクリアしなければならない問題。もう一つはJR本体の意思を動かすということが大切かなと思います。接触から、職員を向かわせるというその発言が出るまでに10年がかかってるんです。ですから、こういったことをご批判申し上げまして、また次回にしたいと思うんですけれども、非常に厳しいんだという状況も私どもわかっておりますので、ぜひとも大事に残り3年ちょっとの間ご期待を申し上げます。よろしくお願ひします。

続いて、前橋日赤の清里地区誘致に関してですが、町長選挙のマニフェストに上げた前橋日赤の清里誘致に関して、新聞報道ではさまざま報道されています、現在。町では、日赤移転に関して清里支援ということで要請をしたという、榛東と吉岡はやったということ

なんですが、直接出したんですから、県当局から直接いろんな自治体がこう集まって説明会を受けたというようなことがございますか、お聞きいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 前橋日赤の清里地区誘致に関して答弁させていただきます。

先ほど金谷議員が申されたとおり要望書を持って榛東村長と私と行ってまいりました。もちろんそういった関係がある中において、今こういう状況ですよ。こういうんですよということを、県当局なり、清里地区の自治会長さんなりが、この吉岡町に来て報告したかということですけども、新聞等いろんなことで読んで、今こんなような状況になっているかなということは、自分なりには理解をしているわけではございますが、町当局のほうに直接説明に来ていただいたことは一度もございません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） この要請は、県のほうに出したんだと思うんです。県のほうの担当部局からはそういう説明がなかったかということだけ、もう一つ、県のほうです。県の担当部局から、吉岡さん出したんだけど今こういう状況ですよという話があったかどうかということをお聞きしたんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 県のほうからも一度もございません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） ありがとうございます。

前橋日赤の候補決定も間もなく出るというようなことが、ちまたではこう言われていますが、そういった意味で、吉岡が隣の自治会をこう応援していただくというようなことは、逆に言うと、今度はインターの設置だとかそういったことで、またいろんなところの自治会に、前橋だとか渋川だとか、そういったところをお願いできるというふうな、そういうようなこうムードはつくれたらなというふうに思うんです。行政区を超えて町長が手を挙げたんですから、非常にそういう点では一歩進んでいるというふうに思います。そんな点で、ぜひとも静かにこの結果が出るのを見守っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、最後の質問ですけども、これは4つほどまとめて思ったんですけども、時間もありますので、簡単にお聞きしていこうと思うんですが、議会対応について伺いた

いということです。次の要点でということで、議案提出時期や議会の説明とか議会の承認に関して疑問が残ったという、私の考えではそういうところがあるわけですが、町の政策決定過程において、議会に十分な説明をしていただけないかということで、まず1点、この町長の給与削減措置の議会提出の時期が遅すぎたんじゃないかというふうに思うんです。4月末で切れているわけですから、再選後の5月の臨時議会で、遅くとも6月の定例会で提出すべきであったんじゃないかと。7月7日の新聞記事では、大澤知事が当選後の記者会見で、今期のマニフェストには、退職金辞退は上げていないということ、町長と同じことを言っています。ですから、したがって、額を減額していただくとの発言もありました。ただ、それに対して驚かれた町民もあったと。午前中に平形議員も重要なマニフェストの変更ということもありますが、吉岡町長の場合も、大澤知事と全く同じことだと思えます。前のマニフェストには書いてないということで、そういう話なんです。ただ忘れちゃったのかどうか、それを。議会最初に出すの忘れちゃったのか、それとも、次のところでこうじっくりと練ってそれを出そうとしたのか。その普通ならば、臨時議会じゃなくてその次の議会だと思えるので、ひとつその辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

町の政策過程における議会の説明不十分ということなんですけれども、議会に説明しなければならぬことは折に触れておつなぎをしているつもりでございます。先ほど私の報酬の件ですけれども、ちょっと出すのが遅かったんじゃないかということなんですけれども、この件に関しましては、いわゆる4月いっぱい、前の1期のときには、何年の何月何日から何月何日まで私の給料は削減いたしますよということで議会にかけて、いわゆるお約束をしたということでございます。そうすると、今回私がいわゆる下げると言わないということについては、自然的にそうなるということで、当初前の町長さんは莫大なお金を削減していたということの中においては、また私がかかわって、いわゆるこの時期からこの時期はこういった削減をしますよということを議会に承認をいただいて、その4年間やってきたということでございます。

今回の4年間はいわゆるそういったつもりがなく、いわゆるもとのこの吉岡町の規定に基づいて私の報酬をいただきたいということで、そのままにしてあったというのが現状でございます。だが、しかし、県のほうからそういったものは削除したほうがよろしいでしょうということで、あえて定例議会にかけて皆様方に提示したということでございます。もしあの場で「だめだよ」と言っても、そのまま行ってしまうというのが現状でございます。

す。ご理解をいただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） よくわかりました。その大澤知事が言ったのと全く同じですから、そういうことで理解するんですけども、議会の流れから言うとちょっと遅かったかなというように私も印象があります。ただ本当だったら臨時議会、次の6月定例会、この辺が筋かなというふうに思います。

あと、2つ、3つありますので、簡単にまとめて言いますと、大樹町の友好都市の締結ということで、全員協議会で、非常に丁寧な説明を受けました、執行の側から。こういった友好都市締結に関しては、多額な予算が予想される場合には議会の承認が必要だということが最近言われています。そのほうがいいだろうと、やる必要はないんだろうけれども、ただ、ホームページなんか見ますと、どことどこ一緒に友好都市を結びました。そのときに、両町の議会の承認を得てというようなことが出てるんです。ですから、そういう意味では、今度予算が出てくることが予想されますので、できれば去年の6月にたくさん議員の方が、大樹町に全員で行ったわけですから、そのそのいろんな意見交換をする中で、要するに、できればその全議員の中で決定して、4月次の議会迎えるかというふうなことだと思うんですけども、もしこれが本当ならば、こういう形でやったほうがいいんじゃないかというようなことで、私ここでちょっと取り上げたわけです。

もう一つ、大藪公園のことについても、要するに地元説明会の後、次の日に私は紙を個人的にいただきました。その要するに図面を。だから、それは、計画がやられててその計画の途中であって、議会のほうにまず説明がされて、自治会のその公園というような形をとられていると思うんですけども、該当の地区の、ですから、そこに説明ということだと思うんです。あるいは、産業建設課の建設委員会でも説明あったというふうなことを聞きますが、その辺の大ざっぱな地元の説明する場合には、できれば議会のほうに説明をしていただけないかということ。

それから、もう一つ、温泉の指定管理者の公募については、これもホームページでもう民間からはやりませんよということが先に出ているわけです。だけれども、これも、全協のほうでいろいろ話を聞きましたが、しかし、なかなかその民間がどうのこうのとかそういうところまでうまく私は頭の中に入ってない。できれば、このところら辺のところ、もう一步議会のほうに、全員協議会にかけるときでやっていただければというふうに思っております。私の感想ですが、この辺のところについては、お聞きいたしませんけれども、ぜひとも十分な説明を議会のほうにもしていただきたいと。今回選挙で皆さん当選してます。私も501票ということでした。そんなこともありますので、ぜひとも丁

寧な説明を議会運営の中でしていただければと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、金谷議員の一般質問が終わりました。

続きまして、10番小池議員を指名いたします。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、5項目質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、放射能汚染対策についてであります。

県内各自治体で放射線対策が実施をされているが、吉岡町は十分と考えるかということであります。福島第一原発事故からはや9カ月がたちます。その影響はとどまるところなく私たちの生活に大きな不安と影響を与えております。県内市町村でも、独自基準を設け除染に取り組む動きが出ております。国は、地上1メートルで空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上を除染の目安としてますけれども、全国各地で1メートルではなく、地上5センチであったり地表面としております。これは、より厳しい基準を設定し、住民への不安の解消にあります。これら各地の対策と比べまして、吉岡町の対応は敏感さに欠けていると思えてなりません。9月の定例議会で、私は、保護者への不安解消のためにも各学校、保育園などに、線量計の配付を求めましたが、そのときの回答は、「今のところ考えていない」。また、農家の野菜測定や保護者への貸し出しを求めましたけれども、「役場関係機関での使用であり、その他個人への貸し出しは考えていない。なぜなら、誤作動により事実と異なる情報が流れると混乱を招く恐れがあり、一定のルールで慎重に管理しながら対応していく」というふうに回答をしておりました。これらの回答を見ましても、消極的であり、放射能汚染を過小評価していると思えませんが、吉岡町は他市町村と比べても、町民の安心・安全のために積極的に対応していると思える対応がぜひとも必要であるというふうに思います。それにつきましては、十分な放射線測定器の購入などの、貸し出しにつきましても再度検討する必要があるかと思っておりますけれども、これについての見解を問うものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議員からの質問にお答えいたします。

県内各自治体での放射線対策はあるかということですが、他市町村でも、本町同様に現在の震災による福島第一原発の放射性汚染には頭を抱えているのが実態ではないかと思っております。それぞれの市町村が、限られた情報収集等に基づき、可能な限りの対策を講じているのではなかろうかと考えているところでもあります。

そこで、本町といたしましては、賛否両輪の意見はあると受けとめているところであり

ますが、他市町村と同様に、可能な限りの対応等をさせていただいているものと判断しているところでもあります。つきましては、今後におきましては、刻一刻と変わっていく状況の変化等になるべく速やかに対応等ができるように心がけて、少しでも町民の皆様の不安解消ができるよう努めることはもちろんのこと、引き続き可能な限り必要とされる対応及び対策を講じていきたいと考えているところでございます。

詳細等につきましては、関係課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

現在のところ、議員ご承知のとおり9月の補正にて放射線測定器2台の購入に伴う補正をさせていただき、購入後10月からは、1カ月に1回を目安にして、町内をくまなく主に自治会で維持管理をしております集会施設の12カ所を選定をして放射線測定を実施している状況でございます。

また、測定が必要な各関係課への貸し出しを行っているところでありまして、本課を含め各課でも必要に応じて適宜に測定を心がけているところでございます。

また、これもご承知かとは思いますが、その結果につきましては、町のホームページ及び広報への掲載、公表を行わせていただいているところであり、今のところ、幸いにも測定値は国で定めている数値を超えていないことから、あくまでも健康被害を与えるような数値は検出されていないことで周知等をさせていただき、少しでも町民皆さんの不安の解消をするべく鋭意に努めているところでございます。

また、以前に、自治会連合会定例会におきましても、既に自治会長に対しましては、地元住民から放射線測定に関する要望等があれば、速やかに連絡をしてほしいということで依頼をしてありますが、いまのところ1カ所の申し入れということで、その部分も追加をしている状況で、今後もそのような申し入れがあれば、できる限りの対応をしていきたいと考えているところでございます。

なお、今後におきましても、放射能とのことで、はっきりとした実態がつかめていなく、今もなお安心できる状態には至っていないものにとらえていることから、恐らくしばらくは刻一刻と状況が変化することも予想されますので、その状況に応じて測定回数及び箇所を追加するなどをして、可能な限りの対応をしていきたいと考えているところでございます。

そこで、今回質問である十分な測定器購入と貸し出しのことに對しましては、現在のところ、今後における県内各市町村の状況等をつぶさに伺いながら、かつ常に最新の情報収集等にも努め、必要に応じた対応ができればと考えており、貸し出しにつきましては、

基本的に、以前にお示したことと同様に、今のところは想定をしておりませんので、そのことに伴い測定器の購入もとりあえず現状維持との考え方を持っているところでございます。

ただし、測定器数は今のところふやさないとしましても、測定値自体はさらなる信憑性を求められますので、今後に現在のものよりはグレードの高いものの購入ができれば思っているところでございます。

また、今のところ貸し出しをしない要因といたしましては、議員が先ほどおっしゃっていただいたとおりでございます。確かに誤操作等によって混乱を招いたり、また、違った意味での風評被害的な恐れもあるということで、貸し出しをしないということで基本的に考えているところでございますが、やはりこのことにつきましては、慎重な姿勢及び対応が望ましいと判断されますので、今後の状況を見守らせていただき、その都度に状況把握等に努めながら適宜に判断をしていければと考えているところでございます。

さらに、除染に対する動きとのことで、議員おっしゃるように、国による基準は地上1メートル、空間放射線量は0.23マイクロシーベルト毎時、これは追加被曝線量年間1ミリシーベルトということ想定して数値が算出されておりますが、最近の新聞等では、県内幾つかの市町村で独自に地上5センチ、あるいは地表との、より厳しい取り扱いをしようとしているようでありますが、今のところ本町では基本的に国の基準にのっとった対応を考えているところでございます。そのようなことから、今のところ測定結果からは先ほどにも触れさせていただきましたように、幸いにも国の基準を超えるような数値は検出されていませんが、今後も引き続き継続的な測定等を心がけ、かつ最新の情報収集に努めながら、あるいは県内市町村における各対応等も十分に参考にしながら、少しでも町民皆様が安心できるような取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

- 10番（小池春雄君） 町民が安心をできるような取り組みをしていきたいという話でしたけれども、町民が安心できる取り組みというのはどういうのかと言いましたら、それはやはり、広く見れば日本全部になっちゃいますけれども、少なくとも群馬県この中において吉岡町はどうであるかということなんです。そうに見た場合に、吉岡町は先ほどの説明のとおりで全くおけているんです。進んでいるところというのは、国の基準よりももっと下回って実施をしているんです。その放射線量だって吉岡町は国の基準が地上から1メートル、でも、進んでいるところは50センチであったり、地表面というふうになっているんです。それは強い、より以上の安全を、そこに求めているわけです。だから、今課長が言ってい

るその言葉がまっすぐ正しいのであれば、どこよりも、少なくともそういうふうには細かくやっている先進地におつづく、並ぶというところは、吉岡町よくやってるなということなんです。これからまた給食の問題この次にありますけれども、数にしたって、吉岡町はまだ2つでしょう。2台でしょう。つい最近買ったばかりでしょう。それだって、自治会からして人がここをはかってくれと言ったらば出向いてやりますよという程度でそんなに細かくやっているわけじゃないんですよね。細かくやってないんです。ですから、少なくとも、私が先ほど言いました。これ連日のように私も聞く人いっぱいいるんです。連日のように、このいわゆる県内の市町村のその独自の除染対策というのはずっと載ってるんです。本当にもういっぱいあるんです。読み切らないくらいあるんです、群馬県内の中で。特徴的なものがその一番近々のは、きのうも大きく出てました。12月2日にも出ておりましたけれども、先ほどの私の例は富岡市と大泉町の例です。大泉町というのは地表面です。地表のところで0.23マイクロシーベルト以上はということです。これは北毛保健生協が吉岡町で調査した結果があるんですけれども、これ下野田のその隣保館の付近です。雨どいの下が0.38という、地表面です。これはもう完全に土をもう入れかえるところです。0.83です。それで、南下八幡神社、これも雨どいの下です。これは0.656です。関越道の側溝は0.360、これは0.23以上のところを言っているんですから。それだったり、駒寄小学校のその住民センターの辺が0.281、第三保育園の東門あたりは0.38、北下の住民センターの近く、これもその主要道路ですけれどもこれは0.40、上野田集落センターの辺で、地表面ですけれどもその0.310なんです。これちゃんとそれだけの数値が出てるんです。その後、もうこの辺はもう土を除染しなければ、土を取り除かなければならないところなんです。そこまでの数字が出てるにもかかわらず、まだ、その吉岡町はのんびりしたようなことを言ってるんです。

その貸し出しもしないというのはどういうんですか。最近の例では、大概その貸し出しをするというふうになってます。どうしてその貸し出しができないのか、誤作動によるなんて言うんですけれども、そんなに誤作動って、機械そのものは誤作動しないです。はかる人が読み間違いというのはあるかもしれませんが。だから、心配な人がいたら、それは適宜心配な人はそこをはかってくださいと、そしたら、また再度そこに行ってはかり直してあげればいいんです。その人が信じられなければ。そのことによって、自分たちがそこで目視して確認することによって皆さんは安心するんじゃないですか。皆さんが口だけでは安心のために、安心のためにとお題目唱えたところで、それは安心にはならないんです。そういう意味では私は緊張感が欠けてると思っているんです。9月の定例議会のとき、私はそのときも質問したけれども、私の心の中では、もうあの辺がピークでだんだんおさまっていくのかなというふうには思っていましたけれども、9月以降です。こうい

うふうに新聞に連日出てくるのが。だから、私たちが思っているその想像を超えている影響が出ていることなんです。しかし、その住民の生命の安心・安全を確保しなければならぬ行政が、私は余りにも鈍感すぎるといふふうに思うんです。こういう考えでずっといいという考えなんですか。私は、皆さんの認識がやっぱりおくと、もう少し緊張感を持って、皆さんの要望に対して、吉岡町は安全だと、というのはその町がそれなりに一生懸命対応・対策をとっていてくれるという姿が、住民皆さんの安心なんです。先ほどの回答では、貸し出しはしません。その範囲なんです。もう少し安心をできるような回答ができないものですか、再度お伺いします。どなたがするかはしませんけれども。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。簡潔にお願いします。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員さんの質問にお答えします。

町でも、議員さん既にご承知かと思うんですが、国の放射線物質汚染特措法が成立なりまして、要は、国のその放射能の重点調査地域の指定を受けるかどうかということで、11月末までに町の回答をしてほしいということで、実は、この間、当然0.23マイクロシーベルトを超える地点があるかどうかということですのですべての地域を網羅してるわけではございませんが、特に広報、並びに町のホームページ等で見ていただいておりますとおり、どちらかという、町内でも西部地区の放射線量が高いということでもありますので、船尾滝を中心といたしまして、2回ほど10から15点地域ぐらいははからせていただいて、そこで判断をさせていただいたところ、とりあえず地表面も含めて今議員さんから当然雨水等が集まる場所等ははかってない部分はあるんですが、とりあえずこちらのほうで測定した部分は0.23を下回っていたということで、除染に対しては、とりあえず今のところは見合わせるということでございますが、新年度予算等につきましても、議員さんおっしゃるように、当然刻一刻と状況が変わりますので、除染に対する対応ということで予算要求をしているところでございます。確かに、今言われるように、町の姿勢が問われるという部分があるでしょうけれども、できる限りの対応をさせていただきたいと思っておりますので、これからまたご指導、ご協力のほどをよろしくお願いをいたしたいと思っております。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） できるだけその対応をしていくということであれば、私先ほど先進地事例をいいましたけれども、国が示しているのはその地表1メートル、しかし、その大泉町では地表です。地表で0.23という、より厳しくしているんです。だから、できる限りというのは、そういうところにならうというふうに理解してよろしいですか。そのぐらい

であれば皆さんが、住民というのは安心できるんです。でも、貸し出しもしないような、そんな言い方じゃなくて。これは国のほうも、そのいろんな基準をどんどん下げてるんです。最初は高かったのが、どんどんその基準を下げてます。どんどん下げてる。というのは、チェルノブイリの例なんかから見ても、それなんか日本ではチェルノブイリのあの事故から見ても10倍ぐらい高いところにその設定がされているというふうに言われております。ずっと下げているんです。

上下水道課長、ちょっとお伺いしていいですか。何人もお伺いしていますけれども、これはその環境省が、今月の8日にその東京電力福島第一原発で放射能物質に汚染された廃棄物の処理や除染の基準を定める省令を公表したと。「汚染の懸念がある上下水道施設など、月1回以上汚泥や焼却灰に含まれる放射性セシウム濃度を調査し、環境相に報告することを義務づける」と。その中に、省令によると、「調査・報告を義務づけるのは、本県を含む9都県の上水道施設や、本県8都県の下水道施設など」と、「指定廃棄物を焼却する際は、放射性物質除去能力のあるフィルターを備えた施設で処理する」と、こういうのを今度義務づけるというんです、群馬県に。でも、それ前になかったです、義務づけというのは。というのは、だからこの被害というのは私たちの想像をはるかに超えて広がっているということのあかしなんです。その話聞いてますよね。

議長（近藤 保君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 小池議員さんのおっしゃるように、国からの新しい基準というのが示されてきました。それ以前につきましては、うちのほうの吉岡町で管理をしております農集排の処理施設でございますけれども、それについても月1回以上の検査をしなさいと。それは義務づけではなかったですけども、基本的にはしてくださいと。して、数値が出た最初の火曜日までに県に報告して、県が国に報告しなさいというような形では指導を受けておりました。そのとおり吉岡町も実施をしております。

今度また新しい国の基準が示されてくるということは聞いております。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） このように、被害というのは私たちの想像を超えるものであり、また、これから相当長い期間この放射能問題とはつき合っていかなければならない。やはり多くの町民が安心できるような、そして県内の中でも吉岡町は住民の安心のために十二分にその調査もやっているし、基準も低くしてやっているというふうに進めてやっていきたいというふうに思いますけれども、ここ再度確認ですけども、これは今度責任のある町長に回答を得たいと思いますけれども、そのように私はやっていくべきだと思いますけれども、

町長の見解を求めます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

今課長さんたちが答弁したとおりなんですけれども、機械の貸し出しについては、いわゆる自治会、そういった人たちが、「このところをはかってくれ」と言われれば、おのずとして町としてはかりに行くのが当たり前だと、私も思っております。そのいわゆる機械の誤作動があるということなんですけれども、機械はそんな誤作動があるような機械じゃないと私も思いますので、いわゆる個人的に貸し出すということも、いわゆる研究をしたいと思っております。

それから、安心・安全というようなことに相なれば、一刻一刻今の状況だと日にちによってこの汚染度が変わってくるのが現状ではないのかということにも思っております。給食問題一つにいたしましても、おのおの町、市、村によって検査の仕方が違ってくるといような中におきまして、吉岡町は町としての検査の仕方を提起しているというのが現状でございます。そういった中におきまして、このいわゆる汚染された土壌、そしてまた汚泥、そういったものがいかにこれからこういったものがどうなっていくかということ十二分に認識しながら、安心・安全ということで日ごろ言っておりますので、精査しながらやっていきたいということにも思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、この放射線汚染に対する2問目であります。

学校給食に対する対応は十分と言えるかということであります。この間学校給食に対する報道が連日されております。放射能の影響は、年齢が低いほど大きいといわれております。厚生労働省の薬事・食品衛生審議会放射線物資対策部会が、食品に含まれる放射線セシウムの新たな規制値について、これまで3段階だったものを細分化しまして5段階に、年代によって放射線から受ける影響の強さが違うことを考慮・重視したとのこと。これまで5ミリシーベルトだった中間の累積被曝線量の許容枠は1ミリシーベルトに引き下げられることが決まっております。新規制値はこの枠内におさまるよう計算し、一般的な量の食事を1年間食べ続けても問題がない数値とするとのこと。文科省が学校給食に含まれる放射線セシウムの目安を示し、1キログラム当たり40ベクレル以下で、肉や野菜の場合、現在の暫定規制値より12倍以上安全を意識した数値となります。市町村では40ベクレル以下を軸に対策をしているようであります。現在吉岡町でも、検査機関に依頼し、月2回ほどの検査をしているようでありますけれども、先進地事例に倣いまして食

品放射能測定器を購入して、検査の充実、食材検査ができるような体制をとるべきだといふふうに思いますけれども、これについての回答を求めるものです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 学校給食に対する放射能汚染について、子供たちはもちろん、保護者の皆さんが大変心配しているところをございまして、検査を強化してもらいたいとの要望が寄せられています。こうした声におこたえし、町では安全・安心な給食を提供するために、給食食材の放射性物質検査を始めました。これにつきましては、日曜日の上毛新聞にも掲載されていたとおり、まだほとんどの町村が検査をしていない中で、吉岡町は他町村に先駆けて実施しております。この検査は、民間の検査機関に委託して行っております。検査機器は数百万円と高額なため町では購入せず、このまま継続して民間検査機関に委託していきたいと考えております。

詳細につきましては、教育長が答弁をいたします。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、少し補足答弁をさせていただきます。

学校給食に関しましては、素材の検査と調理後の放射性物質の濃度の測定器の購入についてということでご質問をいただいておりますので、補足させていただきますけれども、ただいま議員さん触れられておりましたけれども、放射性物質の濃度につきまして、新聞報道でございますけれども、12月2日の日には、文部科学省が学校給食に含まれる放射性物質濃度を40ベクレル以下を目安とすると通知を出したというふうに報道されておりましたけれども、翌日にはすぐ誤りであったと訂正の報道がされているようでございまして、政府内部でも大変混乱をしていると、そんなことがうかがえるわけでございます。国民の健康を担うのは厚生労働省でありまして、学校給食の安全確保も厚生労働省と、それから文部科学省が調整して早急に安全基準を示してほしいというふうに思っております。

食品にはもともと放射性のカリウムなどが含まれているというようなことございまして、成人が平均的な食事内容で1日3食をとった場合、毎日100ベクレル程度摂取していると。そういうことを考えますと、食品全部を検査するということは不可能に近いかなというふうに思っております。現在の状況を考えれば、増加の影響と言いますか、それは数%以下というふうに言っている先生もいらっしゃいまして、必要以上に怖がって野菜を食べないとか、あるいはそういうことによってストレスが、がんのリスクを100倍以上上げると言っている大学の先生もいらっしゃるようでございます。給食は1日3食のうちの1食でございますけれども、この1食だけでもより安全が得られるよう、給食センター

では10月から月2回ですけれども、3品から4品の主要な材料の検査を専門機関で実施をしていただいております、その結果につきましては、今まで検出をされたということはありませんでした。また、調理後の給食につきましても、年度内に2回ではごさいますけれども、行うということをごさいます、既に11月28日の日に行っておりますけれども、この結果では、やはり検出はされておりました。次回は1月の下旬を実施の予定というふうなことにしております、そういうことで、経費的にも有利でもありますので、測定器の購入ということではなくて、今までどおり検査機関に委託をして使用素材の検査は実施をしていきたいと、そんな考え方でありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） どうも私は教育委員会が前向きだと思えません。どうも腰が引けているのか。町に金がないからしょうがないという考えでいるのか。その食品の放射能測定器というのは1台が300万円ぐらいするようでありますけれども、これはあちこちの自治体で買った、買ったと報道がされております。恐らくこれからどんどん買っていきと思ひます。というのは、先ほど教育長が言ったように、1回の検査料がとても高いんです。これからそれがずっと続くのであれば、それは買ったほうが安いというような新聞の中のその報道なんかもあります。これからまたずっと。それと、今言われたように月2回ですか。しかし、安心を求めめるために、前橋あたりでは、今度はいわゆるその日に食する給食を、センター方式をとっていますから、そのところでそれをはかっています。そういうやり方やっていますね。進んでいるところというのはそういうことなんです。そういう中で、どなたかもしましたけれども、吉岡町の声もありましたけれども、検査を強化してというような、これ吉岡町というようなんですが、新聞でも、これはその「給食を測定自治体急増」という中で、吉岡町の保護者と思ひますけれども、そういうのが出ております。要は、これからこの検査は続くであろうと、このことは予想されています。そうであれば、これは8万円ぐらいでしたかね、1回が、8,000円ですか。それが、その月に2回ですね。これからも継続していく。それは、要は食べ物によって、来るものが同じものが来るわけじゃありませんから、とれた地域も違うし、そうなるやっばり安全というものは毎日来るものがどうかということでしょう。2週間に1度じゃなくて、毎日来るものが安全かどうか。もう前橋あたりはそういうものを、そのために食品放射線測定器を2つ買いましたよと。そして、先ほど言いました空間放射線測定器は、合わせてもう105台ありますよと。吉岡町は人口はその10分の1よりちょっと少ないです。そこから見れば、向こうが100と出れば吉岡町に10台あっても全然問題ないことなんです。それ

が遅くなってやっとその2台買いましたと。その程度じゃ、だから考え方がもう遅いんです。もう少し安心を求められる。本来であれば、吉岡町だったらもっと小回りができるわけなんです。特別前橋がその金があるわけじゃないし、財政規模から見たってできるわけです。だから、その安心を求めるためにはもう少し教育長が頑張って、ぜひとも吉岡町もこういうふうにやっていきたいという立場に立ってもいいじゃないですか。というのは、吉岡町はつい先日食中毒を起こして、あちっちい思いをしているわけじゃないですか。その分を取り返す意味でも、もう少し群馬県内は吉岡町に学べ、続けというくらいの気概を持って対応していくべきだというふうに思いますけれども、金を出してくれるのは町かもしれないけれども、教育長の考えはどうか。そのくらいすべきだと思いますか。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、お答えさせていただきます。

できれば、給食をでき上がったものを検査するというのが理想かというふうに思いますけれども、素材につきましてもそんなに数多くの素材を使っているわけではございませんで、ある程度限られた素材が使われているかというふうに思っております。その主に使うものにつきましては、素材で検査をさせていただいておるわけでございます。例えばニンジン、ジャガイモ、タマネギ、大根、キャベツですとか、あとキュウリですとか、長ネギです。こういったものにつきましては、当然その素材の段階で検査をさせていただいて、これで濃度等当然調査をしておるわけでございます。それで、お金の話というのにやはりつながってしまうんですけれども、1台ちょっとこれ新聞報道でございましてけれども350万円程度という話は聞いております。それで、1回の検査が約8,000円でございましてから、これを割ると何回検査できるかなと、そんなふうな計算がするわけでございましてけれども、そういったことで、濃度測定器を購入しなくても、必要なものについては、民間のそういった専門機関でございますからそこで検査をしていただくと、そのくらいで今のところは大丈夫ではないかななんて、そんな考え方を持っております。先ほども議員からの質問ありましたけれども、どこまで、いつまで検査をしなければならぬんだという、その辺のところの目安もまだ立たないわけでございましてけれども、どこで終息するのか素人的にはちょっとわからないわけでございましてけれども、今の段階では、1回1回その検査量を払って検査していただくと、そんなことでいいんじゃないかな、そんなことを考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私どうも前向きな答弁と思えないです。どうも後ろ向き、じゃあ教育長あ

れですか、前橋が、できたものをできたら毎日これから検査するということをして、あきれたと思ってるんですか、それとも、どういう考えなんですか。感想はどうですか。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 前橋のやり方はあきれたというふうな考え方は当然持っておりません。当然出荷の段階でも検査はされたものが市場に出回っているということもございます。ですから、より安全を求めて、今度は使う側についても一応調べてみるという、そんな考え方でやっておるというふうには私は考えております。ですから、前橋市は前橋市として、当然出荷されたもの、安全なものが出ているんですけれども、それになお安全を求めて使う側も検査をしてみると、そういうことでやられているというふうには思っておりますので、私はあきれているというそういう考えでなくて、前橋は前橋の考え方でやっていると。吉岡は吉岡で、市場に出ているものは安全だということを基本に、材料を入れてきているわけございまして、それを、なおかつ主要なものについては念のために検査をして、より安全なものという形で給食で提供できればと、そんな考え方を持っておるわけございまして、前橋のやり方と同じようにやらなければならないのかなというのは、その辺のところはどうかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 要するに2週間に1度程度の検査で十分だという考えだというふうに、私はとらえていいんですか。それとも、だから、その前橋のように我が町もできるものならこういうふうにするべきだというふうに私は考えますけれども、2週間に1回で十分だという考えでよろしいですか。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 私が申し上げておりますことは、市場に出ているものはすべて検査して安全なものが市場に出ているということを前提に考えております。したがって、その中で、なおかつ主にセンターでそんなに数多くの材料を使うわけございませぬので、主に使うものについては、さらに念のために使う側として食べる側として検査をしたいと、そんな考え方でいるということでございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） だから、その毎日で、その決まった数は少ないにしても、その毎回同じところから同じものが来てるわけじゃないでしょう。だって、全くそれはもう同じものが、

同じ時期にとれたものが同じところから1年間こう来るわけじゃないでしょう。それは物によれば場所が違ったりもするわけでしょう。そういう意味で、私は十分だというふうには言えないです。後になってから、事故というのはそうなんですけれども、あのときこうにしておけばと、それは安全は高いほどいいわけですから。でも、恐らく教育長がそういうふうになんか安全なものを求めたいということになれば、町も動くんだと思うんですけども、教育長がこの程度でいいやということになれば、これは町は動かないです。私は、そういう意味からして、その安全のためにもう少し教育長に頑張ってもらいたいと、今それはその保護者の願いです。先ほど紹介しました新聞の中での、「検査を強化して」という、これ吉岡町の声で新聞載ってましたから。こういうことも踏まえてこれから、それ以上押し問答してもやむを得ませんから、ぜひそういうこともあるということを考えて、今後の対策をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、震災訓練についてであります。

3・11のこの大震災は、決して他人事ではなく、いつ私たちの地域に起こるかもわかりません。備えあれば憂いなしです。先の大震災から何を学び、私たちの地域にどう生かすかです。火災も発生するでしょう。建物の下敷きとなり助けを求めている人、高齢で避難ができない人、緊急時の安否確認、避難場所の指定、水の確保、食事、お手洗いなど、数え上げたら切りがありません。緊急時の避難訓練は大事であります。県内各自治体の震災訓練の実施状況が報道されておりましたけれども、吉岡町ではその訓練予定はなく、危機感が低いと思われれます。これを機に実施をすべきだというふうに思いますけれども、町長の見解を問うものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議員の質問にお答えいたします。

現在における見解といたしましては、当然のことながら、過日に発生した東日本大震災等の教訓などから、訓練実施の取り組みは不可欠であるものと十分に必要性を痛感しているところでもあります。

そこで、現在におきましては、その教訓を生かすために、今後本町の既に作成されている地域防災計画の見直しを徐々に手がけていく予定でもありますが、上部機関である県でも、今回の震災等を教訓に、今まで想定し得なかった多種多様な課題も浮き彫りになったことを受けて、今まさしく各種災害の有事の際に備えるため、既存の防災計画を全般的に見直しているところであると聞き及んでおります。そのようなことから本町でも、以前からお伝えをしていますように、地域防災計画の大幅な見直しを年度内に何とかまとめる予定でありましたが、県とのより一層の連携強化は必須であるとともに、計画するものを

十分に踏まえ反映をしていくことも重要ととらえていることから、今のところの見通しでは、策定する期間が若干先へ延びる予想がされております。計画自体を十分に煮詰める観点から、やむを得ないものと判断しているところでもあります。

また、見直しする地域防災計画の中で、訓練への実施に対する位置づけにつきましては、今まで以上に明確かつ確かな充実した内容に向け、一步踏み込んだ検討等をしていかなければと考えているところでもあります。

さらに、議員が質問されているように、どんな立派な計画であっても、実際に機能し効果的なものでなければ意味がありませんので、まず可能な限り早い段階で訓練を実施できればと考えているとともに、実際に訓練することによってまた新たな課題等も見えてくるものと思っております。そのことを幾度か繰り返すことにより、最も理想的な実効性に富んだ計画となり得るものと考えているところでございます。つきましては、今後はさらに前向きな訓練の実施等を視野に入れながらも、かつ各種関係団体とのお力添えもいただきながら、行政と町民が一緒になった取り組みを心がけて、今まで以上に安全・安心なまちづくりを目指せばと考えているところでございます。

詳細等につきましては、関係課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

今回の質問内容である震災訓練につきましては、やはり何と言いましても、ある程度の地域防災計画が定まらない限り具体的な取り組みは難しいと考えておりますので、基本的には、策定後なるべく早い段階で実施ができればと考えておるところでございます。

そこで、理想的には全体的な訓練がもっとも望ましいと判断されますが、最初から理想的な取り組みをするのは難しいものととらえておりますので、例えば、まずは職員による訓練の取り組み、その後、各種関係団体等の参加も得て実施していきたいと考えているところであります。そのようなことから、今後地域防災計画を訓練ということを十分に認識しながら、位置づけながら計画に盛り込み、前向きに取り組みについて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） いいですけども、私が聞いているのは、その震災を想定したときのいわゆる避難訓練です。どこに逃げるか。防災というのは災害を防ぐというのが防災ですから。災害が起きたと、起きたらどこへ、私たちはどこへ逃げたらいいのか。逃げたところの水は普段どうなっているのかと。まずは逃げ場。そこにいるじいさんばあさんたちをどこへ、

どういうふうに運んでやるかということ。だから、質問は、その防災計画ができてからじゃなくて、災害というのはいつ起きかわからないから、これは早急に最重点課題としてその、その防災計画じゃなくて避難訓練の仕方というのは、そういうことは切り離してやっぱり早急にすべきことだと思います。ぜひこのことには取り組んでいただきたいということをお願いをしておきます。

続きまして、時間も迫っておりますので、3番目の防犯灯についてお伺いします。

防犯灯のLED化への取り組みを伺うものであります。決算委員会の要望事項でもありましたけれども、原発事故で計画停電となり、多くの人たちが節電に対し関心を持っているところであります。今後の対応計画について伺うものであります。

防犯灯に対する2つ目も一緒に行います。通学路に防犯灯が少なくふやすべきだということ件であります。この件につきましては、私は何度も質問をしておりますけれども、なかなか思うように実施がされておられません。秋の日の短い今の時間になりますと、特に感じます。早い時期では4時半ぐらいで暗くなります。今の時期でも5時を少し過ぎると曇りの日は本当に暗い。私の近くのたやの家の東側の南北に走る道路でありますけれども、歩道も広く整備をされておりますけれども、前橋伊香保線からたやの家の北に上るほうです。これはたやの家もあそこまで歩道は整備されているんですけども、これは防犯灯1本もないんです。歩道は広いんですけども、防犯灯がない。また、そのたやの家の前を通って南分署へ、小倉のほうへ抜ける道があるんですけども、これは新しい広い道なんですけれども、中学生はここを通るんです。あその前橋伊香保線というのは、森田大臣のところからあの辺が歩道がないものですから狭いんです。交通量も多いですから、自転車はどうしてもそこを回って南分署のところを回って、そしてブドウ畑のところをこう上っていくんです。上野原の人たちはあそこを上がっていくんです。途中には何本か蛍光灯があるんですけども、その先はもうほとんどないんです。ブドウ畑のところは真っ暗なんです。地域の集落のところには防犯灯あるんですけども、その集落と集落をつなぐその間というのは、ほとんど吉岡町というのは防犯灯がないんです。そこをぜひとも私は前から考えてほしいというお願いをして、もう5年がたつんですけども、まだなかなかこれは、少しは改善されましたけれども、まだ安心のところまでは行ってません。ぜひこのことは、子供の安心・安全確保のためにお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 質問にお答えいたします。

そのことについては、以前から自治会連合会からもLED化の促進を図ってほしいとの

申し入れがなされております。そこで、私もこのときに自治会の会議に出ておりました。こちらから言ったことは、LEDに金額は各自治会に決まった幾らというものが町のほうから援助がございます。その中でLEDにさせていただくのは結構ですよということで、町から出す補助金に対しては今までどおりということでありますが、その地域地域で決めていただければありがたいということで係のほうから説明はしております。

引き続き、5年も前から言ってるのにまだつかないということですがけれども、私も今言っている場所については把握をしております。そういったことになるわけですがけれども、小池議員がご指摘のとおり、中学生は部活で帰りが遅いということになると、今の時期になると、もう少しで暗くなっちゃうということでもあります。ぜひ地元のほうの自治会のほうにも言っていただければありがたいというようにも思っております。防犯灯につきましては、通学路の防犯灯ということに相なれば、町がつけるということに相なろうかと思っておりますけれども、それはそれといたしまして、いわゆる自治会のほうとも相談をしながら、この件についてはやっていきたいというようにも思っております。自治会のほうにもいつも出席をさせていただく中におきましては、この問題につきましては、いつも出ているものかなと。また、新しく自治会が役員が変わるごとにこの問題は出ております。そういったことで、町でできることはしていくつもりでございますが、自治会は自治会としての施策をとっていただければありがたいというようにも思っております。ぜひご理解のほどをお願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

- 10番（小池春雄君） この防犯灯、町長、いわゆる自治会の人には屋号名があって、自治会といえはその集落単位でできてるんです、集落単位で。その集落と集落の間というのはまるっきり田んぼ、畑ですと関係ないですよ。集落のところには電気欲しいんですけども、その間の田んぼなんかどうでもいいという考えなんです。だから、できてないと思うんです。だから、町長、その自治会に頼めと言ったって、集落と集落の間ってうちがないんですから、田んぼだけですから、そこにつかないんです。自治会も要望しないんです。出てこないんです。だから、そういうところを、私はぜひとも町が、今の子供の事故が起きてからでは間に合いませんから、やはり明るいという事件の発生率は少ないですから、そういうことを十分に考慮してやっていただきたいということですので、再度どこかに責任をおっつけるといふじゃなくて、そういうことを考えて町に。回答しますか。どうぞ。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 前のいわゆる議会だったと思いますけれども、栗田議員のほうからもそう

いったものの提起が一般質問であったようなことで今思い出されておるんですけども、その地域のところにおきましても、今言われているような場所ではないかなというふうにも思っております。自治会のほうも大分活発に動いていただいております、そういったことを地元議員として自治会とよく相談しながらやっていく中において、町が手助けできることは町で手助けをするということをお願いをできればと思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、時間も差しかかっております。

補助金の適正化ということで、適正化委員会、正式名は何というんだかあれですけども、その中で議論がなされたというような話は聞いておりますけれども、その議論とその結論、またそれに対する今後の取り組みについて伺いをするものであります。時間も差し迫ってますので端的にお願いします。

議長（近藤 保君） 町長。簡潔にお願いします。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

吉岡町補助金審査委員会には、吉岡町が交付する補助金等の見直しについて平成23年8月9日第1回委員会に諮問し、7名の委員さんに11月7日まで、合計8回の委員会を開催していただきました。11月9日委員長を務めた前橋国際大学金本教授より慎重な審査及び見直しを行った結果の答申をいただいたところでもあります。116件に及ぶ補助金等の審査を、公益性、必要性、有効性、公平性、透明性の3つの評価項目にわたって評価していただきました。答申の内容は、拡大1件、継続55件、縮小22件、廃止28件、統合4件、算定方法の変更2件、統合及び縮小2件、その他2件でした。こうした答申の内容を踏まえて平成24年度の当初予算編成に反映させ、基本的な答申に沿って実施していきたいと考えております。答申では、総合評価のほかに、評価意見及び附帯意見もついていたので、今後こうした意見を十分に参考にして補助金等のあり方を見直していきたいと思っております。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 補助金審査委員会では、補助金ごとに、交付申請書及び実績報告書を添付し、補助金等の目的、交付金額及び算定方法等を記載した審査調書の作成を担当課に依頼し、委員7名に事務局より概要説明を行った後、担当課への聞き取りを行いました。ヒアリング実施後に、各委員は、評価表に個別評価及び総合評価を記入し、最終的には各

委員の評価を取りまとめて、委員会で最終審査をした上で審査結果として作成し、答申を受けております。総括事項といたしまして、3項目、補助金等の傾向と課題。補助金等事務処理の適正化。補助金等の恒常の見直しと結果・現象に、大きくまとめられています。

こうした何点かの意見と各補助金ごとに評価点数や総合評価としての答申、評価意見、附帯意見を、一覧表としての答申がありました。評価を、補助金ごと、公益性5点の2倍で10点、必要性は2指標の各5点の10点、有効性5点、公平性5点、透明性5点の合計で審査をしております。

金額では、見直し前の実施金額では1億1,884万9,659円でしたが、見直し後の総額は1億895万5,103円で、989万4,555円の減少、率にいたしますと91.7%と8.3%程度の削減にとどまっております。これは削減ありきでなく、社会情勢に合致しているかどうか。真に町が補助をしなければならないものか。金額のみの見直しではなく、適正化の観点からの答申だと受けとめております。

また、結果・現象についても、3年後の平成26年度に検証を行うよう意見具申をされております。各担当課では、審査委員会の答申を尊重し、平成24年度当初予算要求に臨んでいますが、財政課のヒアリング、さらには町長査定の中で十分審議されるものと考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 最後ですけれども、自然エネルギーテーマパークということで出ております。東電福島原発事故により節電と再生可能エネルギーに対する関心はふえる一方で、太陽光発電は国、県、自治体の補助で需要が多く、生産、設置が追いつかないようであります。吉岡町では、風力、水力、そして太陽光発電があります。温泉施設のほうでは、太陽熱温水器も加えて温泉施設への利用も考えられるか。また、再生可能エネルギーのそのテーマパーク。

議長（近藤 保君） 小池議員、制限時間超えておりますので、端的に。

10番（小池春雄君） 再生可能エネルギーテーマパークを考えてはと思いますけれども、これについての回答をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大変申しわけありません、時間が来たようなので、端的にさせていただきます。

太陽熱温水器の利用についてということで、温泉施設の屋根の積載荷重の見直しや補給温水設備との併用、施設改修、使用料などの投資効果を含めて、検討が必要だと思っております。

りますので、検討させていただきます。

10番（小池春雄君） 終わります。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、小池議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定していました一般質問は終了しました。

散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時19分散会

平成23年第4回

吉岡町議会定例会会議録

第3号

12月14日(水)

平成23年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成23年12月14日（水曜日）

議事日程 第3号

平成23年12月14日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）
- 日程第 2 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 3 承認第 5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 9 議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第10 議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第11 議案第66号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第12 議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第13 議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
（討論・表決）

- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 7 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 8 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 1 9 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）
（討論・表決）
- 日程第 2 0 請願・陳情審査報告（委員長報告・同報告に対する質疑）
- 日程第 2 1 請願第 4 号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求め
る意見書提出を求める請願書
（討論・表決）
- 日程第 2 2 請願第 5 号 年金受給資格期間の 1 0 年への短縮を求める請願
（討論・表決）
- 日程第 2 3 請願第 6 号 0 . 4 %の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願
（討論・表決）
- 日程第 2 4 陳情第 3 号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書
（討論・表決）
- 日程第 2 5 発議第 9 号 子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制
度の拡充を求める意見書
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 2 6 発議第 1 0 号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める意見書
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 2 7 議会議員の派遣について
- 日程第 2 8 総務常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 2 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 0 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 2 予算決算特別委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成23年第4回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（近藤 保君） 日程第1、一般質問を行います。

12番小林一喜議員を指名します。

〔12番 小林一喜君登壇〕

12番（小林一喜君） 議長指名により一般質問を行います。

私は二つの質問をさせていただきます。

まず一つは、有害鳥獣被害防止対策についてであります。

近年、野生鳥獣による農林業への被害の増大は、全国的に深刻な問題になっております。原因として考えられるのは、中山間地で過疎化が進み、動物が畑に侵入しやすくなったことや、耕作放棄地がふえて、動物の隠れる場所がふえている、さらに一部の農家では被害の繰り返しで耕作意欲が低下し、耕作放棄地がふえ、被害がさらに拡大する悪循環に陥っている地域もあるといたします。群馬県の平成22年度野生鳥獣による農作物の被害状況を見ますと、何と被害金額は5億3,100万と、前年比128%でございます。被害面積に至っては704ヘクタール、前年度比103%、さらに、林業被害額は3億2,000万というデータが甚大な被害をあらわしておるわけでございます。

お伺いします。

平成22年度吉岡町内の被害状況を質問させていただきます。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のほうから申されたとおり、きょう最終日を迎えていただくことができました。ありがとうございました。

また、きょうは、一番初めに、お一人残りました一般質問の答弁をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ここ数年、野生動物が人里に頻繁に出没してきており、農地等に被害をもたらし、この

ことから、ニュース、新聞などでは騒がれております。その原因はいろいろ考えられますが、その一つに山林の荒廃、えさとなる木の実が少なくなり、人里に動物にとって食べ物が豊富にあること、また、山林との境界にある耕作放棄地が年々増加し、絶好の隠れ場所となっていることなどが考えられます。林業に限ることではありませんが、後継者不足や相続等により、山林所有者が県外に在住している場合も多く、管理に目を向けられないのが現状でもあります。

また、有害鳥獣のイノシシ、猿、クマ、カモシカといった在来動物に加え、ここ数年では、外来種であるハクビシン、アライグマの存在が脅威になっております。外来種は在来種と異なり、生活様式を持っており、優れた運動能力を備えているため、農作物などへの被害がさらに広がってきています。

町では、農地や農作物等を有害鳥獣から守る、耕作者が安心して農作業に従事できる環境づくりを目指し、鳥害捕獲を吉岡町猟友会へ委託し、おり、わななどの設置、現地見回り、捕獲等を行っております。

平成22年度、町の被害状況はとのことですが、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

平成22年度の有害鳥獣被害状況の県の農作物被害金額は、議員おっしゃるとおり約5億3,000万円で、対前年比128%であります。内訳は、約51%がカモシカ被害で、イノシシは約26%とのことでございます。吉岡町はカモシカ被害はほとんどありませんでしたが、イノシシにつきまして、山芋の被害や大根畑の踏み荒らしがほとんどでございました。被害額は27万円程度と踏んでおります。

しかし、昨年はイノシシが下野田から大久保、漆原まで出没いたしまして、田んぼへの侵入もありましたことから、水稻への被害が発生いたしました。その被害額は178万円でございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） これからは、農業の時代が非常に見直されてきております。私も吉岡町で水田被害が170万とは初めて知ったところございまして、私の住んでいる小倉地区でもブドウ栽培とかございまして、それからまた芋の栽培がございまして、平成19年度に町の配慮で、ハクビシン対策で、あれはわなでしたか、20基ほど補正になりました

たけれども、そのハクビシン、先ほど町長のほうから出ましたアライグマ、そういうのは何頭か捕獲されております。

そういう状態の中でございますけれども、群馬県では、野生鳥獣害による農林業への被害の深刻化を受けて、平成23年度に鳥獣害関連事業予算額を国交付金事業など約1億4,000万を含めまして、合計6億4,800万円、前年度比になりますと、何と169%の予算づけをしまして、環境森林部では、主に有害鳥獣捕獲等を実施する市町村への補助など各種事業を行っております。農政部では、主に地域協議会支援事業として鳥獣被害防止総合対策交付金など各種事業、また、高崎市の箕郷町にございます農林大学校内の鳥獣被害対策支援センターでは、野生動物の生息状況の調査、被害防止技術の研修と普及、捕獲の推進、鳥獣害に強い集落づくり支援事業など、幅広い業務に当たっております。

なお、包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学に被害対策に詳しい講師や技術アドバイザーの派遣を依頼しまして、大学の持つノウハウを活用しまして、国の交付金事業の緊急雇用創出事業などを活用し、県では当然のことながら広範囲にわたり防止対策を講じております。

お伺いします。

吉岡町の被害防止対策の現況はいかがなものでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町の被害防止対策の現状につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、捕獲資格を有する者に受託するしか手段はないものと、現在町では吉岡町猟友会に捕獲のほうを委託しておる現状でございます。

しかし、猟友会会員の中で捕獲資格のある者は数名しかおりません。また、会社勤務等で、日々自由に捕獲や見回り監視など活動が可能な者が少ないことから、捕獲委託にも限界があるのが現状でございます。

県主催によります狩猟免許試験や、年数回開催されますわな猟免許試験講習会、鳥獣被害防止対策指導者育成会等の研修会や講習会も開催されておりますが、わな猟免許試験講習会につきましては、被害を受けている農業者みずからが自分の所有地に箱わなを設置できるものであります。

吉岡町におきまして、小倉ぶどう組合のほとんどの組合員さんがこの資格を有しております、特にブドウの被害獣でありますハクビシンとアライグマに対するわなの設置が毎

年実施しておるところでございます。ハクビシン、アライグマにつきましては外来種でありまして、年々増加もしております。今年度は、埼玉県農林総合研究センターの部長さんによる講習会が実施されたところでありまして、生態と対策についての講習会が実施されたところでございます。その参加状況でございますが、8名の農家の皆さんが参加されました。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） そうやって講習会等を開いておるようですけれども、特に組織立って講習会等の対応をしているのは小倉のぶどう組合ぐらいなんでしょうか。これを、先ほど話に出ましたけれども、相当吉岡町でも広範囲の地域で目撃情報が入ってきておりますので、その辺のところを、また組織立った形の中で対応がしていければいいかとは思っているんですけれども、この狩猟はハンターに委託している、そういうお話ございましたけれども、銃で狩猟ができる第一種狩猟免許の、先ほども課長のほうからもございましたけれども、登録者が激減している、ところが有害鳥獣の捕獲頭数は逆に増加傾向にある、そういうこととございまして、ですから相当被害獣がふえてきているということだと思っておりますけれども、狩猟免許所持者の高齢化と、新たに狩猟を始める人は限られておりまして、登録者の減少を補えない状態であると言われておりますけれども、その要因は、狩猟事故がハンターの自己責任になることや銃規制の強化など、そして動物の命を奪うことや自然に分け入ることに抵抗を感じる若者が多くなってきているのではないかと、そういうのは背景にあるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。

先ほど、町の猟友会のメンバーも大分減少しているというような話でしたけれども、実際のところ、町の猟友会の会員数など、そして猟友会の組織の現状等、そして猟友会の方々にどのような形でご協力をしていただいているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁ということで、町の猟友会の組織、そしてその会員数はということとでございます。

吉岡町猟友会の会員数におきましては、現在12名でございます。そのうち、有害鳥獣捕獲資格を得ている方は、5名の方が得ております。新規に狩猟免許を取得する者も少なく、また他県に起きました銃殺事件等による再申請も年々厳しくなっておる状況でございます。また、高齢化の問題、維持管理費の問題等で、全国的にも鳥獣捕獲に携わる方が減少しているのが現状でございます。

また、どのような形で協力をいただいているのかとのことでございますが、先ほど町長答弁にもございましたように、吉岡町猟友会へ委託する中で、おり、わなの設置、現地見回り、捕獲等に対してご協力をいただいております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） おりにつきまして、上野原地区で見たことがあるんですけども、おりの捕獲効果というのは相当あるんでしょうか。そして、おりは何カ所ぐらい吉岡町に設置してございますか。大型の有刺等になりますと、やはりおりが相当効果を発揮するのではないかと考えているんですけども、その辺をお願いします。

それと、近年、榛名東麓で野生動物が多くなっているというその一つの要因として、榛東村にございます榛名カントリーが現在のところ閉鎖してございます。あそこがゴルフ場として機能していたときには、例えば榛名西麓から東麓へ移動する動物がいなかったんですけども、あれを閉鎖して原野になってしまったということで、大分吾妻方面からの榛名東麓へ移動する数がふえている、それも一つの要因ではないかと言われております。町の東部は利根川で遮断されていますし、西部側が榛東村、渋川市と隣接しているわけございまして、昨年の例で言いますと、有馬地区でクマを目撃しましたとか、小倉の200番地でクマを目撃しましたとか。200番地といいますと、私の自宅が201番地なんです。ですからそんなことあったのかなと、非常に孫たちにも危険な状態が発生するのも考えなくてはいけないと気をつけているわけなんですけれども、それから、上野原地区でもイノシシ等、そういう目撃情報、それと私の宅地の中のヤマボウシという木があるんですけども、その木に猿が2頭乗っかって実を食べていた。ですからもう非常に、それから相当な広範囲に、先ほども言いましたけれども、大久保地区、溝祭地区、漆原地区、そちらでも。それはイノシシの目撃情報でした。ですから、これほど広範囲に目撃情報があるということは、小中学生の登下校時、特に下校時等には危険を及ぼすような憂慮されるところだと思いますけれども、その辺につきまして、広範囲ですから、榛名東麓地域の渋川広域圏、渋川、榛東含めたところの、それと行政とJA北群渋川などと協力して、有害鳥獣被害対策協議会なるものを設置しまして、情報交換等対策など、実際の連携を密にして、安

全安心の地域づくりを推進していきたいと思います。

そこでお伺いします。

国の鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村被害防止計画の未策定は、まだ策定していない自治体です。東毛地区はそう策定しているところは少ないんですけども、近隣の自治体では、特に吉岡町、榛東村、東吾妻町など5市町村ですけれども、お伺いします。

町として計画の策定の考えはございますか、お伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、課長に補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町として有害鳥獣被害防止計画の策定はということですが、有害鳥獣の被害防止計画につきまして、平成23年4月30日現在であります。全国1,724市町村のうち、約65%に当たります1,128市町村が作成しております。計画に基づきまして捕獲等を実施することはもちろん重要であると考えておりますが、まず鳥獣に対する住民の少なくとも意識改革も必要かと思っております。鳥獣をいかに人里に近づけないようにするには、特に森林と山林と農地の境界地区の草刈りや残飯処理、及び野菜、果物の皮等の処理、取り残した果物や野菜の処理等、私たち人間には食せないものも動物たちにとっては絶好の食べ物になっているわけでありまして。境界地区の整備が効果的ではあると考えますが、とはいっても、個人の方が境界等の整備も大変でございますので、地域の皆さんと協力いたしまして、また自治会等にも呼びかける中で、地域によってはそういった対策も必要ではないかと思っております。

有害鳥獣被害防止計画の策定につきましては、今のところは考えておりませんが、当面は町と地域が協力し合いまして、鳥獣出没の情報を共有しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

また、ちょっと議員触れましたわなの設置でございますが、23年におきましては、今のところわなの設置、クマとかそういった出没に対しましては猟友会の方に出勤願っているわけですが、通常の管理、わなの設置につきましては、ハクビシン等が捕獲された例がございます。

以上、それを申し添えまして、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 大型のわながございますよね。南上野原で私は確認しているんですけど

も、そのわなは何個ぐらい設置してあるんでしょうか、お願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 大型のわなにつきましては2カ所と把握しているんですが、とりあえず、その大型のわなにクマ等が捕獲されたと、今のところそういった状況はございません。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 前にはイノシシが相当わなにかかったというお話も聞いたんですけども、ことしはまだそういう事例が全然ないんですか。去年は相当出ましたよね。去年ですよ、大久保のほうまで出たというのは。ですから、年によって違うんでしょうか。ことしはそういう、例えば目撃情報とか、わなで捕獲したとか、うちのほうではハクビシンを捕獲したというのは数例聞いているんですけども、そのほか、吉岡町での被害届とか目撃情報とかは、事例は入ってないんですか、お願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ことしに限っては、クマ、イノシシ等の出没情報というのはございません。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 先ほどの課長の答弁の中で、被害防止計画の策定は考えていないという答弁だったんですけども、隣の渋川も策定していますし、それと地続きの吉岡町、榛東村、ぜひ策定の方向で、近隣の町村ともそういう調整をしていただきまして、策定することによって住民の被害鳥獣に対する意識改革にもなると思うんですけども、どんなものでしょうか、もう一度確認して質疑したいと思います。お願いします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 有害鳥獣被害防止計画の策定につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、当然渋川や榛東などは隣接してございますので、こういった出没情報等の連絡を密にしながら、当面安全確保を図っていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 冒頭申し上げました、被害金額は農作物で5億円を超えると。非常に甚大な被害が発生しているわけでございますので、ぜひそういう意識の中で、町民が近隣の地

域、広域的な中でそういう情報の共有と意識の共有をしていくような方向で努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、二つ目なんですけれども、ことしの7月から9月にかけて、群馬県全域でデスティネーションキャンペーンの事業が、各自治体、思うに特殊な対応をしながら3カ月を過ぎたところでなんですけれども、そのDC効果の、吉岡町としますと、どのくらいの費用対効果があったかということなんですけれども、過日の新聞紙上では、DC開幕前の県や日銀前橋支店の試算では経済効果は40億円ということだったんですけれども、一連の予想を大幅に上回って経済効果が80億円であったと報道されておりました。町では、DC関連予算としてバスの借り上げ料など、一般会計に予算をざっと41万7,000円を投入して事業に取り組んだようでしょうけれども、どのくらいのこのキャンペーンの効果があつたか、その辺のところをお伺いします。お願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

県は、過日、JR各社と県市町村などを連携して取り組んだ7月から9月の大型観光企画、群馬DCが終了し、DCがもたらした経済効果を発表しましたが、東日本大震災の影響で休止あるいは縮小した約20の催しなどを除外すれば、昨年同期と比べ、集客数は6.9%の増の約1,684万人に上り、宿泊などの経済効果は、議員申されたとおり約80億円と推計いたしました。

吉岡町でも、DC期間中の9月17日に渋川駅を発着点としてバスツアーを実施したところではありますが、また訪れてみたいという参加者が多くいらっやと聞いております。群馬DCをきっかけにして、各地域において観光資源の掘り起こしが行われたようですが、吉岡町でも地域の協力をいただき、バスツアーに組み入れさせていただいた野田宿が複数回取材を受け、新聞にも掲載されるなど、今回、歴史という新たな観光資源が掘り起こされたと思っております。

町においても、群馬DCの効果は数字にはあわせませんが、吉岡町を知っていただくよい機会になったと思うとともに、この群馬DCの効果を一過性のものにならないためにも、今後より一層のPRを行ってまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 新聞報道でしたけれども、町長の答弁の中にありましたように、1,600万からの入込客数があったように、成功の目安とした5%を達成したというふうな、そういうことはかなりの効果が群馬県ではあつたのではないかと考えていますけれども、吉

岡町は数字的なものはないとしても、例えば、このコースの評判がよかったように聞いております。吉岡町に何度も来てみたくなるような心のこもったおもてなしや誘客のための環境整備など、多くのリピーターが来町していただけるような仕組みの必要性を感じますが、お伺いします。

町としての反省点、それからこれからの問題点は。

よろしく答弁をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

ＤＣ期間中の観光客の入込数は、まず、スケジュールでございますが、先ほどの町長答弁にもありましたが、ＤＣ期間中の９月１７日におきまして、渋川駅を出発点として、「名瀑船尾滝と吉岡ブドウ郷で秋を満喫しよう」のキャッチフレーズのもとバスツアーを行ったところであります。このバスツアー、大変好評でありまして、４０名を募集しましたが４７名の応募があったところであります。そして、船尾滝を初めとする回るところはどここの場所も好評でありました。最後に、参加者皆様にアンケートをとらせていただきましたが、また訪れてみたいという意見が９７％を占めたところでございます。この吉岡町を訪れる観光客が再び訪れてみたくなるような環境整備を行って、多くのリピーターを確保することが観光振興には重要なことであると思っております。

今回のバスツアーにおきまして、船尾滝に立ち寄っていただいたわけですが、ここはご承知のとおり落石など、特に自然災害が起こりやすいため、職員がツアーまで毎日のように点検しまして、雨が降り土砂が流出すれば数日ばかりで土砂を撤去するなどして環境を整えてまいったところであります。今回、バスツアーは無事終了したわけでございますが、そしてまた好評でありましたが、その裏にはこういった苦勞もあったわけであります。

船尾滝を初め、環境整備には多大な費用が必要であり、良好な環境を有するためには、管理面でも多くの人員が必要と考えております。また、好評で、せっかくリピーターを確保できたとしても、次に訪れたいときに自家用車以外に手段がないため、足が遠のいてしまうので、ＪＲ駅からの２次交通の確保の必要性も感じました。さらに、野田宿のような歴史遺産を紹介するには、私たちのにわか知識ではなく、専門の知識を持った観光ボランティア等の育成、また、ブドウなど季節のものだけではなく、年間を通しての特産品の開発も町商工会で現在研究していただいておりますが、こういった必要性も感じるところで

ございます。

観光振興は地域の活性化に重要な取り組みであり、そのために、観光行政を充実していかなければならないと思っております。観光振興の取り組みには、職員も限られている状況の中、各地域間での連携を図り、アイデアを持ち寄っていただきたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） やはり相当に吉岡ツアーが好評だったということで認識しております。

今、商工会の話が出ましたけれども、吉岡町の商工会で提案して商品化した吉岡町粉食グルメ、その中で、おっきりこみとかジジ焼きとか焼きまんじゅう、それから大吟醸カステラなど、それをこししの2月に東京のビッグサイトで開催されました全国の商談会、そこに商工会が出展いたしました。吉岡町商工会のブースは、この粉食グルメが非常に人気で長蛇の列、大好評だったです。私も参加させていただいたんですけども、びっくりしておるところでございました。農業の6次産業化というのが今大変叫ばれておりますけれども、地産地消の観点からして、遊休農地解消のためにもそういった、例えば小麦栽培、そういうのも考えられるのではないかと。ときどき温泉センターのところの、よしおか温泉のところですか。あそこにまんじゅう屋さんがあります。船尾まんじゅうとって、あれ結構人気あるんですね。3色ありまして、そういう原料はどこからとっているんですかと聞きましたら、前橋の業者から入れているんですよということで、細かいところまでは私も質問はしなかったんですけども、あそこが一番主になってやっています柴崎さんという方に聞いたんですけども、そういうことでございますと、地産地消という意味からも、そういう遊休農地解消のためにも、吉岡町で、今群馬県で奨励品種はさとのそらという小麦なんですね。前は農林61号だったんですけども、現在は、ことしからさとのそらを奨励していますので、その栽培を奨励していくような町のほうで手当てはできないでしょうか。

そして、農業、商業、工業が連携して誘客につながるんじゃないか、そういう行動は起こせるんじゃないか、もちろん学校給食何かにもそういうような地産地消の意味で相当これから考えていいんじゃないかと思っておりますけれども、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

先ほど、野田宿というような話が出たんですけども、野田宿の件に関しまして、地域

の方々はもちろんのことボランティアの方が大変協力をしていただきまして、見るところを全部清掃して、また除草していただいたということで、本当にありがたく思っております。結果的には、協力していただいたおかげで、来てくれた観光客の皆さんに快く見ていただいたということで、ボランティア、そしてまたその地域の方々に、この場をおかりしまして心からの御礼を申し上げるところでございます。

また、今、先ほど申し上げたとおり、ブドウなどの季節のものだけではなく、年間を通してこの吉岡町の特産品の開発を町商工会で研究していただいております。特産品の掘り起こしを行っております。そのためには、議員申されたとおり、農、商、工が連携してこの件に関しましては事業推進が必要だと考えております。そういった中におきましては、町といたしましてもできる限りの援助をしたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 過日、商工会長の武藤会長とそんなお話ししましたけれども、非常に町のそういう姿勢に期待をしているのは私も感じておったところですけども、町長の今の答弁で、なおさらそれを進めていければと思います。

先ほどの課長答弁の中で、吉岡でD CのコースがJ R渋川駅からスタートして、本来ならば水澤寺経由の船尾滝経由、そういうふうなコース取りをしたように聞いておったんですけども、そのところは集中豪雨で、水澤寺から、お寺さんから船尾滝へ通ずる遊歩道、林道が崩落してしましまして通行不能となってしまった、そういうお話を聞きましたけれども、その事実確認と、やはりこれも、先ほど鳥獣被害のほうでも話を出したんですけども、これも、広域的な観光といってもただ吉岡町だけで済むことではないですから、広域的な観点に立って、あそこで言いますと渋川市せきですから、伊香保、そういうところの10市町村の連携をとりながら速やかに手当てをしまして、そういう遊歩道、観光客を迎えられるような仕組み、体制をつくっていかなくてはならないのではないかと考えているんですけども、といってもその辺が、お互いの自治体との連携がご理解いただければこれもかなわないことございまして、やはり普段の自治体同士の交流、いろんな情報交換、そういうのが非常に必要じゃないかと思っているんですけども、その辺の考えをお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今回、9月17日に吉岡町バスツアーを組んだわけですが、議員おっしゃるとおり、水澤寺から船尾滝へ通ずるルート、こういったものも考えたところでもあります。ただ、集中豪雨等により通行どめになったところもございまして、一部ルートを変更したという経緯もございます。

その中で、観光事業というものは吉岡町だけで考えるのではなく、広域的にとらえて考えていかなければならないのかなと、そのためには当然、おっしゃるとおり近隣自治体との連携は必要不可欠であると思っています。特に観光地へのJR駅からの2次交通対策、これは地方はこういった2次交通に関しては頭を抱えているかと思うんですが、その2次交通対策がリピーターを確保する上では大切なことではないのかなと考えておる中で、またこういった面も含めまして、近隣自治体との連携は図っていかねばならないと思っております。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） やはりそういった情報活動、連携は必要かと思います。ぜひそういうふうなところでご尽力をいただきたいと思っております。

先ほど町長のほうから何度かお話が出ました野田宿です。森田本家の話が出ましたけれども、これが、野田宿の本陣の森田家の、好評だったのは野だて、あそこは東屋がありまして、そういうところで野だてをしたり、野田宿ラベルの清酒、お酒が非常に好評だったというふうに聞いています。この野田宿というのは非常に景観がいいんですけれども、これが江戸初期のころから栄えたということですから、もう400年くらいは前の話らしいんです。宿場制度がなくなってからも、もう1世紀もたっているんですけれども、それでいて、本家を中心に屋号の看板を整備したり、昔の面影を今に残しております。あそこを私も、いいロケーションなんですけれども、用水堰が流れています。それに沿ってのんびり散策をしたりしたいんですけれども、これが前橋・伊香保間の観光やら通勤の幹線道路になっておりまして、県道でございますので、非常に車の通行量が多いです。それで、さらに坂道なものですから相当危険な県道であります。片方は堰が通ってしましてということで、大分危険な状態じゃないかなと思ったんです。その交通量を緩和して、あそこを野田宿として観光の、先ほど町長のほうからも出ましたけれども、一つのポイントになるんじゃないかなと思っています。この近隣でも赤城村、今は渋川市赤城ですけれども、あそこは赤城村になりますね。それと榛東の広馬場に柏木宿、向こうは溝呂木ですね、そういうところで、非常に地域で力を入れているところもあります。

この間、議員研修のときに、長野県の奈良井宿や、あそこ通ってきましたけれども、安

心してあそこを散策できるというのは、国道19号にバイパスがあいたんですね。そのバイパスが迂回しましたので、全く奈良宿の昔の風情がそのまま保たれる、安心して散策ができる、そういうようなところでありまして、白井宿もそうです。あそこはもと白井宿が通っていたんですけれども、白井バイパスがあきました。あそこを整備しまして今は相当物産館を含めて誘客になっております。野田宿を何とかそういうふうな状況にもっていききたいという思いも私あるんですけれども、その解決策は、やはりあの道路から車の数を減らすということは、吉岡バイパスの延伸を、これは県の事業ですけれども、吉岡バイパスの延伸、宮東の信号から、今度間もなく開通します高渋バイパスのほうへ向かいまして約2.8キロございますけれども、その延伸道路の早期着工を推進するための考えを町長からお聞きしたいと思います。ぜひぜひこれは、何度もこの延伸道路も話題には上っています。なかなか県の事業ですからそれぞれと言うわけにはいきませんが、やはりこれは地元として、地域として要望を県のほうに上げていく、その地域の姿勢が見えてこないと県でも動きませんので、ぜひぜひこの機会に野田宿からこの鬼が橋の信号を、関越高速のあそこの信号、これがみんな野田宿を通過して伊香保のほうに通ずる道なんです。どこもここもみんな渋滞しています。信号の都度渋滞しています。そんなことがありますので、ぜひ吉岡バイパスの延伸道路の早期着工を推進したいと思うんですけれども、町長の考えをお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

まず、吉岡バイパスの延伸道路の早期着工ということでございます。先日11月30日に北群馬渋川の地区、知事さんと懇談会の席が設けられました。もちろん渋川市、吉岡町、榛東村ということで、我が吉岡町の文化センターで行われました。そのときに、吉岡町の町の要望といたしまして、ぜひこの延伸道路を北に延ばしてやっていただければありがたいというようなことを提案いたしました。これから吉岡町が今まで以上に、いろんな固定資産税、あるいは住民税、町民税ということにあいなければ、その道路を北に延ばして伊香保まで通じる道をぜひやっていただかなければこれからの吉岡町の発展はないというようなことも声高らかに議長のほうからも提言をさせていただきました。そういったことで、町のほうでも動いているのが現状でございます。

それから、森田家のところの野田宿ではありますが、これも12月3日に県内8宿の方々に寄っていただきまして、宿サミットということで、森田本家の方が主宰ということでございませぬが、森田本家の弁護士先生が主になって講師になっていることを発表していただいた、そのところに県内の、今申したとおり8宿の宿の代表者が来て、そこ

でいるんなことで話し合ったということでございます。そういったことで、これからいろんなことでDCの効果を一過性にするのではなく、これからも町といたしましてはDC効果を発揮していこうと思っております。この企画は、去る11月6日に実施しました。28名募集のところを15名の参加をいただき、着地型ツアーということでやらしていただいたわけでございます。参加は船尾滝、三津屋古墳、道の駅よしおか温泉を巡ってまいりました。群馬DCは、吉岡町を知っていただくよい機会だと思いつつ、このDCの効果を一過性のものにしないためにも、今後一層近隣市町村とも連携を持ちながらやっていきたいというようにも思っております。

そういったことで、今突然、いわゆる吉岡バイパスの延伸と言われたんですけども、そういったことで県のほうには物を申しております。そのところには、もちろん渋川の県会議員、北群馬の県会議員も参加していただき、知事を筆頭に県の部長クラスが全員集まった懇談会ございましたので、吉岡町の現状を話しながら、こういったことをしていただきたいということで毎年やっておるのが現状でございます。そういったことで、その場で申したということでございます。議長のほうからもそういったことでぜひお願いしますということで補足をいただいておりますのが現状でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） ありがとうございます。

県から来て、吉岡町を会場にして近隣の自治体の市長、町長、村長、みんな寄ってそういう要望を聞く会を催したということなんでしょうか。

それで、今何度か町長からも言われましたけれども、これだけのキャンペーンをしまして、群馬県の県知事、このDC効果を来年も継続すると常に言っていますよね。大澤知事ですね、言っています。ですから、やはりどこの自治体もそうでしょうけれども、これを一過性にしないためにもいろんな、これから町としても前向きな話でいていただきたいと思っております。

時間になりますので、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、小林一喜議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。10時15分までといたします。

午前 9時56分休憩

午前10時15分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第2、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

総務常任委員会では、12月7日開会の本会議において、議長より付託された承認1件、議案5件につきまして、12月8日9時より委員会室において、全委員、議長、そして、執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、事務局長及び室長の出席のもと審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

承認第5号、平成23年度吉岡町住宅資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分報告と承認を求める案件は、原案適正と認め、全会一致承認であります。

議案第59号 よしおが温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定については、株式会社吉岡町振興公社への再指定及び指定期間3年から5年にしたメリットなど、慎重に審議いたしました。結果、可否同数のため委員長裁決により、原案適正と認め、可決であります。なお、委員長といたしましては、指定管理者、株式会社吉岡町振興公社は町が100%出資している会社であること、また、指定管理の期間が3年が5年については、法的な定めはないが、近隣市町村の指定年数の状況や指定管理者のノウハウを活用し、一定の成果を得ているため、また、人材育成期間や長期経営計画から適正と判断いたしました。

それから、議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案適正と認め、全会一致可決であります。

それから、議案第63号 吉岡町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決であります。

続きまして、議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出につきまして款項の順に従いまして慎重に審議いたしました。原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、議案第59号の審議結果についてお尋ねをいたします。

要は、新しいのはその3年だったものを5年にするということがありまして、そこは大きな議論になったかというふうに思います。61号に関しましても関連をしておりますので、その61号の審議の中では、人件費が両方に乗り入れているという部分があったんですよね。0.5人ずつ。たまたまこれは指定管理者が吉岡町振興公社だから、さほどの問題は出てこないのかなというふうに思いますけれども、そこでの町の回答というのは、今後についてはその部分は精査をしたいというような回答は得ているわけなのですが、今回たまたま、先ほど言いましたように、指定管理者が同じ人だったからそういうことが可能だったかもしれませんが、人件費が0.5人ずつ、よしおか温泉リバートピアの方と道の駅よしおか温泉の方に分かれているということが、その説明の中であつたんですよ。そうすると、そのことがそちらの方では意見が出なくて問題にはならなかったかもしれませんが、そういう克服しなければならない課題というのが私はあると思うんですよ。それが解決されないままこういう形で決定をするということには、若干というよりは結構な問題があるのではないかというふうに思います。

それからもう1点、委員長の方が採決のときに可否同数であつたけれども、いろんな委託業者が吉岡町振興公社と、100%町のものだという中でその判断をしたという回答でありましたけれども、委員長ならご存じだと思いますけれども、これは議長も同じなのですけれども、いわゆる委員長あるいはまた議長の考えを、自分の考えを無視してどうこうじゃなくて、その前にあるのが、いわゆる議長も常任委員長も現状維持の原則というのがあるんですね。これは大原則なんです。だからといって、本人の考えを縛るものではないというんですね。というのは、なぜその現状維持の原則があるかという、今あるものがそれをまた変える条例というのは、違う形でもう1歩踏み出すのだと。そのとき、議員の考えが変わらなかったから五分五分であつたというときは、現状維持の原則に立ち返って、それで再度協議をするというための恐らくその現状維持の原則というのがあるのだと思うんです。これは恐らく行政継続の原則と同じようなことだと思うのですけれども、だからといってそれが違法ではありませんけれども、私はそういう判断をとるべきではなかったかというふうに思いますけれども、そこについての1番めのことと、委員長としてのそういう採決の結果に至った委員長の考えを改めて再度お尋ねをいたします。

議長（近藤 保君） 総務常任委員会岸委員長。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） うちの方の総務委員会では、その0.5人ずつの人員がなっていることにつきましては、特に議論がなかった状況でございます。

それから、今の委員長判断について、例えば可否同数の場合については、現状に戻って再度判断するというお話でございますけれども、時に総務委員会では、やはり採決を下さ

なければいけないという中にあっては、一応そういう中での判断を下したということで理解を願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 第1点目の方は、そういう意見が出なかったということでしたけれども、ということは、その現状の把握、審議の中で、認識はやはり、認識というか、その審議が足りなかったというふうに私は見るんですよ。というのは、そこにその委託をしますけれども、人件費はどうなっていますか、そこでその払ったお金というのは、よもやということかもしれませんけれども、それが道の駅よしおか温泉の方の人件費も、1人をだから0・5人ずつ使っているということがわからなかったと。その分ではちょっと私は調査不足かなという感があるので、それ以上委員長に言っても、意見が出なかったということは、それはやむを得ないことだと思うのですけれども、それと、その現状維持の原則というのは、新たな方にスタートしないで、そういうときはとどめおく。要するにそれはだから新しいスタートを切らないと、もう1度審議をし直すというのは、そこでいったん否決するんですね。新しい、ここで可決すると、もうスタートが決まっちゃいますから。じゃなくてここでもう1度踏みとどまって、それでもう少しそこを、恐らく話し合いの余地というのはあったと思うんですよ。話す余地というのは、町が出したのだからこれはもうどうしてもだめと、いやでもこういうどうもその3年が5年になるところの意味がいまいちわからないと。だから、とりあえずこれはだめになっちゃうわけじゃないですからね。そうしたら、また町にこれまた出し直し、やり直しですから、そこで3年にして、ここでもう1回話し合っ、出し直しをして、それで再度スタートを切るというのが現状維持だと思うんですよ。だから、新たなスタートを切らないと、というふうに私は委員長としての意思表示はすべきだったのではないかというふうに思っているのですけれども、これ以上言いませんけれども、そこについての感想でもいいですよ。

議長（近藤 保君） 総務常任委員会岸委員長。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 当然何点か指定管理をするに当たってのポイント的にはまず吉岡振興公社に委託して、そのことがどうか、あるいは今の3年を5年云々の議論が集中したところでございます。それで、やはり3年から5年にすることについては、どういう形がいいのかなと。すなわち人と人材等の派遣をするのについては、やはり育成期間というのがあるだろうと。例えば3年といった場合については育成でもう1年かかっちゃうよ、については2年という問題になる。

そこで、いろんな例えば近隣、あるいは東京都の状況なんて見ますと、やはり本当は

この基準的には、こういう場合には3年にしようじゃないか、こういう場合には5年にしようじゃないか、例えば人材育成についてはやはり東京都あたりは5年にしているかな、その何ていうか、1年育成期間があってそれでやると、受ける方にすればそうと。ただ、医療の法人については、例えば10年なんていうこともあるんですね。やはり育成期間、いろんなものを考えたところでやっていっているというような状況下を踏まえた中で、やはりある程度公平、透明的な、こういう場合には3年にしようじゃないか、こういう場合には5年にしようじゃないか、ただ、流れるにはそういう中であって、近隣の市町村、例えば隣の渋川の会、あるいは富士見の温泉も、今一般の場合には5年にしておりますけれども、そういう面から見て、一般的な流れの中、指定管理ができてから今の状況を見た場合については、5年でも何ら問題ではないのだろうかということで判断をしたところでございます。

議長（近藤 保君） ほかにございますか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今、一般的には5年というような形でご説明があったわけですが、やはり渋川市の場合を見ますと、スカイテルメについてはパリッシュという出版会社が5年です。一般的には5年というようなことが入っていますが、これはおもしろいのですが、渋川の北橋の温泉ばんどうの湯は4年と書いてあるんですね。平成23年の4月1日から27年の3月3日になっている。これは3月31日、株式会社渋川温泉が、これは指定管理者ですから、これは吉岡と同じ組織だと思います。5年のところのパリッシュだとか、金井興業さんとか、こういったところは、小野上温泉を落としているところは5年ということなのです。それには何か理由があるのだと。

それからもう一つ、前橋市のもを見ますと、さまざまな指定管理の年限を見ますと、一般的には温泉が5年というような形をとったり、あるいは大体見ますと5年ということなのですが、福祉作業所で3年とかいろいろありますが、この桐生ランドという粕川の温泉については、これは2年というような数字が出ているんですね。これはいろいろあると思うのです。要するに経営的な内容の問題、こういったものを勘案して、事業仕分けの対象になりそうな、非常に厳しい状況のところをお願いする場合に、期限を少し短くするとか、長くするとか、そういうことがあるんじゃないかと思うんですね。渋川の場合は、一般的には5年なのだけれども、渋川市が出資者であるばんどう温泉については4年だと。この辺のところは何か意味があるんじゃないかというふうに思います。これは一般的に、先ほど5年、5年と言いましたから、委員長がね、だからそれはもうこのインターネットで見るとは、ばんどう温泉は4年ということで私は承知しているのですけれども。

議長（近藤 保君） 総務常任委員会岸委員長。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） だから今言いましたように、3年から5年の中でやっているのですが、その今言ったように、近隣のデータもいただいておりますけれども、4年のところもあります。5年のところもあります。ただ、その中で見ますと、5年というのがありますよ。それと、先ほどちょっと東京都のお話をしましたけれども、東京都では例えば指定管理に当たっては3年から5年という中で、さっき言ったように、医療費については、その医療関係については10年というような形の指定をしているところがございます。

それで、やはりこの内容を見ていきますと、受けてやはり人材育成をする期間が、民間でやる場合に3年というのはどうかと、育成しただけで2年で、例えば交代という状況下を見た場合については、やはり育成してやるからには受ける側にしても、ああ、3年たったらだめだったらすぐ変えられちゃうのかなと、そういう面から見た場合に、東京都では人材を育成してやるような委託については、5年でいいんじゃないかということで5年というような状況下にあるんですよというお話をしたところであります。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 文教厚生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会は、12月9日午前9時から、委員会室で委員全員と町長、副町長、教育長、関係課長、室長出席のもと、議長より付託されました議案5件の審査を行いました。その報告を行います。

まず、議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、10月から日曜休館として、あとしかし、平日の利用人数が平均86人、日曜日は74人と大差はないということで、また、要望があれば開館する等の話もありました。県内の同様施設、74%は日曜日を休館にしている。それから、レジオネラ菌対策等も数値を示させていただきます。原案適正と認め、可決でございます。

議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、原案適正と認め、可決でございます。

議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）、原案適

正と認め、可決でございます。

議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、これについては、右肩上がりの医療費であると皆さん方も生活習慣病の予防等をしてくださいという議論が交わされました。また、ジェネリック医療品の使用をお願いするというところでいろいろ議論がありましたけれども、原案適正と認め、可決でございます。

議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、これも原案適正と認め、可決です。

以上、報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 先ほどの59号であったり、61号は、いわゆる指定管理が5年ということで、この60号につきましては、3年なんですよ。それぞれの、その59号であったり、61号というのは、その職員がなれるためとか、いろいろなそういうのがいいのだということでしたけれども、働く人の立場から見ると、それは全く同じだと思うんですよ。そういう中でこの老人福祉センターは3年でよくて、向こうは5年というのは、私はどうも一貫性もないし、果たしてどうなのかなという、その辺がどのような議論があったのかということが一つであります。

それともう1点が、休日の件が、休みですよ。休みをどこに持っていかと。これは恐らく老人福祉センターはそもそもは町の、社協にも出していましたけれども、管理運営は町条例の中にありますよね。だから、ちょっとそういう休みが変更になったというときは、条例の改正が必要ではなかったかというふうに思いますけれども、そこら辺ではどういう議論があって、そこではまた、その部分ですね。委員会として考えて、どういう結論を導き出したか。また、どういう調査をしたかという部分についてお尋ねをします。

議長(近藤 保君) 文教厚生常任委員会齋木委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長(齋木輝彦君) この3年と5年ということですが、老人福祉センターについては、前から社協にお願いしているのです、3年ということでは、その年数については議論は交わされませんでした。

それから、日曜休館ということですが、要望があれば開館するというので、その辺で了承をしたと思います。

議長(近藤 保君) 小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言〕

10 番（小池春雄君） ちょうど、ごめんなさい、私もこの議案について条例の確認をしておこなったので、条例の中ではその休日というのはどういうふうにならうたわっていましたかね。それがうたわれたものがもしも、曜日を変わるとすることになれば、その条例を変えなければなりませんよね。しかし、またそこで休館日を自由に変わってもいいと、変えることは可能だというような、いわゆるその設管条例の中がそうならいけばそれで問題ないと思いますけれども、もしもそのところが規定をされているとすると、いわゆる老人福祉センターに管理指定した人が、そこを変わるとはできませんよね。そこはどうでしたか。

議長（近藤 保君） 文教厚生常任委員会齋木委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） その点については、条例改正についてはそこは話が及びませんでした。これが現状です。そういう条例改正をしなければならないということまで話が波及しませんでした。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言〕

10 番（小池春雄君） その及ばなかった、そこまでもその議論になったという話は聞いたのですが、その確認はしないで、ただそういう話だけが進んだというふうに理解していいですか。

議長（近藤 保君） 文教厚生常任委員会齋木委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） そういうことです。そういうことで了解したいと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会小林委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月12日午前9時より、議会開会日に議長より付託されました議案6件について、産業建設常任委員会を開催し、委員5名全員並びに議長、執行部より町長、副町長、所管課長及び室長、議会事務局長の出席をいただきまして、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第61号です。道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、本議案につきましては、議会開会日の提案時においても質問がございましたが、委員会でもよ

しおか温泉リバートピアとの関連性など、実に1時間40分にわたり質疑・審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第66号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、審査結果報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

議長(近藤 保君) 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 先ほど61号に対しまして、委員長の方からその1時間40分にわたり慎重に審議したという発言がありました。委員会に属さない人というのは、何がそんなにあったのかなというふうに思われると思います。どこが問題であったのか。また、その問題であるという指摘も委員会の中でありまして、また、執行からのそれに対する回答もありましたので、その部分をもう少し、どういう審議の中身だったということを出席しなかった委員にかいつまんでわかるように報告をお願いしたいと思います。

議長(近藤 保君) 産業建設常任委員会小林委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長(小林一喜君) 小池議員にお答えします。

この件につきましては、開会初日にも質疑がございましたけれども、この会計を見ますと、平成23年度の指定管理料といたしまして、町より252万円収入として計上してあります。支出を見ますと、252万円でございますけれども、そのうち人件費が118万円、一般管理費、これは水道とか電気とかですね、104万円となっております。そこで問題になりましたのは、この人件費の件ですけれども、先ほども出ましたのですけれども、0.5ずつ温泉関係と道の駅と、これは道の駅に関しては常駐していないスタッフですが、なのでございますけれども、そう分けて、0.5ということで計上をしてあります。その111万

8,000円、これはいかなものかと、そういうことでございます。

それと、この何ていいますか、国交省に申請してあります道の駅よしおか温泉ですか、それとこのリバートピアよしおか温泉、これが一体管理なんじゃないかなと、そういうふうなご意見も出ました。これは執行のご説明ですと、設管条例が別だから、これは一本化、一体化するのは難しいんじゃないかと、そういう説明もございました。それで、その二つの関係を利用して、その相乗効果を非常に執行の方では期待をしていると、そういうご意見でした。それで、その一体化にならないかと、そういうご意見に対しては、町でも今後検討し、努力をしていくというような回答もいただきました。

それと、先ほどから出ていますけれども、3年から5年にしたという、これはどんなものかと、これがございました。これは温泉との整合性もございまして、それと、5年間の中長期的な観点から、これは非常に社員の体質改善、または施設の運営の体質強化にそれだけ時間をいただければ、努力してこれを改善していける可能性は3年よりもあるんじゃないかと、そういう意見も出ました。

それともう一つは、先ほども出ました老人福祉センターは3年であるが、その辺の整合性はどうなっているのだと、そういうことでございます。社協は主に福祉を中心の老人福祉センターでございまして、道の駅は福祉はもちろんのことですけれども、それに利益追求、これも大事なポイントになっているんじゃないかと、そういうことでその3年と5年の関係は道の駅に関しては5年が妥当じゃないかと、そういうことでこれは原案が適正と認めて、賛成多数で可決いたしました。そういうことでございますけれども、よろしいでしょうか。（「オーケーです」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

- 13番（神宮 隆君） 道の駅が指定管理に加わるということでございますけれども、今振興公社の方では、前の温泉、それから緑地公園、これを今指定管理者としてやっているのですが、道の駅、去年発足して、今回初めて今度指定管理者の関連に入るわけです。管理に入るわけですが、まだ今度初めて入るについては、物産館の収益状況とか、やはり出荷組合との関係、それから、場所的な面と、住民との関係、こういうものをやはりもう少し見きわめる必要があるのではないかというふうに考えております。また、指定管理者の方も道の駅が加わると、ほかの温泉は温泉だけで管理者、渋川あたりはやっているわけで、本当に単純なものですけれども、ここは緑地公園もあれば、今度は物産館も入ると、そういうようなことになってくるわけですが、その辺の、まだ初めて指定管理にするのに、やはり5年というのはちょっと問題があるように思うのですが、その辺の

論議はいかがでしたでしょうか。

議長（近藤 保君） 産業建設常任委員会小林委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 神宮議員にお答えします。

確かにおっしゃるとおり、昨年3月議会で指定管理者指定をしまして、4月1日から2年間、来年の3月31日までということで、2年を指定管理を設定したわけです。というのは、リポートピアとの整合性をとりまして、そういう期間の指定管理を設定したと思っています。ですから、まだ本当に2年もたない状況でございますので、そういった実績というか、そういうのが見えてきていないのは確かです。ですけれども、先ほども言いましたように、リポートピアとリポートピアよしおかとの関連でございますので、指定管理者は関連でございますので、その期間に一応合わせていきたいと、そういった意味でございました。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 私も吉岡振興公社に指定を委託するということについては、本当に大きく育ててもらいたいという意味では、吉岡町民としてはこれに期待しているわけですが、今この二つの道の駅と、それから温泉というようなことで、この間も質問をしたわけですが、道の駅の場合は、多分ですよ、高速道路のサービスエリアと同じですから、道の駅に全部なっちゃうとお酒が出せないということじゃないかなという気はするんですよ。その辺はどうですかね。例えば温泉と分けておかなければ、道の駅のスペースと温泉というところを分けておかなければ、温泉の方は違う施設ですからお酒が飲めると。こちらは駐車スペースで、休憩スペースだから、国交省は酒が飲めないと。だから、実績を分けておかなければ、できないんじゃないかなというふうにずっと考えていたのですけれども、その質問をしてから一体にできない理由というのは、その辺にあるんじゃないかなという。もしその酒を飲む、飲まないということになれば、一体になっても、ゴルフをやっても何しても関係ないのですけれども、お酒が出ちゃうと、これは許可にならないんじゃないかなという気がしたのです。その辺はどうなのですかね。そういう話は。

議長（近藤 保君） 産業建設常任委員会小林委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 設管条例が違うと、ですから、その辺のところ、金谷議員がおっしゃるとおりですが、そこら辺まで詰めた質疑、議論はなかったのですけれども、その辺は確認する必要があるかもしれません。

議長（近藤 保君） いいですか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結しました。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、予算決算特別委員会小池委員長、お願いします。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） それでは報告いたします。

予算決算特別委員会を初日と昨日開きました。そして初日に、それぞれの委員会での町に対する要望の取りまとめをお願いをしまして、そして昨日、それぞれの常任委員会から出された意見の精査を行いました。1項目から8項目まで全員の一致を見ましたので、当委員会として町当局に要望するものであります。

要望の事項の1でありますけれども、災害情報配信システムの新設に係る予算計上、2、給食センターの新築に向けての調査費の計上、3、吉岡バイパス延伸の早期着工推進活動費、4、道の駅物産館のフロア改修、5、物産館出入り口のバリアフリー化、6、道の駅のインフォメーションセンター周辺の改修、7、公園の除草等の適切かつ効率的な予算措置、8、雇用促進事業の道路環境（道路側溝の土砂処理など）の整備の継続であります。その中で、4番、5番、6番、この辺は物産館を中心にしたところでありますけれども、そう大きな金をかけてくれというんじゃなくて、駐車場の辺は西日が当たって暑いから、少し植栽でもして木陰をつくってほしい、あるいは高齢者に優しい施設づくりということで、ちょっとしたスロープをつくってほしいという程度のものであります。

以上を、全員の賛成をもちまして、要望をしたところであります。

以上、委員長報告を終わります。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

これより議案審議に入ります。

日程第3 承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第3、承認第5号 平成23年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別

会計補正予算に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第5号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

まず、私は最初に申し上げておきますけれども、この件を株式会社吉岡町振興公社に指定をする、そのことについては決して反対をするものではありません。私は賛成の、指定管理を振興公社にすることには賛成でありますけれども、先ほど言いましたように、まずはこれが3年がどうして5年かというところの説明が、私は不十分だというふうに思っております。60号との整合性もとれていないというのが1点であります。人の育成であるとか、そういうことであれば、やはりこれは60号も同じですから、そこでの、もう少し最初からの細かな説明が必要であったのではないかというふうに思います。

そして、先ほど61号の話も出ましたけれども、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理と、61号の道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定と、これは大変似ておりまして、私はこの61号も59号の中に入れられることが十分可能であるのではないかと。というのは、人が乗り入れをしています。0.5人、0.5人。そして、これはたまたま今回は指定管理者が同一の人だったからよかつ

たのですけれども、仮にこれが指定管理する人が別々になった場合には、この運用ができません。そうであれば、そういうことも当然考えられることですから、考えられることは考えて、そこの整理はしておくべきだと。

私は、そういうことから道の駅よしおかは59号の方に入れるべきだという考えを持っております。そういう中では、その辺の整理が十分にできていないということをもちまして、反対の意見とさせていただきます。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君登壇〕

5番（山畑祐男君） 5番、山畑です。議案第59号 よしおか温泉リバートピア吉岡及びよしおか温泉緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理の指定について、賛成の立場から討論いたします。

指定管理者制度は住民福祉を増進する目的を持って、その需要に供する施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで設けられた制度でございます。

吉岡町でも平成14年4月1日に設立された特殊浴場のよしおか温泉リバートピア吉岡及び翌年に設立されたパークゴルフ等の総合運動公園のよしおか温泉緑地運動公園（河川敷公園）も指定管理者の指定された施設であります。

現在では、これらの施設利用者は年間約30万人以上の町内外の人々に利用され、広く親しまれている施設でございます。しかし、このエリアにはほかにも上武国道の通過に伴い、平成22年4月より営業を開始した吉岡町の観光案内や道路状況等の情報発信基地の道の駅よしおか温泉と、農産物販売等の物産館かざぐるまがあり、一つの集合体を形成しております。吉岡町の東の玄関口として、また、町の観光施設として大切な役割を担っていると言っても過言ではありません。

よしおか温泉リバートピア吉岡では、40名以上のスタッフが町の福祉を旗印に、サービスの向上と、また同時に、利用者の増加及び利益を求めて働いております。一方、物産館かざぐるまは、町民180名余の有志により生産者組合を設立し、16名のスタッフとともに運営しております。地産地消及び地域振興を課題とし、農家から一般家庭の主婦まで、野菜から惣菜、手工芸品、絵画等、地元のオリジナルな品物をつくり出し、販売を行っています。

株式会社吉岡町振興公社は、これらの施設の母体であり、最も大切なかなめになっております。温泉の顧客の安堵感、物産館の生産者を初めとする出入りの業者の安心感、従業員の労働意欲、それぞれ満足していただけるものは、安定した経営母体があればこそです。

振興公社の経営状況は、毎年議会に報告される事業報告で、それは確認することができます。指定管理の期間を5年にすることにより、中長期の経営計画が作成でき、安定した顧客サービスが提供できるものです。指定管理者制度を導入している近隣の渋川市、前橋市でも、一部を除いて5年の期間としております。

指定管理についても、同一エリアの異なった指定管理者が存在しておりますが、将来的には統一した組織が望ましいとの方向性をお願いし、以上、総合的見地より検討しました結果、今回の指定に当たり、株式会社吉岡町振興公社の経営状況、利用者の住民評価等、特に問題もなく、良好状況にあり、同社の継続的方向でよいと判断いたしまして、総務常任委員会では、委員長採択により原案可決といたしました。

以上のことから、議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。議案第59号 よしおか温泉リゾートピア吉岡、吉岡町緑地運動公園に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

町の観光の拠点であり、健康福祉の拠点でもある本施設は、我々町民の共有の財産として維持管理してきました。基幹道に隣接し、好立地条件に位置しています。指定管理者に関しては、町が加わる株式会社吉岡町振興公社に指定管理を委託することには反対ではございません。指定管理の5年に関して、以下の理由により反対とします。

一つ、吉岡町の多額な補助金の投入と、多額な建設費用を投入して道の駅を併設したことにより、入館者数の増加傾向を示しております。収入もそれにより増加し、1,100万円の町への繰り入れが可能となりましたが、経営的には実質赤字経営であり、今後数年間の入場者数の動向を見きわめる必要があるかと思えます。

二つ目、正規職員の管理部門の人員が5名おり、そのほかに社長を含めると6名ということで、経営を圧迫しており、こういったところで改善が図られていないと。

3番、事業計画を見ても、緑地受託料収入、温泉管理受託料収入に依存する体質から脱却していない。

4番、300円の温泉の入場料、300円の視点からの経営改善の方向に誤りがあるんじゃないかというふうにも見られます。

5番、ケイマンゴルフ場の入場者確保ができておらず、代案が提示されていない。もともとは県の赤字施設を受け入れた経緯もあり、早期にゴルフ場の運営を検討する必要があるんじゃないか。一方、パークゴルフに関しては町民の多くの愛好家と来場者の支持も得

ており、集客に関しては努力が見られます。

六つ目です。広告宣伝に関してですが、ホームページの活用などの努力が見られていません。宣伝チラシ等についても工夫が見られません。他の温泉施設を見ますと、これが桐生の粕川温泉ですが、これも指定管理者が非常に赤字を抱えているということで、これは2年だと思います。今民間の業者がこれに参入していますが、こういったホームページをつくっています。それから、ばんどう温泉も渋川市の温泉の、吉岡と同じような組織で運営していますが、やはりこんなきれいなホームページをつくっているわけです。吉岡町の場合は、見ますと、ここの本当に、マップルという、非常に皆さんが見ていただける情報誌の中に、この写真すらないわけです。こういったところに注意が行っていないということです。

これはキャンピングカーによる、吉岡町が、よしおか温泉が非常に注目を集めているのですが、一般の方にこうやって宣伝をしていただいているんですね。キャンピングカーで来て非常によかったということで、一般のこういうキャンピング施設では車をとめなければならぬと。吉岡の場合は、今のところ一晩中車のエンジンをかけていてもいいというようなこともあって、ひそかにキャンピングカーの利用者がふえているんですね。こういった、町が宣伝しないのにこういう宣伝を入れてくれているんですね。こういったことを、町の方はもう少しこういったことに力を入れなきゃならないんじゃないかと。

また、先ほども言いましたが、近隣市町村のどのような施設であっても、その指定管理の指定期間について差が見られる。それはもう少しこれから頑張れというふうな意味で、私は3年間というふうな形で今までのことを維持していただきたいと思います。したがって、町からの補助金のでこ入れがあって経営改善がされてきているわけなのですが、もう独自にこれは自走するというか、この振興公社が自分で動き出す、そしてお客を勝ち取るというふうな動きがもっともっと出てきていいんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、町がかかわる吉岡振興公社に対する指定については反対ではありませんが、指定期間の5年に関しては反対といたします。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

飯島議員。

〔1番 飯島 衛君登壇〕

- 1 番（飯島 衛君） 1番、飯島です。議案第59号 よしおか温泉リゾートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園に係る指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

総務省が作成した平成21年度地方行政改革事例集に登載された目黒区を例にとってみますと、平成18年に指定管理者制度を導入した際には、それまでの管理委託制度を中心

に3年程度の指定期間としたが、今後は維持管理が中心の施設は3年程度、人的サービスや事業企画中心の施設は5年程度としていた。しかし、指定管理者の運営のノウハウを活用し、一定の成果を得ていくため原則5年とし、さらに福祉サービスを提供する施設などのうち、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設については、10年までの範囲で適切な期間を設定することも可としました。

以上のように、本町の指定管理者も住民福祉の増進を図る目的があり、なおかつ、優秀な人材確保と育成期間を確保しながら、長期的に安定したサービスを提供していける利点があり、3年を5年にすることは何ら問題がないと思います。

よって、以上のことから議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第60号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番、金谷です。議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

指定管理者に関しては、町にかかわる株式会社吉岡振興公社に指定することには反対ではありません。指定期間の5年に関して、以下の理由により反対といたします。

先ほども議論になりましたが、私は1番の理由として、道の駅の運営に関しては、清掃料が物産館にも支払われているというようなこともありまして、管理指定は物産館の経営母体が指定管理者となるのが適当だと思われまます。そういうようなことで、まず1点目、現状のこういう5年間の中で、3年間の中で検討していただきたいというように思っています。そして、事業の収支予算には、人件費135万円、一般管理費104万円とありますが、道の駅と温泉、そして緑地公園の共有部分が相当があるというふうなことで、これもこの3年間の中でしっかり精査していただきたいというふうに思っています。

それから、町の広報宣伝活動の拠点として、そして観光の窓口としての役割を果たしていないというふうに思っています。先ほどお見せしましたが、今度はこれは川場の道の駅の、これはホームページの1ページ目ですけれども、本当に真剣にこの道の駅、あるいはこういった町の施設の宣伝を、このリーダーになった方、必死にやっているのです。吉岡、そういうことは見られません。そういう意味では、ここのところでそういう意思を議員が見せてほしいのです。これは5年にすんなりにすることじゃなくて、こちらは3年だよというところで、この指定管理を請け負っているトップの方に、それを知らせてほしい。

これは茂木町、栃木県です。これもしっかりとしたホームページ。ここでは、この物産館を運営している方々が、東京の世田谷の早稲田大学の前の商店街まで、空き店舗を利用して農産物を出す。そこまで行っているのです。町の特産品を出すとか出さないとかの問題ではありません。そのレベルではないのです。そこで活躍している人たちが一生懸命動いているのです。

これは今話題になっていますが、兵庫県のこれはマイスター工房八千代といひます。これはノリ巻きが有名なんです。毎朝行列ができると。主幹道から10何キロ離れたところなのですけれども、1人が10本、20本のこのノリ巻きを買いに行列ができる。これ

はここのお母さん方がやっている、こういうものですが、これは全国的に注目されています。これは吉岡で言えば、この道の駅、こここのところから情報発信が行われているということです。

これはテレビでも話題になりましたが、高校生レストラン「まごの店」というのがあります。これは三重県の相可高校という農業系の高校ですが、この職員関係の方が、これは町の行政の方からそちらに押しかけて、こういう施設があるので、その高校生たちに食事をつくってもらえないかと。そういう形で町の方が高校まで出向いて仕掛けているんですね。そういうふうな取り組みの中で、この間テレビ化されて、これはドラマ化されました。

こういうふうに地方の中では、はっきり言いますと、道の駅、あるいはこういう吉岡のリバートピア、そういったところが核になって吉岡町を売り込んでいっている。私はそういう意味で、この、先ほどの5年で結構ですけども、ここで議員の意思を示して、もうちょっと頑張れよというような、そういう何ていうのですかね、エールを送る意味で3年というところに決めていただけないかというふうに思っています。このまま素直に5年というふうに決めるんじゃなくて、もうちょっと努力しろと。あるいはその運営はこの物産館の人たちにやってもらったらいいんじゃないかと。そのくらいの覚悟を決めて、ひとつ次の3年間の中でいろんな討論をしていただけないか。

そして、これを取り巻くいろんな有識者の会議もあろうかと思うのですが、世代を少し落として、50代、40代、30代、この辺の人たちを周りにつけてアイデアを出し合うというような、そういうことも必要になってくるんじゃないかと思えます。このまますんなり行ってしまうような形では、もう1歩前に進めないんじゃないかと思ひまして、反対討論とします。

指定管理の延長に対して、私は3年で、そして吉岡町振興公社にもうちょっと頑張れと、そういう意味で、この5年に対して反対をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第61号について、反対の立場で討論を行います。

59号と同じように、いわゆる59号ではよしおか温泉リバートピア、そして61号では道の駅よしおか温泉。これは知らない人が見たら二つあるというふうに見えますよね。どっちが本当なのだと。じゃこの今61号が出ている道の駅よしおか温泉を59号に一緒にすることはできないのかと。私は十分可能だと思います。同じものものを審議をするにおいて、これが何で、これで今のこの審査付託先を見ても、総務と、これが産業建設に分かれる必要が何であるのかと。あれが本当に別々なものですか。同じ一体の、一つのと

ころにある一つのものとしてとらえなければ、いつになっても、これは一つのものにならないんですよ。その中に物産館もあるわけですから、一体のものとして考えていく、その中には、そうすれば人を0.5人、0.5人なんていうことはしなくても、一つのところで責任を持って運営をさせることができます。こういうような方法ですと、同じ事務所に電話が来たら、誰がどっちをとるのかわからない。何とかこれを一つにする、朝、先ほどまで本当に議会の中でも別々に審議するのはナンセンスだと思うんですよ。

私はこれをぜひとも一つのものとして、一体のものとして、温泉名も一つにして、二つあるかのようなわからないことにしないで、ぜひともその整理をしていただきたいということを切に願って、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。
石倉議員。

〔9番 石倉 實君登壇〕

9番（石倉 實君） ただいまの反対討論に対しまして、賛成討論を行います。

議案第61号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定については、平成22年4月1日より株式会社吉岡町振興公社が運営管理をしておりますが、当初はよしおか温泉リバートピア吉岡の運営管理を9年間にわたり着実に業績を改善してきております。吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）との相乗効果との期間を5年にすることによって、中長期的な事業計画の中で、社員の意識改革と体質強化を図り、安心・安全な休憩エリアとしてのお客様対応を強く要望し、株式会社吉岡町振興公社を指定管理者として賛成するものでございます。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 賛成多数。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第62号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第63号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第64号 吉岡町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第65号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第66号 吉岡町農業近代化資金融通措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第66号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第67号 吉岡町総合農政推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第68号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第69号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第69号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第70号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第70号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第71号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第72号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第73号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第74号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第20 請願・陳情審査報告

議長（近藤 保君） 日程第20、請願・陳情審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 請願・陳情審査報告を行います。

依願終了後に審査を行いました。

請願第4号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書。システムが不透明だとか、いろいろ今後議論が必要だということはありませんでしたが、賛成多数で採択でございます。

請願第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願。財源の保証がないとか、税と社会保障の一体改革の中で議論されるべきだということで、不採択でございます。

請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願。これも同様のもの、不採択ということでございます。

陳情審査報告は請願の後に行いました。

陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書。賛成多数

で採択でございます。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 1点だけ私ごとで申しわけない、おわび申し上げます。本会議をノーネクタイで出席したことをお許し願いたく、了解を願いたいと思います。

日程第21 請願第4号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書

議長（近藤 保君） 日程第21、請願第4号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第4号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22 請願第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願

議長（近藤 保君） 日程第22、請願第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立少数。

よって、請願第5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願は不採択とすることに決定しました。

日程第23 請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願

議長（近藤 保君） 日程第23、請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立少数です。

よって、請願第6号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願は不採択とすることに決定しました。

日程第24 陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書

議長（近藤 保君） 日程第24、陳情第3号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第3号を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第25 発議第9号 子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、
現行保育制度の拡充を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第25、発議第9号 子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 発議第9号。

平成23年12月14日。

吉岡町議会議長近藤 保様。提出者、町議会議員齋木輝彦。賛成者、町議会議員宇都宮敬三。

子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書。

上記の議案を、吉岡町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

提出の理由、子供の権利を最優先に地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう求めるため。

裏面をお願いします。

子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書。

国は、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの間取りまとめについて」を決定した。今後は必要な検討を踏まえて、社会保障・税一体改革とともに2011年の通常国会で法改正を行い、2013年度からの新制度の施行を目指しているものとしている。

この「子ども・子育て新システム」は直接契約、利用者補助、保育料応益負担などを柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものである。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応益負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法

24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものである。子供の福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受けている保育レベルにも格差が生じることになりかねない。

子供の貧困や子育て困難が広がる中で、都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地では保育の確保が困難になっている。被災地の保育所の復旧・整備も遅々として進んでいない。今必要なことは、新システムの導入ではなく、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなどで、すべての子供に質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充である。

よって国及び国会におかれては、子供の権利を最優先に地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1、国及び市町村の公的保育責任を後退させる「子供・子育て新システム」に基づく保育制度改革ではなく、すべての子供の健やかな育ちを保障するために、児童福祉法2条、24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。

2、市町村の保育実施責任をなくし、直接契約、直接補助、応益負担を原則にする「子ども・子育て新システム」は撤回すること。

3、国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。

4、保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅にふやし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。

5、保育の質の低下につながる保育所の国の基準の引き下げを行わず、国の責任において維持改善すること。

6、幼保一体化など保育・幼児教育の制度設計に当たっては、地方自治体、保育・幼児教育関係団体、保護者等から十分な意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、少子化対策担当大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長様。

群馬県北群馬郡吉岡町議会議長近藤 保。以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第10号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第26、発議第10号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 発議第10号。

平成23年12月14日。

吉岡町議会議長近藤 保様。提出者、町議会議員齋木輝彦。賛成者、町議会議員平形 薫。

大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める意見書。

上記の議案を、吉岡町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

提出の理由、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるようするため。

裏面をお願いします。

大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める意見書。

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療

提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のためにも法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、国民の負担を減らすことが求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療・社会保障予算をふやし、医師・看護師・介護職員など大幅にふやすこと。

3、国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月14日。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、群馬県知事様。
群馬県北群馬郡吉岡町議会議長近藤 保。以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

齋木議員、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第10号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第27、議会議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してある書面のとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付の書面のとおり議員派遣することに決しました。

日程第28 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第30 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第28、29、30、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題にします。一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

日程第28、29、30、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務のうち吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました「所管事務の調査事項」について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定によりお手元に配りました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことに決しました。

日程第32 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第32、予算決算特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

予算決算特別委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定によりお手元に配りました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

町長あいさつ

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成23年第4回定例会の日程をすべて終了いたしました。

閉会の前に町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本議会におきましては、上程いたしました報告、議案、承認のすべてを認定、可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心よりの感謝を申し上げます。

寒さも一段と厳しくなり、年の瀬を迎え何かと慌ただしい時期ですが、どうか議員皆様方には健康には十分留意の上、ご活躍をくださいますようお願い申し上げます。

議員皆様方におかれましては、よいお年を迎えられることをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして平成23年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時53分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 岸 祐 次

吉岡町議会議員 小 林 一 喜